

憶説は誠に眞實の如く記す。雖も然も皆淺薄の説にして、秀吉の心を獲たるものにあらず。蓋し秀吉がかゝる巨大なる佛像を作れる眞意は、思ふに己の功德を後代に表彰せんとするに共、又一面に民間に於ける武器を收公し、以て平和を圖らんとする政略に出でたるものなるべし。即ち諸國民間の武器を徴し、之を鑄潰して大佛の材料とせることは、恐らくは其眞相ならん。其建立の地を東山に選び、寺を名けて方廣寺といひ、先づ奈良の大佛師宗貞弟宗印及び工人を召して建立の事を圖り、其結果愈、材木を四國・九州・信濃會木・紀伊野熊等の諸國より徴發する事となれり。而して其嚴かなる事は薩藩舊記所載十七年正月二十三日島津義弘の書狀に詳かにして、即ち義弘重臣を屋久島に遣はし、材木を搜索せしめ、其數を悉く日記に記して注進せしむといひ、又紀伊に於ては山奉行某不行届ありて首を刎ねられたりといふ。又大佛の築地及び山門中門の用材として木曾の木材切出方を、下野の佐野修理太夫に命じたること、佐野文書に見え、其他諸家に材木を徴發せし文書頗る多し、而して大佛殿の棟木にすべき大木を諸國に求むるも、遂に無かりしかば、更に

富士山に就きて檢せしめ、適當なるものありとの報を得るや、其切出方を家康に命ぜり、仍りて家康は止むを得ず直ちに人夫を富士山に出して切出に着手せること、家忠日記に見えたり。日記中十七年七月より十一月に亘り日々の如く木引と書せるは、これ大木を切出して引きたるをいふなり。又此等の木材を買上ぐるに就いての費用を諸大寺に課せしが如く、日用集十七年三月十九日の條に、其費を納めしことを記せり。又大佛殿の周圍に石垣を築くにあたり、始めは小石を以てせしも、竊むものあらんことを恐れて、更に大石を以て築かんことし、因りて亦大石を四方に徴せり。蒲生氏郷の如きは三井寺の山上より二間に四間の大石を引出すに當り、緞子を以て之を包み、笛太皷を以て曳きたるも動かざりしかば、數十人の傾城に美装せしめ、石上に拍子をこらせければ、諸人競ひ立ちて之を曳く。會、秀吉も來りて此體を見、自ら石上に飛上りて木遣りの聲を放ちしかば、諸人勇みて難なく之を曳き得たりといふ。大關氏郷記又細川家記所載千利休の書牘によれば、細川忠興の大石を引出したる折にも、秀吉石上に乗りて音頭をこれりといふ。又近江百濟寺所藏の額

面に多數の諸人異形の姿をなして大石を引く様を畫けるものあり、石上には大將ありて之を指揮し、見物の男女又堵の如し、是蓋し此時の光景を畫きたるものにして、當時の風俗を徴するに足るべし。

さて此工事は初め五奉行に命じて之に當らしめたれど、更に其進捗を期せんが爲に、専ら前田玄以に一任し、後又高野山の興山其應に一切の奉行を命じたり、故に寶簡集中往々大佛殿建立に關する文書あり、其文を見れば、興山は如何にも敏才ある者にして、頗る秀吉の氣に叶ひたるもの如し、此佛像を造りし者は奈良の佛師のみにあらずして、明の佛師にして豊後に在りし者を用ひたること、太閤記に見え、又平戸に住める明人古道なる者を召寄せたること、松浦文書にあり、其佛像は木骨に漆膠を塗りたるものなりしといふ、かくて十六年七月秀吉令を天下に下して民間の武器を取上げたり、其理由三あり、其一は諸國の百姓、刀脇差弓鎗銃砲等を蓄へ、動もすれば一揆を企つるは、田畑不作の基なり、故に悉く進上すべしといふにあり、其二は進上したる刀脇差は大佛殿建立の釘、鋸等に用ひらるゝものなれば、其功德は今生未來の福利を助く

べしと、其三は百姓は農具のみ持ちて耕作を専らにせば、子孫長久なり、異朝にては唐堯の世、寶劍利刀を農器に用ひたりと、か傳ふれども、本朝には其例なし、今度初めて此事を實行するに至れるは、古の堯舜の爲す所に學びて、太平の治を致さんが爲なりといふ、この令文は諸家に下したるもの如く、薩藩舊記、萩藩、関関録、小早川、什書、松浦文書、武家事記等に散見す、又當時此事を稱して、刀狩といへり、多聞院日記十六年七月十七日の條に、天下百姓の刀を悉取之、大佛之釘に可遣也、現に刀故及鬪爭身命相果爲助、略後生は釘に遣之、萬民利益現當の方便と被仰付了、中略、内證は一揆爲停止也と、沙汰在之、種々の計略也とあり、是より追々諸家より百姓の武器を集め差出せる事、前田家文書、溝口文書等に見ゆ、但し此大工事に就きては、諸人頗る迷惑せるものと見ゆ。

さて大佛完成の年月は明瞭ならざれども、秀吉嚴重なる督促をなしたるを以て、意外に早く成就し、十四年より十七年頃までの間に略成りたるもの如し、其後小田原の役起りたれば、大佛殿造立の事は自然延引せられたるもの如く、十九年五月二十日大佛殿立柱といふこと、晴

豊公記に見ゆるも、其後又外征の事ありし爲め、大佛殿の用にこて徵發せる材木等は軍艦製造に用ひらるゝに至り、従つて稍遅れたるものなるべし、されど太閤記に、昔は二十年に造畢ることなん、今度は五年に成就し侍るやうに、こあれば左程に遅延せるものにはあらざるべし。

抑秀吉の此企は、恰も秦始皇帝が天下の兵器を銷して金人十二を作りたるに相似たり、そは暗合なるか、將た模倣なるかは知らざれども、其類似寧ろ奇といふべく、亦時勢も殆ど相似たり、即ち秦が紛々たる戰國を統一したるは、應仁以來分裂したる海内を統一せる秀吉に類似し、兩者何れも數十年來の兵亂を鎮めて泰平を開かざるべからず、是に於て共に天下の兵器を潰すの必要を認めたるものなるべし、又秦が二世にして亡び、高祖百年の基を開き、豊臣氏亦二世にして亡び、徳川三百年の基を起したるも亦相似ること甚し。

大佛は慶長七年災に罹りしかば、同十五年秀吉の子秀頼再興し、更に銅を以て鑄造し、次いで十九年大佛の鐘を鑄るに及び、其銘文の事に依りて大紛亂を來し、遂に豊臣氏滅亡の端を開けり、其後、大佛は寛文年間

に再び焼失して其形を留めず、今は僅か其礎石を殘せるのみなり。

## 第二節 聚樂第行幸

秀吉既に九州を征伐して略、海内の大半を統一するや、是に聚樂の行幸を仰ぎ皇室に對する盛大なる宣誓式をあげたり、因りて其顛末に先立つて聚樂第創築の事を述べん。

十四年二月秀吉は京都の内野の地をトして大なる邸宅を築けり、即ち一條の南二條の北にありて、其區劃は方千間、周圍に濶二十間、深三間の濠を穿てり、而して役を諸將に課し材木を諸國に徵發せしかば、諸侯乃ち各自ら來りて工事を監督し、遠く佐竹氏の如きも、爲に上洛して此役に與れり、又檜皮葺の釘なども奈良寺院に課せる事多聞院日記に見えたり、當時恰も大佛の建立あり、又九州征伐の事ありて、土民或は土木に、或は軍事に休息する暇なく大に迷惑せる由、兼見卿記、多聞院日記、貝塚、天滿記、言經卿記等に見ゆ、抑聚樂第の創建は何に據れるか詳かならざれども、豊鑑によれば、秀吉の本據は大坂にあれども、平常の住宅は皇

居に近き地を選ばざるべからずとの志ありて之を作れりといふ、其名を聚樂といふは明文なく、又支那の史籍に徴するも其熟字なし、唯五代史翟光鄰傳に「雖貴不營財產、常假官舍以居、蕭然僅蔽風雨」略○中而光鄰處之、晏然日與賓客飲酒、聚書爲樂」とあり、或は是等の意味に基づくか、即ちこの第は後幾もなく關白秀次に譲る、秀次は文學を好み書を聚めて樂となせばなり、又秀吉は晩年文教を興すの計畫ありたれば、或は干戈平定の後は大に文教を興すの考ありてか、る名を附せしものなるか、其他に思ひ當るは聚樂行幸記にして、是は祐筆大村由己が命を奉じて書けるものなれば確實なるものなれど、其内に「水殿雲廊別に春を、く、誠に長生不老の樂をあつむるものなり」との語あり、或はこの意聚樂の名の起源なるやも知るべからず、猶研究の餘地ありといふべし、其構造の莊麗を極めたることは、前掲聚樂行幸記に「臺の飾、瓦の縫目には玉虎風に嘯き、金龍雲に吟す」とありて、以て虎龍が瓦の飾とせられたるを知るべく、雍州府志にも「其結構非言語之所及也」とあり、又都名所圖繪には「殿閣には七寶を鏤め、名木奇石を集め、秦の阿房宮、前漢の未央宮にも劣ら

聚樂城屏風

東京三井源右衛門氏所藏

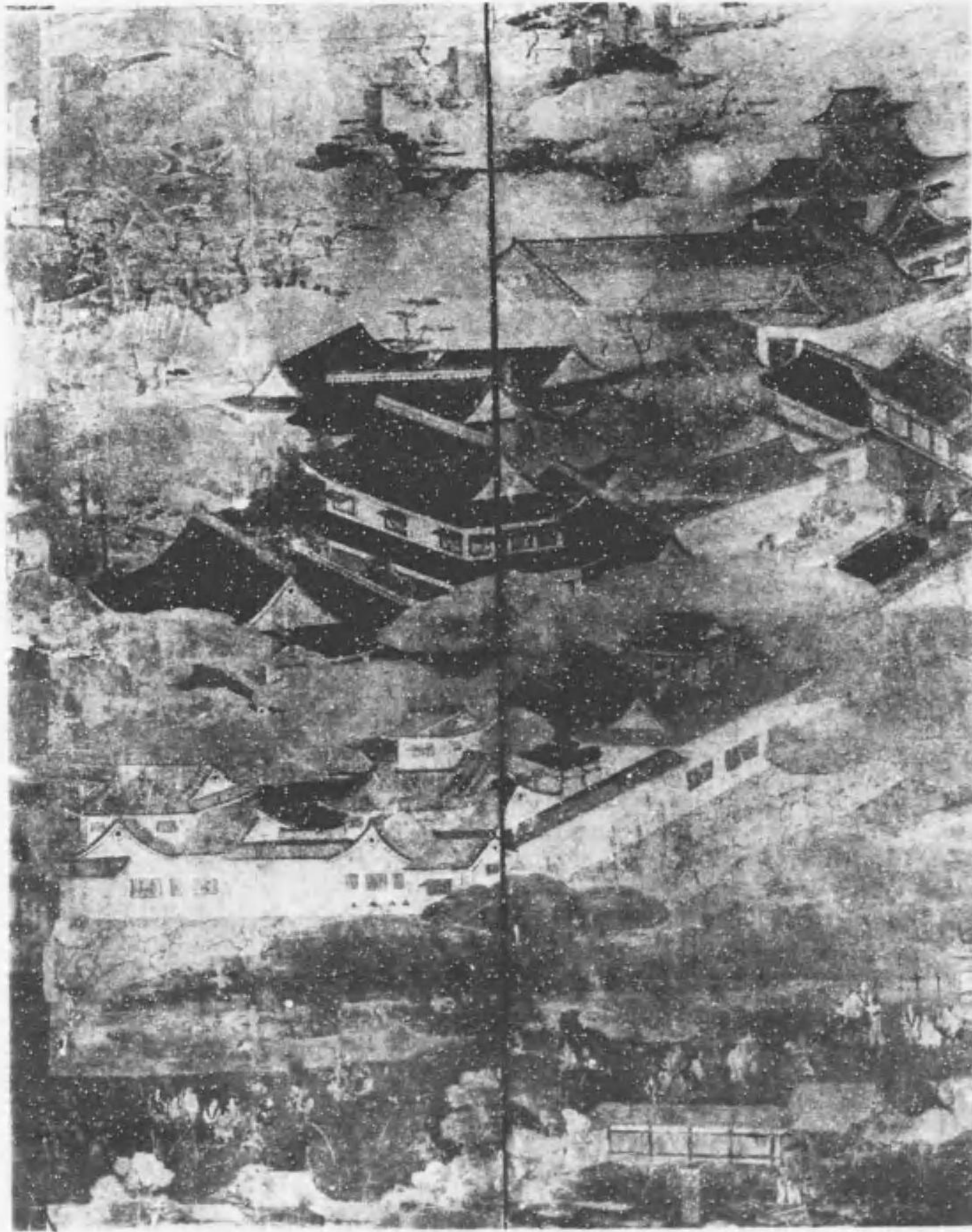


これに依りて聚樂城の本丸、大廣間、宮殿造の有様、城外道路の状況等を聊か考ふるに足るべし。

居に近き地を選ばざるべからずこの志ありて之を作れりといふ其名を聚樂といふは明文なく又支那の史籍に徴するも其熟字なし唯五代史翟光鄴傳に、雖貴不營財產常假官舍以居蕭然僅蔽風雨略而光鄴處之晏然日與賓客飲酒聚書爲樂とあり或は是等の意味に基づくか即ちこの第は後幾もなく關白秀次に譲る秀次は文學を好み書を聚めて樂となせばなり又秀吉は晩年文教を興すの計畫ありたれば或は干戈平定の後は大に文教を興すの考ありてか、る名を附せしものなるか其他に思ひ當るは聚樂行幸記にして是は祐筆大村由己が命を奉じて書けるものなれば確實なるものなれど其内に水殿雲廊別に春を、く、誠に長生不老の樂をあつむるものなりこの語あり或はこの意聚樂の名の起源なるやも知るべからず猶研究の餘地ありといふべし其構造の莊麗を極めたることは前掲聚樂行幸記に、費の飾瓦の縫目には玉虎風に嘯き金龍雲に吟すとありて以て虎龍が瓦の飾とせられたるを知るべく雍州府志にも其結構非言語之所及也とあり又都名所圖繪には殿閣には七寶を鏤め名木奇石を集め秦の阿房宮前漢の未央宮にも劣ら

聚樂城屏風

東京三井源右衛門氏所藏



これに依りて聚樂城の木丸、大廣間、宮殿造の有様、城外道路の状況等を聊か考ふるに足るべし。

ざるの寶閣也といひて、何れも瓦は金を以て塗り、莊麗目を驚かす様を記せり、三井高辰氏所藏屏風は當時のものにして、聚樂第の全豹を書き、いづれも金づくめにして、其面影を窺ふに足り、従つて前述の記事は眞實を語るものなり、十四年事を創めて、十五年九月に落成し、秀吉大坂よりこゝに徙れり、これと同時に諸將も亦各邸宅を其近傍に構へ、又互に華麗を鬪はし、豪奢を競ひ、一時の盛を極めたる事は、言經卿記、多聞院日記、豐鑑兼見卿記等に詳かなり、而して秀吉、關白職を秀次に譲ると同時に此邸も亦秀次に譲りしが、秀次素行悪しく、且つ讒に依りて、文祿四年勸氣を蒙り自殺するに及びて、聚樂第爲に壞たるに至れり、されどかかる莊麗なる建築なれば、其一部分を諸寺院、或は諸侯に分與することとなり、現に今尙存するものあり、即ち大徳寺唐門並に本願寺の飛雲閣は其一にして、前者は其彫刻の大膽、其色彩の豊艷にして、豪華なる桃山時代の特質を發揮し、後者は構造精美を極め、莊嚴瀟洒にして、桃山時代の粹を止めたり、又金澤博物館にこの第の門扉あり、前田利家の拜領といひ、唐草の彫刻精巧を極めたり。

「第成るに及び秀吉行幸を仰ぎ奉らん」として、十六年正月準備の爲め先づ禁中に御支度料を献ぜり、御湯殿上日記抑、應仁以來兵亂相踵ぎ行幸の儀久しく絶えしが、永享九年後花園天皇將軍義教の第に行幸ありしより此に至る百五十二年にして初めて此盛典あり、故に豫め前田玄以に命じて諸家の記録を閲し古實古例を調査せしめし事、聚樂行幸記、豊鑑等に散見す、かくて漸次準備成り、四月十四日遂に行幸あり、御駐輦三日、其行列の次第は行幸記に詳かにして、猶古今消息集に秀吉の花押ある行列次第收めらるれば、以て彼自ら定めたる行列なる事を知らる、當代記中にも亦行列の次第あり、此には他の行列次第とは趣を異にせるものを載せたり、即ち鳳輦の前に金棒四本、後に銀棒三本と云ふ事等なり、永享の行幸に際しては足利義教門外に奉迎するに過ぎざれど、秀吉は先づ自ら御所に参内し、然る後、行幸に扈從せり、これ前例になき尊敬を致せるものといふべし、御駐輦中日々の御饗應並に献上物等の善美を極めたる事は行幸記に詳かなり、群書類從所收行幸記は其原本と異同あり、原本の奥には、依、仰記之、梅菴由己清書法印長譜との跋語あるのみなら

ず、此撰述に就きては言經卿記四月二十日より、閏五月二十七日迄に屢散見すれば、此記の根本となるべきは勿論なり、十五日第二に秀吉洛中の銀地子五千五百三十兩を供御料に献じ、米地子八百石を上皇及び皇弟六宮古佐麿の料に献じ、近江八千石の地を親王公卿に頒てり、六宮は秀吉の養子に在せる御方なり、十七日には禁裡女中衆へも知行を宛行へり、即ち女御に三百石、典侍、長橋兩局、御乳人に百石宛、其他は五十石宛を與へたり、御湯殿上日記行幸記に「凡そ人は末期に遺言して領地財寶を讓るが常なれども、自分は我世の盛なる間に領地財寶を上下に與へ進むを誠の心なり」といへり」と記せり、尋いで秀吉は此盛典に参列せる前田淳田、徳川織田以下二十九人の諸大名に命じ、誓書を提出せしめたり、其主意は子々孫々に至るまで皇室を奉戴する事、及び秀吉の命令には如何なる義をも違背せざらんことを誓はしむるにあり、其誓書は古今消息集、行幸記に見ゆ、抑、秀吉が此行幸を奏請し奉りしは、九州平定を告げ海内略、其掌に歸せんことをせしかば、此を機會として行幸を仰ぎ、列侯を率ゐて之に朝し、尊王の大義を表はし、同時に自己の威嚴得意を示し、諸

將をして上は皇室に對し下は自己に違背せざらしめんとせるが爲ならん、羅山の秀吉譜に「托事於行幸」とあるは善く其情を得たるものなり。

### 第三節 北野大茶會

天正十五年十月一日北野松原に於て、秀吉は天下の數奇者を集めて茶湯を催せり、世之を稱して大茶湯といふ、抑秀吉の茶趣味は信長に因りて養はれしが、其誇大の性格は、狹隘なる四疊半的の茶趣味に甘んずる能はず、廣漠たる野外に於て、國民は勿論、外國人迄も趣味を同じうする者を招きて一大茶湯を催したるなり、其精神は國民と共に樂むにあるが如し、蓋し彼は匹夫より身を起せるが故に、常に平民的氣分を有し、大茶湯の如き亦其平民的心理より出でたりといふべし、されど彼は一面平民的なると同時に、他面貴族的の所あり、即ち彼の出身と現位置とは、善くこの兩面の調和を取るに最も便なると共に、事實其調和を取れり、されば此大茶湯を催すに當りても、其以前宮中に大茶湯を催したり、そは彼が嘗て黄金の茶室なるものを作りたることあり、即ち黄金づく

めにて一の佳麗なる茶室を作り、其中には亦悉く目を驚かす計の立派なるものを飾り立て、而して運搬自由ならしむる爲め組立式のものなりき、具塚天満記此の茶室成るや、秀吉は先づ之を宮中に運び入れたり、御湯殿上日記十四年正月十六日條に、

くわんはく、こかねのすきのさしきもちて、御まあり候て、小御所にて御めにかけられて、くわんはく御ふるまいにて、小御所にて御ちやまゐる、

とあり、又兼見卿記同日の條に、「金之御座敷小御所に被立置候也」とあるが如く、秀吉は先づ茶室を小御所に組立て、天皇皇子を始め奉り、皇族の方々及び公卿の主なる者を招待し、手づから茶を點じて進め奉り、更に御饗應を献じ、各皇族方御陪膳あらせられたり、而して此茶湯畢りて後宮中女房達にも悉く此茶席を見物せしめ、其後數日を経て、此茶室を紫野に組立てて、京中の男女に見物せしめたり、是に依れば北野の大茶湯は突然に催されたるにあらずして、先づ宮中に於ける大茶湯を催し、尋いで、平民的大茶湯を催すに至りたるものといふべし。

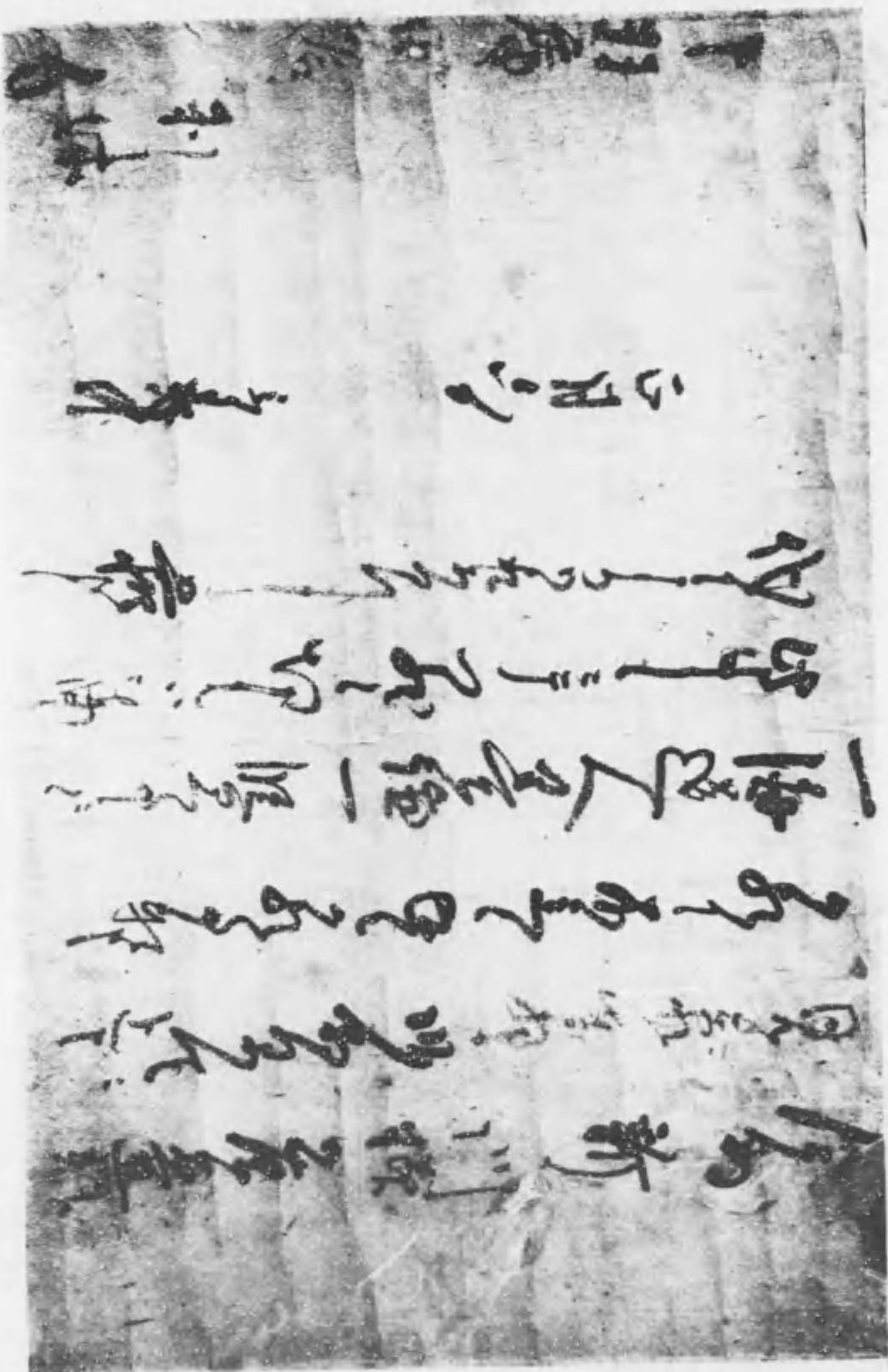


さて大茶湯を催すに就きて、先づ十五年八月二日高札を洛中及び奈良堺等に建てたり、その文意は來十月朔日、北野松原に於て茶湯を興行するにつき、貴賤を論ぜず貧富に拘らず、望みの面々は來つて興を催すべし、秀吉數十年間求め置きたる諸道具を飾るが故に、望み次第見物せよとの事なり、記、太閤又北野大茶湯記にも、この時の揭示の箇條書ありて、これによれば十月朔日より十日の間、天氣次第大茶湯を催さるゝあり、多聞院日記九月二十三日の條にも來月朔日より十日迄とあれば、初は十日間の豫定なりしならん、されど實際には一日にて止みたり、多聞院日記十月四日の條に、朔日一日にて止みたるは、何か仔細ありての事ならん、佐々成政の敗亡によるかとの意を記せり、或はかゝる事情に依りしやも知るべからず、又八月二日の高札の箇條書に、

茶湯執心においてはまた若黨町人百姓以下によらず、釜一つるへ一、茶なきものはこかしにても不苦候間、提來可仕候事、又日本之儀は不  
及申、數奇心懸有之ものは、唐國の者までも可罷出候事

とあり、如何にも平民的なるを窺ふに足る、されば當日に至るや、秀吉は

千利休が又庵に宛て、本願寺新門跡教如が茶室を利休に見せたるを謝せしものなり、この書眼態く利休の筆蹟の特徵を示せり。



千利休筆蹟 男爵郷誠之助氏所藏

勿論公卿將士各意匠を凝らして北野松原に茶室を作り、各所持の道具を飾り立て、其茶室の數は千五百の多きに及びりといふ、多聞院日記兼見卿記にもこの數をあげて、公家衆分八百餘、北野の經堂より松梅院邊に到るまで悉く之を造り、一間の空き所もなしとあり、太閤記にも亦方一里の間空所なしと記せり、北野大茶湯記に二番金之御座敷と記せるは、是前述の黄金茶室なるは贅する迄もなし、秀吉は近臣を從へて此間を逍遙し、公卿將士の茶室に立寄りて一日の清遊を縦にせり、諸將士の中茶趣味ある者は固より來會せしが、然るべき者にして平素茶の心掛なき者にして命令的に參會せしめられたるもの三百五名ありしといふ、太閤記又高札の主意により諸國より上洛せるも亦夥しかりき、さて當日の事は主として千宗、易宗及宗久の三人をして之を監督せしめしかば、其賞として秀吉各に三千石宛與へたり、太閤記世に北野大茶湯會圖なるものあり、當日の狀を畫きたるものなれど、甚だ疑はしく、其文章の如きも後世のものにして、人名亦合せざるものあり、又松原の茶室の狀の如きも粗にして、空所なしとの景色は見えず、恐らく後に作りしものな

るべし、抑秀吉が斯る大規模の茶湯を催せしは、徒に誇大の樂を極めんが爲にあらざして、自己の威勢の強大なるを天下に示さんが爲なるべし、而して其盛大なる企をなせるは亦因りて來る所あり、即ち前述の如く信長嘗て京都に馬揃なるものを行ひ天下の名馬を集めたることありき、其主旨は軍事的大會といふべきものなるに、此北野大茶湯は平和的大會にして馬揃より其體を異にすれども、其開催は馬揃の故智に倣ひたる所なり、故に多聞院日記九月二十三日の條に、

於京都茶湯方々所々へ被仰付、今日奈良中より各上云々、過分の造作云々、先年信長御馬揃程之事也、

と記して、此大茶湯を以て馬揃に比較せるは、誠に其當を得たるものなり、かくて、此二事實の間には、軍事と平和との相違こそあれ、其威力を誇示し、以て天下を畏服せしめんとするの政策に出でたるは、兩者其揆を一にするものにして、此意味に於て、亦此大茶湯を味ふべきものなり。

#### 第四節 秀吉の金銀分與

秀吉は信長の例に倣ひて諸國の金銀山を收め、奉行を置きて之を管理せしめ、盛んに採掘を行へり、而して、其鑛山の所在は假令他家の所領たりとも、別に役人を派して之を監督せしめたり、されば石見銀山の如きも毛利家の所領なれども、秀吉よりも代官を派出し、毛利家の代官と共に其監督に當れること、銀山舊記に見ゆ、恐らく其他の鑛山に於ても亦同様なる扱ひなりしならんと思はる。

かくて諸國金銀山鑿掘に着手せし結果は、金銀の出づること頗る多く、太田牛一雜記にも、秀吉公御出世以降、日本國に金銀山野に湧出、略中昔者黄金を稀にも拜見申事無之、當時は如何なる田夫野人に至迄金銀澤山に不持扱、云ふ事なし、本朝豊饒に納、秀吉公御慈悲專に御座候故、道路に乞食非人一人も無之、有難御世也、と記せり、以て金銀の如何に民間に充溢せしかを窺ふに足らん、是に於て大に通貨を鑄造して國用に便にせんと欲し、大判小判を鑄造せり、尤も判金の鑄造は既に信長に始まれど、秀吉之に倣ひて判金の鑄造を爲すこと共に、更に便利なる小判を製出せり、但し此判金鑄造は何年に始まるか明かならずして、新井白石の

寶貨通用事略によれば、天正十六年に始めて之を鑄造すといふも、これ何に據りしか詳かならず、後藤庄三郎家所藏文書の内に板倉伊賀よりの書狀に、大野主馬抱への者上下壹萬貳千人之分指持方馬乗ふちまで、當月分渡申候、是者永應與申坊主一所に而秀頼の藏を明け、金銀米迄まゝにいたし、天正十五年の判金も牢人とも出し申候を見申者申候事、とあれば既に十五年鑄造の判金ありしこと明かなり、故に或は其より以前に鑄造せられたるものもあるべく、而して十六年頃には盛に製造せられたるにあらざるか、此の如くして金銀府庫に充溢するに及びければにや、十七年五月二十日を以て秀吉は數多の金銀を公卿將士に頒與せり、其方法は聚樂第南門の中二町程の間に、金銀を臺に積み三通りに之を并べ、秀吉は皇子古佐麿と同座にて之に臨み、菊亭勸修寺等の公卿之に侍し、前田玄以、淺野長政、増田長盛、石田三成等其奉行となり、各、秀吉の面前に呼出して之を與ふ。先づ古佐丸に黄金一千兩、銀一萬兩を獻じ、信雄家康に同額を與へ、秀長に金三千兩、銀二萬兩、秀次に金三千兩、銀一萬兩を、浮田秀家以下諸將之に準じて分與せること各、差あり、其總額

三十六萬五千兩といへり、但し維摩會日記には之を枚數にて現し、金四千九百枚、銀二萬千百枚、都合二萬六千枚とせり、又日用集には、總配分之金銀、金者六千枚、銀者二萬五千枚とあり、多少の異同あり、雖も、之を以て其概數を知るべし、世に之を太閤の金賦と稱せり。

さて金賦の理由に就きては諸書亦異同あり、日用集には、關白殿爲御遺物、金銀被遺諸大名、又人之死生不可定、臨其終者、病苦、死苦、不知前後之事在之、故先可有御配分とあり、之に據れば死に臨みて遺物を與ふるも詮なき事なれば、寧ろ存生中に之を與へ置かんとの意味なり、秀吉にかかる考のありしことは聚樂行幸記にも見えたり、其文に、そのかみ皆人の遺言をなす事、其末期にのぞみて領地財寶をゆづる事のみ也、我世盛なる折に、領地財寶をそなへまゐらすこそ、寔の心ざしにてはあらめと宣ふとあり、此趣意は全く日用集に云ふ所と同一なり、而して行幸記は前述の如く、大村由己が秀吉の命を奉じて書けるものなれば、筆者の想像にあらず、且つ此時の日記なり、従ひて想像のみを記さざるべしと思はる、日用集と其記事相等しきは、眞を傳ふるものなるべし、又豊鑑

によれば、秀吉以爲らく我既に日本を掌握せり、多くの金銀をつむごも用ゐざれば、瓦石に均し、之を將士に頒ちて其家を賑さん」と、羅山の秀吉譜にも此説を取れり、是等は亦皆當時の書なれば、必ず撰者の想像にもあらざるべし、思ふに金賦の動機に就いては、表面必ず此等の意味を以て口實としたるならんも、秀吉は是よりして關東を征伐し、進んで海外を征せんとするの雄圖を抱き、將に大跳躍を試みんとする際なれば、金賦には大なる意義を有せるにあらざるか、即ち之を以て財政の豊富なるを内外に示し、以て天下の人心を鼓動し、共に活躍を試みんとする政策には非ざるか。

#### 第五節 諸國の檢地

諸國の檢地も亦既に信長之を初めて行ひし事既に述べし如し、秀吉の檢地は之を繼續したるに過ぎず、但し何年頃より之を始めしか未だ分明ならざれども、天正十三年四月より始めしこと、諸書に見ゆる所なり、されど、そは一時的或は一小部分に過ぎずして、一般的に之を行ひし

は十七年以後なるが如し、即ち此年よりして畿内を初めとし、全國に渡りて之を行ひしこと、記録文書に散見し、又當時の檢地帳に於ても十七年以後のもの残り、此時迄諸國の豪族は戰國割據の後を承け、諸家各、税法を異にせしが、此に至つて始めて統一せり、先づ土地の段歩の制を定め、曲尺方六尺三寸を以て一步とし、三十歩を一畝、三百歩を一段とし、十段を一町とす、而して其收穫の率を定めて、上田一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗とし、又畠に於ては上畠一石二斗、中畠一石、下畠八斗とせり、但し地質の如何によりて多少率を異にせる事は、各地に現存する檢地帳に依りて之を徴し得べし、又従前用ふる所の榊に於ても諸國諸家之を異にせるを、是に至つて一定し、一般に京榊を用ひしむ、而して其租税の割合は收穫の全額を三分し、二分を年貢とし、一分を百姓の所得とす、即ち二公一民なり、諸家所藏文書文祿四年八月三日掟書追加中の第三條に、天下領知方之儀、以毛見之上三分二は地頭、三分一は百姓可取之、兎角田地不荒様可申付事とある是にして、檢地事業に附帶して定められたる税法の大概なり、而してこの事業は四年に涉りて行はれ、

其詳細は各地檢地帳に依りて知るを得べし、さて其方法は、太閤記によれば一郡に就きて三組宛の役人を派出して行ふものにして、其人選は頗る慎重にして、信篤く算勘に達せる者を組合せ、誓紙にも及ばずして派出を命ぜり、其時に與へし心得書の中に、

一、百姓不致迷惑やうに可有之事、  
一、薪之外自賄たるべき事、  
一、給人ために能やうに仕、予が爲不可存事、  
とあり、又參州岡崎領古文書の内にも、是時の定書ありて、文祿四年十月日 其  
隱岐守長頼判 其中にも、

一、代官並下々みだりがは敷儀在之者、可注進急度可成敗之事、  
一、禮錢、禮物堅可停止之事、  
一、順路に申付候とて、代官下代に對、ないかしら仕、申度まゝの儀於仕者、其身之儀者不及申、庄屋年寄共迄可爲曲事、  
とあり、又諸家文書纂四十七年十月六日、治部少輔の定書にも、  
給人其外下々に對、不謂族有之者可申來、聞届糺明をさげ可加成敗事、

とあり、人民に對して如何に親切丁寧に取り扱ひしかを知るに足らん、抑、檢地事業たるや、極めて困難なる事業にして、兎角人民と衝突し、動もすれば擾亂を生ずるの恐あり、現に此頃佐々成政は其領内肥後を檢地して大騷亂を起し、其身を亡せし、事前章に述ぶるが如し、然るに秀吉の檢地は十三四年より始めて文祿四年に至るまで久しきに渉れるも、爲に一揆騷動を惹起せること無し、或は史料缺亡にも依るべけれど、寧ろ不思議とする所なり、是蓋し上に擧げ述べたる定書の如く、役人を戒飭して秋毫も犯さざらしめたる結果ならんかと思はる、之を要するに金銀貨幣の鑄造といひ、田畑の檢地といひ、國家經濟の根本を固くし、以て我が國運發展に大に資するあらんとする秀吉の根本政策は、亦以て彼の他の諸事業と相俟ちて、大に注意するに値するものといふべし。

#### 第六節 寺院政策

##### 甲 比叡山延曆寺の再興

是より先、元龜二年信長延曆寺を焼却するや、三千の衆徒并に日吉社人は孰れも山を下りて離散し、一山忽ち荒廢に歸しぬ。是に於て日吉社家において行丸諸國を廻りて再興を計り、衆徒にありては蒲藏院亮信正、覺院豪盛等關東に赴き、諸家を歴訪して再興を企てぬ。武田信玄は兼ねて豪盛に歸依せしかば、其企圖を援助する所ありき。行丸は五年の後、天正三年に歸國して内々社頭再建を運動し、私に朝廷に奏狀を捧げたる事ありしも許されざりき。そは恐らく信長を憚られし爲なるべし。されど行丸は猶運動を止めず、四年十一月更に公然と勸修寺大納言に就きて社頭再建の奏狀を捧げたり。そは信長に綸旨を下し、諸國に寄附を募りて再興するの勅許を蒙らんとの願旨なり。こは却下せられずして御預りになりしが如し。當時淺野長政は近江坂本の城主なりしが、いたくこれに同情し、日吉大宮再興の爲にこて木材を寄附し、毛利輝元も亦白銀若干を寄進せり。然れども是等は信長を憚りて極めて内分に行はれたるに過ぎざりき。然るに十年六月本能寺の變ありて信長自殺するや、叡山の衆徒之を聞きて感喜窮りなく、各地方より歸來し共々に力

を協せて再興を企てたり。即ち亮信、豪盛、南光、坊裕、能等は主として幹部となり、常に叡山に居りて堂社再興の事務を處理し、一方施藥院全宗、觀音寺詮舜等は専ら外部に運動して勸縁の功を勵ます事となりぬ。かくて全宗、詮舜は先づ秀吉を訪ひて再興の願意を述べしが、秀吉は信長薨じて間もなければこて遽に之を許さず、されど幹部の人々は毫も挫折する所なく、専心再興を計ると同時に、青蓮院門主尊朝、法親王も亦十年十二月を以て山門再興の勸進狀を起草し、以て諸國有縁の檀越に廻せり。蓋し青蓮院は天台座主に補せらるゝ院家たるを以て、叡山とは密接の關係あればなり、その狀の主旨は諸國の寄附を募りて叡山の神社佛閣を再興せんといふにありて、その全文は載せて史籍集覽にあり、かくて再興の氣運漸次進捗するや、行丸等の必死の運動によりて、先づ十二月二十七日に日吉七社の假殿を造立するに至り、次いで十一年閏正月には朝廷より山門三院、日吉及び日吉社内の神體佛像等の彫刻作製を許容する旨の綸旨を下さるゝに至れり。これ公に山門再興を許されたる始なりとす。この綸旨と同時に家康にも亦綸旨を賜ひて、山門の再興

を助けよご依頼ありければ、家康は直ちに御請狀を上つる所ありしかども、然かも其狀中には謹んで勅を奉じ分國中に寄附を募るべきも關白の下知を得んごの句あり、この請狀今延曆寺文書に載せられたり、又家康の老臣酒井忠次よりも山門別當代に書を送りて、家康分國中の山門領を取調べて返納する旨を通知せり、これ等は一面には家康が朝廷に接近する政策とも見るを得べし、斯くて朝廷に於ても公然叡山再興の思召を發表せられたれば、全宗詮舜の二人は益、秀吉に請ひて再興の許可を得んごし、秀吉も亦この二人の意氣を愛し常に左右に出入する事を許して、諸事を相謀る密接の間柄となれり、依りて二人は益、秀吉に説く所ありしかば、秀吉は遂に十二年五月二十一日を以て叡山再興の許可を與へ、又金一萬貫を亮信に與へて横川の諸堂を再興せしめたり、かくて愈、再興の計畫進みたれば、豪盛は自ら叡山諸堂再興の緣起勅進を作りて諸國に勸進せり、この緣起は今比叡山再興緣起の中に收めらるれども、斯の如き緣起は一山諸堂社何れに就きてもあるものにして、例へば戒壇院再興の緣起は九州の沙門輩が主となりて作り寄附を募

りたるものなり、十一月に朝廷は尊朝法親王を天台座主に補し、同時に之に山門再興の綸旨を賜ひぬ、信長叡山を焼き天台座主の任命廢絶せられてより茲に十一月初めて再びこの任命を見るを得たり、而して又十二年三月十一日には山門再興助緣の綸旨を、奥州伊達政宗に下されぬ、秀吉は先づ米二千石を叡山に寄附して諸大名に其範を示すご共に、前掲の如き助緣の綸旨を特に伊達家に賜はるが如きに至らしめしが、こは大に注意を要する所なり、即ち秀吉は將に東國を討たんごせるが故に、豫めかゝる朝命を政宗に下し、以てその態度を試みんごする政治上の意味も含まれ居たるなり、かゝれば秀吉が東奥經略の準備は又ここに既に現れたり、これより山中の諸堂、諸社漸次再興せられ、十四年四月には日吉大宮の正遷宮行はれ、次いで同月家康は横川の講堂を建て、又傳教大師の影像を作りて之を安置し、翌十五年四月二十五日には無動寺明王堂再建せられ、十七年には新庄駿河守頼直日吉の神輿二基を新造し奉る事となり、文祿四年より西塔の轉法輪堂再建し、聽て山門の神事法會いづれも次第に復興せられたりご雖も、然も猶未だ全く再



興し終らざるに秀吉薨去しければ、徳川氏に至りて、續いて再興の事行はるゝ事となりぬ。

抑、秀吉の叡山の再興は高野山本願寺の再興と、事情に於て頗る併せ考ふべきものあり、故に高野山及び本願寺の再興をも述べて秀吉の寺院政策に論及せん。

### 乙 高野山金剛峯寺の再興

信長が信孝を將として高野山を攻めたりし事は既に織田時代史に於て述べたる所なるが、高野山攻撃中本能寺の變ありし爲め、信孝圍を解きて去るや、高野山の衆徒之を追撃したりき、次いで秀吉、勝家を破り織田氏に代るや、高野山は北國平定の賀狀を秀吉に呈しぬ、これ秀吉の成功を豫想し、彼と平和を計らんが爲なるべし、秀吉は小牧役ありて未だ高野山處分の違なかりしが、天正十三年三月に至り、南海を征し紀州に入るに及んで、使者を高野山に遣はし、明かに降服を勧め、若し聽かずんば一山を破却せんといひ送れり、是に於て高野山大に狼狽し、一山大

衆の評定ありたるも、一人として使者の任に當らんとするものなかりき、時に客僧應其上人自ら秀吉の陣營に至りて高野山の爲に秀吉に返答せん、こゝを提言せしかば、滿山全權を彼に委託し、應其は秀吉の陣に至りて高野山の爲に辯明する所あり、これより秀吉と高野山との間は融和して甚だ圓滿となり、十五年九月七日金堂落成するや、秀吉落慶の大法會を行ひ、又その後秀吉の母大政所薨するに及びては、追弔の爲に一萬金を献じ髮寺を建てたり、これ今日の青巖寺にして、應其之が住職に任ぜらる、秀吉は又母の三回忌に當りて、高野山に詣で法要を營み、且つかの高野詣の謠を作らしめたる事ありき、此時應其大に歡迎して善美を盡せりと云ふ、秀吉遺髮を佛前に供へ、應其に向ひて曰く、弘法大師入滅以來茲に七百餘年、諸堂悉く廢頽す、依りて今布施として之等を再興すべしと、應其其命を奉じて再興せるもの殿堂二十五宇に及べりと云ふ、かくて一時荒廢せる高野山も再び輪奐の美を極むるに至れり。

叡山と高野山との再興に關し一の注意すべき事あり、そは叡山の再興を計りし一人に施藥院全宗なる者ありて、最も之に盡力し、且つ秀吉

の優遇を得てそのいふ所聞かれざるなきは前述の如し、彼も近江の人にして叡山に入りて僧となりしが、嘗て醫道を一溪道三に學び、頗る上達して治療を受くるもの多かりしかば、秀吉奏請して法印となし、施藥院に出仕し昇殿まで許され、又一面には秀吉の祕書官の如く右筆等をなし、行政上の文書等をも掌るに至りぬ、故に秀吉の朱印及び書狀に尙施藥院申べく候とあり、又自身の觸書等をも出せり、高野山の再興に就きては應其の力に負ふ所甚だ大なり、應其も亦近江佐々木氏の一族にして初は武士なりしが、後高野山に入りて木食して修行せりといふ、然るに高野山一度危急に際するや、客僧の身を以て秀吉に辯明する事其宜しきを得て、靈地を萬代に保存するを得たり、彼も全宗の如く更に以上に秀吉に愛せられぬ、應其は建築經營の才ありて、高野山の外有名なる神社佛閣にして彼に依りて建立せられ、或は再興せられたるもの甚だ多し、例へば京都東寺の金堂、五重塔、醍醐の金堂、嵯峨の釋迦堂、石山の觀音堂等、總べて八十幾ヶ所に及びりといふ、又秀吉の遺命により豊國神社を造れり、その傳は紀伊續風土記高野山高僧行狀及び總分方風

土記にも見ゆ。○大日本史  
料第十二編

かくの如く秀吉は叡山よりは全宗を、高野山よりは應其を發見して各之を重用し、其有爲の才幹を發揮せしめしは、彼等よりして諸寺諸社の事を究め、寺院政策の一助となせるものといふべし。

### 丙 興福寺の優遇

是より先、信長は大和を征して寺社領等を檢地し、その莫大なるを發見せり、凡そ大和に於て興福東大の兩寺を始め、諸寺廣大なる寺領を擁して國內に跋扈せるは源平時代以來の状態なり、故に源賴朝も大和には守護を置く能はざりしが、信長初めて守護を置きて嚴壓せしかば、之よりして南都の諸大寺漸く閉塞せり、されど信長は最後の處分をするに至らずして難に會し、秀吉其任に當る、然るに秀吉は信長に反して毫も斧鉞を加へずして優遇し、天正十三年に大和に弟秀長を封ぜり、これ同國が重要な區域にあるのみならず、又一方には諸大寺の親和を計らんとする政策の含まれたるが故なるべし、さればにや幾程もなく

して春日神社を再興せり、その造營の莊麗なりし事人目を驚かすものありしが如く、多聞院日記に「社頭悉く整ひ終る、美麗見事極りなし、珍重々々」あり、造營終るや大政所同社に參詣せんとして大準備をなせし事も同書に見ゆ、その費用は何れも秀吉より出でたるなり、十七年秀吉春日社に參詣するや、興福寺の築垣の修築及び諸門修繕を命じ、直ちにその工事に着手せしめて、秀長自ら之を檢分せり、秀長はその後も屢參詣し、又は家族を伴つて見物旁參詣し、その度毎に興福寺にては能ふ限り歓迎せる事多聞院日記維摩會日記に散見す、興福寺の維摩會は同寺の年中行事の最なるものなれど、費用を莫大に要するの故を以て久しく廢絶したりしが、秀吉は特にこれが爲に五百石を寄せ、十七年八月より之を再興せり、この維摩會には講師あり、講師には一乘院門主尊勢之に當りぬ、この時秀吉奏して尊勢を大僧正に吹擧せり、こは前關白近衛前久の子なり、前久は曾て信長の旨に逆ひ、京都を去り薩摩に出奔せる人なり、秀吉その子尊勢を優遇せしは、彼が信長の排斥せし人の子を取立てしものにて注意すべき事なりとす。

同年十月秀吉は鷹野として奈良に遊び、公卿諸將多く之に従ひ、東大興福の諸寺に宿泊せしが、諸寺丁寧に歓迎の準備をなせる事、多聞院日記維摩會日記に見ゆ、又十七年正月尊勢より年賀の使者を秀吉に進めしに、諸國よりも年賀の使者多く京都に滞在して、容易に謁見するを得ざりしに拘らず、尊勢の使者は早く謁見し得たる事、維摩會日記に見ゆ、これによりても秀吉の興福寺を優遇せしを見るべし、こは嘗に興福寺を優遇せるにあらずして、大和國人を優待するの意なり、蓋し興福寺は大和國人の中心なるを以て、これによりて國人の歡心を收めんことをものにして、殊に信長によりて虐待せられし大和を優待するは頗る注目に値する處なり。

#### 丁 本願寺優遇

本願寺は信長と激戦の末和睦したれども、宗門の上に於ては信長より非常なる屈辱壓迫を受けたれば、本願寺は機會ある毎に之が回復を計るの念、寸時も止まざりしはいふ迄もなかりき、恰もよし本能寺の變

ありたれば、本願寺門主光佐は早くも秀吉が之に代るべき勢を看取し、いち早く秀吉に親しみ近づき宗門再興の機會を捉へぬ。天正十一年三月秀吉が勝家と賤ヶ嶽に戦へる時、光佐使を秀吉に遣はして、應分の忠節を盡さん事を申込みしかば、秀吉は加賀越前の宗徒をして一揆を起さしめ、以て勝家を牽制せば、加州の寺領を舊の如く安堵すべしと答へし事、秀吉の書状に見ゆ。本願寺文書但しこの約束により果して本願寺が加賀越前の宗徒に命じ、一揆を起さしめしや否やは明文見えざれども、秀吉がこの後本願寺を優遇せると、光佐の宗門回復に熱心なることよれば、こは必ず實行せられたるものならん。秀吉勝家を破り北國を定むるや、光佐使を遣はして之を慰勞ひし事、本願寺文書に見ゆ。

十五年九州征伐の時に當り、光佐は下間頼廉を秀吉に従軍せしめ、薩摩の門徒を誘ひて案内せしめし事、本願寺文書同通紀に見ゆ。かく光佐が門徒の力を投じて秀吉の歡心を得んとし、秀吉も亦之を利用して事をなさんと計りしかば、茲に兩者の結合を見るに至れるなるべし。されば光佐は本能寺の變後十一年七月を以て、早くも開山の影像を奉じて

紀州鷺森より和泉貝塚に移りぬ。これぞ彼が宗門回復の第一歩なりき。貝塚には蓮如の遺跡として一の寺庵ありしが、一時荒廢に歸せしを、天文年間にト半齋といふもの之を再興して住持せり。天正十年に秀吉は光佐の爲にト半齋に命じて御堂を建立せしめぬ。茲に於て光佐はこの御堂に來り住せる事、和泉願泉寺文書に見ゆ。

光佐はこゝに移ると同時に使を秀吉に遣はして之を謝し、且つ大樽千荷を送り、又淺野長政以下の秀吉近臣にも各贈物しければ、秀吉も使を下して之に答へ、又秀吉の夫人よりも贈答する所ありき。貝塚天満次いで十四年七月廿八日には秀吉より泉州築尾村にて二百八十石の寺領を本願寺に寄進し、本願寺文書更に十七年八月に至り、光佐攝津天満に移りたれば、秀吉は光佐の爲に天満の堂塔を造營し、その隨從者の住宅をも造れり、因りて前の貝塚御堂は秀吉の命としてト半齋に與へたり。願泉寺文書十二月に秀吉は京都大谷の祖廟の舊地を本願寺に與へ租税を免除す、よりに光佐は初めて荒廢せる祖廟を修め再び舊觀に復するを得たり、紀通次いで山科郷の舊領を寄せぬ。本願寺文書かくて又十八年二月八日に天満

の寺内町屋敷の地子を免じ、十九年閏正月に京都六條に南北二百八十間、東西三百六十間の地を與ふ、但しこの中本國寺の敷地南北五十間、東西百二十七間を除くこれ今の西本願寺なり、本願寺文書、同通紀かくて本願寺は遂に永く京都にその根據を有する事となりたれど、其は光佐の秀吉に結びし結果なり。

之を要するに信長の害に遇ふや、光佐は早くもその翌年泉州に來り、僅三年にして攝津に入り、六年にして京都に移りぬ、而して移る度毎に秀吉の助力あり、かくして光佐は次第に宗門の回復を計りしかば、遂に從前より以上の發展をなし、以て今日に至るまで克く宗門の隆盛をつづくるに至れり、これ偏に光佐の巧妙なる手腕によるものと云ふべし。

### 戊 結 論

信長が叡山高野山本願寺に對し大なる打撃を加へし事は織田時代史に述べし如くなれど、秀吉は之に反し、いづれも之等を再興し、又は優待せし事右の三寺に留まらずして、各地寺社の秀吉の時に興隆せられたるもの頗る多し、蓋し天下の人心翕然として彼に歸服せる所以のもの

のは、單に彼が武力にのみによるにあらず、一面寺院政策、その宜しきを得て人心を收攬せしによるなり、抑、當時の社會は宗教の信仰に支配せらるゝが故に、之を破壊するに保護することは、人心の去就向背に關して甚大の影響あり、秀吉茲に見る所あり、寺院保護の政策を執りし所以ならん、固より彼が天下經綸の政策は、信長のそれを踏襲せるは、織田時代史の結論に述べたるが如くなれど、獨り此寺院政策のみは全く信長とは反對の方針に出でたり、されど敢へて著しく反對の痕跡を現さず、叡山再興にしても、本願寺再興にしても、徐々として之を行ひ、高野山に對しては信長の處分未了なりしかば、一應之を征伐するの勢を示し、而して降服するを待つて然る後に再興したるが如き、何れも機宜を得たるの處置と云ふべし、抑、彼は驚天動地の雄略を抱ける人なれば、區々たる小事には拘らざるが如し、雖も、亦一面には人情の機微を捉へ、民衆の心理を解する事深く、俗言にていはば、即ち人氣を採るに巧妙なるものありしなり、彼が寺院に對する態度の如きは實に人心收攬の一なりとす。

## 第十九章 小田原征伐

### 第一節 上・甲・信三國の形勢

これより先、秀吉は既に北陸を定め、南海を平げ、遂に九州をも征服せしかば、將に關東を平定して海内統一をなさんとし、天正十八年三月、自ら大軍を率ゐて京都を發し、先づ小田原の北條氏を討たんごせり、仍りて先づ本能寺の變よりこれ迄の間に於ける關東の形勢の變化を述べん、而してその變化の中心となれるものは實に上・甲・信三國にして、本能寺の變當時より錯綜せる事情あり、遂に秀吉の東征に至るなり。

初め信長、甲斐を平定するや、河尻秀隆に甲斐を與へ、森長可等四人に信濃を分ち與へ、瀧川一益に上野を與へて、厩橋に置き、關東の抑へこし、以て陰に北條氏を壓せしめしが、本能寺の凶變を聞くや、三國忽ち動亂を來しぬ、先づ上野の形勢を述べん。

一益は厩橋にありしが、本能寺の變を聞きて思へらく、北條氏は必ず

之に乗じて西上野を奪はんごするの計に出づべしごて準備怠りなかりしに、果して北條氏其舉に出でたり、元來上野は北條氏の勢力範圍なるが故に、一面よりいはば、只此機に乗じて之を回復せんごするに、過ぎず、而して一益は之に止まりて、徒に北條氏と戦ふは詮なく、寧ろ上京して亡君の弔合戦をなさんごし、厩橋を去りて上京せんごせり、時に武藏鉢形城主北條氏邦兵を出して上野金窪原に陣し、一益を要撃せしかば、一益撃ちて之を破りしも、偶、北條氏直、大軍を率ゐて來りしかば、衆寡敵せずして大敗し、僅に遁れて伊勢長島に到りぬ、かくて上野は其主なく、北條氏の爲に占領せられたり。

此時に當り、森長可は越前の柴田勝家と共に、信長の命を承けて越後の上杉景勝を討ち、信濃より越後に侵入して關山に到り、勝家は越前より進みて越中に入り、遂に魚津城を撃ちて之を占領せり、偶、本能寺の變報至りしかば、勝家乃ち急遽兵を收めて越前に歸り、長可も亦信濃に引上げて、信長の難に赴かんごせり、時に其部下春日周防等、長可に謂つて曰く、君西上せんごせば宜しく、國人の質を還すべし、否らざれば、國人の

追撃に遇はんと、長可聽かずして質を拘留したるまゝ、上京せしかば、國人果して之を途に追撃す、長可僅に遁れて西上し、信濃又主なくなりぬ。甲斐には秀隆其國主たりしが、徳川家康信長の凶變に乗じて之を奪はんと欲し、早くも六月六日を以て岡部正綱に命じて甲斐に討入り、下山の城を收めて之に據らしめたり、下山城は甲斐南巨摩郡にあり、穴山氏居館のありし所にして、駿河より甲斐に入るの要路に當れり、家康先づかゝる要害を占領すると同時に、一方には本多信俊を使者として秀隆の許に遣はして曰く、この際もし亂民の一揆起るあらば、直ちに兵を發して應援せん、偶、國人秀隆の苛政を恨み、一揆を起して秀隆を攻めん、とせしかば、秀隆これ信俊の教唆に出づるものなりとなして、信俊の寝たるを伺ひて之を刺殺せり、而して國人亦秀隆を攻めて遂に之を殺ししかば、甲斐主なくして大に亂れぬ、是に於て甲斐、信濃、上野は共に首領なく、爲に北條、徳川、上杉三氏交、争ふに至りぬ。

武功雜記・大成記・武家軍記・家忠日記追加

三河物語・依田肥前守覺書・當代記・甲陽軍鑑・神君年譜・多河記

## 第二節 徳川・北條・上杉三氏の分争

### 甲 徳川氏の信濃經略

この際先づ信濃に手を入れたるは家康なり、信長の凶變ありし時、家康は會、泉州堺遊覽中なりしが、變を聞くと、直ちに飛脚を堺より遠江二俣の依田信蕃に遣はし、信濃に赴き故舊を集合し、之を占領すべしと命ぜり、蓋し信蕃は元信濃、芦田城主にして、武田氏の爲に遠江二俣の城を守りしが、信長の甲斐征伐に當り、家康諭して之を降し、密に保護を加へたり、されば信長が甲斐の將士を悉く誅せる際、信蕃は二俣の近傍に隠れて其難を免れ、爲に常に家康を徳とす、事甚だ厚かりしかば、家康は之を利用して、故國に討入らしめたるなり、かくて信蕃に従ひ集まるもの數千人に及びしかば、遂に芦田城に據り、近傍を攻略せり。

先に信長は武田氏の遺臣を根絶せん、とせしが、家康密に之を庇護して助けたるもの頗る多く、其多くは遠江に隠れたり、信蕃の如きは、その最たるものなり、是に至りて家康はこれ等の輩を甲、信兩國に遣はし、

己の爲に活動せしめたり、よりてこれ等の輩より誓状を奉りて無二の忠節を盡さんことを盟はしむ、其全文は濱松御在城記にあり、但し其宛名に下條兵庫助とあり、下條は名を頼安といひ、信濃伊奈郡の豪族にて、この際家康の味方となれるものなり、家康乃ち彼に遠江にありし甲信の浪士を付囑せしめ、以てその指揮の下に活動せしめしものなり、その外信濃の豪族にて家康に黨せしもの、尠からず、其主なるものは小縣郡の禰津信光にして、使を遣はして忠節を盡さんとし、家康も亦七月十四日附にて返答し、固く約する所ありき、譜牒餘録中眞田伊豆守書上の中にあり、又伊奈郡松尾の城主小笠原信嶺も、亦自ら家康に謁して麾下に屬せん事を乞ひぬ、信嶺は初め信長の甲斐征伐にあたり、之に降り、後飯田城主毛利秀頼に屬せしが、信長が甲斐遺臣誅滅の方針に従ひて、秀頼をして信嶺を刺殺せしめんとし、乃ち茶會に託して之を招き殺さんとし、圖りしかば、之を察知し急に遁れて木曾山中に匿れぬ、會、この變あり、秀頼狼狽して西上したれば、信嶺は一度松尾に入り、次いで六月十四日駿府に赴き、家康に謁して旗下に屬し、舊領を回復せんことを請ふ、依りて家康之に舊領安堵の約

をなしたるなり、勝山小笠原家譜、家忠日記追加

又諏訪氏は曩に信玄の爲にその領を失ひしが、この亂に乗じ舊領に歸り、舊臣を集めて之を回復し、諏訪の高島城に據れり、六月二十八日家康の部將酒井忠世、使者を遣はし諭して之を降す、家忠日記、大須賀記、乙骨大郎左衛門覺書、三河物語

信濃深志城主小笠原貞慶亦家康に屬しぬ、抑、貞慶の父長時先に信玄に攻落されて流浪し、當時會津にあり、在國の舊臣等その子貞慶を索め、之を迎立して舊領を回復せんを圖りしが、貞慶の所在全く不明なりしかば、止むなく長時の弟貞種を越後より迎へて之を將とし、深志城を回復せり、されど此には上杉景勝の援兵與つて力あり、従ひて上杉氏の將士權威を擅にする所ありければ、國人服せず、更に貞慶を索めて貞種并に上杉氏の將士を追ひ、以て深志城を眞に回復せんとし、遂に七月十一日其宿志を遂げたりき、此の如きを以て、貞慶は其地を回復するに共に家康に味方する事となれり、抑、長時がこの城を失ひてより、茲に三十三年、之を松本と改めたり、これ今の松本市なり、岩岡家記、二木壽齋記



め、又土着の舊族を誘ひて味方とし盛に之を經略せしが、最後に忠次に信濃十二郡を與へて經略の全權を委ねぬ、譜餘錄中酒井河内守書上に見ゆ忠次乃ち信濃に入り、諏訪頼高に諭して部下に屬せしむ、頼高肯んぜずして曰く、われ家康に従ふ、忠次に従ふにあらず、必ず忠次に従へばならん、寧ろ北條氏に屬するに如かず、遂に欸を北條氏に送りぬ、忠次乃ち大須賀康高大久保忠世等と高島城を圍み攻むれども克たざりき、次いで小縣郡禰津城主禰津信光大須賀康高によりて欸を家康に送りぬ、要するに家康の信濃經略は近々六・七・二ヶ月にして既にその大半を占領し、其發展の迅速なる事驚くべし、而して上杉氏も亦信濃に侵入せんとして必死に活動し、北條氏亦之に加はり、遂に三家の争となりぬ。

### 乙 上杉氏の信濃經略

上杉景勝も亦家康と同じく、この争亂に乗じて信濃を取らんことを計畫せり、其運動の初めて記録に現はれしは、信濃に於ける武田氏の舊臣小幡山城守栗田民部介等が欸を景勝に通じて其出馬を促せるに對し、景

勝が六月十三日附を以て之に安堵状を與へ、且つ山城守に飯山城を授くるを約せし事にして、之より信濃の將士欸を景勝に通ずるもの多く、景勝亦之に對して一々安堵状を出しぬ、其景勝年譜に見ゆるもののみ、景勝は是等將士を味方として信濃を取らんとして、七月初に自ら出馬して埴科郡海津今代に陣す、時に海津城將春日高坂ともいふ、春日が元なり、彈正忠景勝に一味せしかば、これを根據として信濃を經略せんことをせり、會北條氏政も亦兵を率ゐて信濃に入る、彈正忠其優勢なるを見て、翻つて欸を氏政に通じ、川中島に出でて景勝の歸路を遮斷し、氏政と共に景勝を挾撃せんと圖れり、されど景勝之を知り、却つて機先を制して、彈正忠の軍を川中島に撃破せしかば、氏政の軍至れるも戦はずして去り、景勝遂に川中島四郡水内、高井、埴科、埴科を定めぬ、因りて部將坂谷佐渡守を留めてこの四郡を監守せしめ、八月一日に歸越せり、景勝年譜蓋し景勝の越中に對する經略は、信州よりも更に急なるものあり、且つ越後國內にも新發田因幡守等の反亂ありしかば、此等に對する處置の爲め、永く信濃に留まる能はざりしを以

て、一先づ軍を還したるものなるべし、之を要するに景勝の信濃侵入は、同國將士の出馬を促すものあるを待ちて之に應じたるものにして、家康が堺より信濃討入の令を發せしに比すれば既に其計晚く、兩氏の優劣亦是にも窺はるゝなり。

### 丙 北條氏の信濃經略

北條氏直既に瀧川一益を上野に破り、其勢に乗じて信濃に入るや、武田氏の舊將眞田昌幸、高坂日春、彈正忠等十三氏皆來りて之に屬せしかば、氏直遂に依田信蕃を芦田城に攻めぬ、これ信蕃が家康の命により逸早く信濃に入りて此處を守りたればなり、されど城險にして輒く拔けざりしかば、氏直は大導寺政繁をして留まりて之を圍ましめ、自ら軍を諏訪に向けたり、是時諏訪頼忠、徳川氏に背きて北條氏に合し、爲に徳川氏の高島城攻めとなりしかば、氏直應援の爲に之に向ひて出發し、頼忠を援けて徳川氏の軍を破らんとし、北條、徳川兩氏の衝突を見るに至りぬ、是を以て徳川、北條、上杉三氏の信濃分争の大勢とす、之を要するに徳

川氏は伊奈、筑摩、小縣の諸郡及び佐久郡の一部を占領し、上杉氏は水内、高井、埴科、更級の四郡を、而して北條氏は僅に佐久の一部及び諏訪郡を取りたるに過ぎず、故に家康の領する所最も大なる故を以て、信濃の大勢は既に家康の手に落ちたること知るべし。

### 丁 徳川、北條兩氏と甲斐

家康は既に六月三日を以て、岡部正綱をして甲斐に打入らしめ、次いで駿河興國寺城の守備を嚴にし、又足鷹山の麓、天神川の城壁を治めて守備を置けり、これ皆北條氏の甲斐に入らんとするを防げるなり、家忠日記 追加、武徳編年集、寛永系圖傳、稻垣氏世記、藩翰譜、かくて一方には六月二十八日を以て、大須賀康高、岡部正綱を先鋒として甲斐に入り、甲府に陣せしめ、次いで大久保忠世、酒井忠次等も亦駿河より甲斐東八代郡に討入りて、姥口に陣し、武田氏の舊臣を招集し、遂に使を諏訪頼忠に遣はして之を招降す、家忠日記、大須賀記、乙骨太郎左衛門覺書、三河物語、大成、戸用本、三河記 而して家康は七月三日濱松を出で、五日駿河江尻に入り、本多重次に命じて江尻、久能の兩城を守らしめぬ、家忠日記、神君年譜、譜牒、餘録 是亦北條氏

の甲斐に入るの路を絶ちたるなり、八日駿河の吉原より甲斐八代郡精神に入り、九日甲府に至る、時に頼忠背きて北條氏に應じ、氏直乃ち大軍を率ゐて諏訪に入らん、是に於て徳川氏の諸將高島城を圍めるもの退いて乙骨に陣せるに、氏直軍の多勢を恃み追撃して之に迫りければ、徳川氏の諸將去りて新府に退却し、氏直進んで若神子に陣す、家康は甲府にありしが、鳥居元忠を留めて自ら新府に移りぬ、時に北條氏忠は甲斐の都留郡を略し、進んで甲府に入らん、是に氏直も亦若神子より甲府を衝きて氏忠の軍と家康を挾撃せん、とせり、家康之を聞き、壘を築きて其路を遮断せしかば、氏忠は遂に三阪峠を越え姥口山に陣せり、鳥居元忠之を聞き、水野勝成と共に邀撃して大に之を破れり、故に甲府挾撃の策は行はれずして止みしが、是より兩軍相峙して決せず、北條氏は若神子に陣して新府の家康と對す、其間實に數月に及べり、之を若神子の陣と云ふ、家忠日記、三河物語、骨太郎左衛門覺書、是に於て北條氏政は氏直が永く家康と對陣せるを見て、伊豆の兵を發して駿河に侵入し、以て其邊境を擾さしむ、時に本多重次江尻城を守り、駿河の軍事を督す、乃ち向井正綱に命じて舟

師を率ゐしめ、自らは陸軍を率ゐ、海陸並び進みて北條氏の兵を邀撃して大に之を破り、伊豆に進撃して所在に放火せり、此後松平安親伊豆を攻めて佐野の砦を抜き、或は屢三島・葦山を侵す等、兩氏の争鬭ありたれども、依然として勝敗決せざりき、十月に至り、織田信雄は秀吉勝家の間に變あるを豫想し、屢使を家康に送り、北條氏と和して信雄を援けんことを勧めしかば、家康之に従ひ、氏直も亦容易に徳川氏に勝ち得ざるを以て、乃ち和を議し、質を交へ、北條氏の占領せる甲斐の都留・信濃の佐久の二郡を徳川氏に與へ、上野沼田を北條氏に付する事とし、且つ家康の女を以て氏直に妻はさん事を約して、十月二十九日和成れり、依りて氏直は其軍を還せり、三河物語、家忠日記、勝成自記、是に於て甲斐の全部並に信濃の大半は終に徳川氏の手に歸したり、これ家康が信長の凶變に乗じて占領したる領土なり、此時注意すべきは家康が岡部正綱の勧めにより、武田勝頼夫妻の爲に田野に景德院を建てて、田野郷を寄進し、以て其菩提を弔ひし事にして、是甲斐の人心を收むる上には多大の効果ありしと思はる、又武田氏一門の穴山信君の子勝千代にその舊領甲斐の下山及び駿河

東河東郡の地を安堵せしめ、且つ勝千代をして武田氏を稱せしめたり、これ名門を絶えざらしめんが爲なり、されど勝千代十五年に天死したれば、十八年自己の妾穴山氏の子萬千代を以て武田氏の名跡を繼がしめ、之を水戸に封ぜり、是等は全く家康が甲信の民心を收攬するの策なりき、又武田氏の亡ぶるや、その親族遺臣は織田氏の威を懼れ、何れも家康によりて伏匿し、家康も亦努めて之を慰撫せしかば、此に至りて家康に誓書を獻じ、忠節を盡さんこそせるもの八百九十五人に及べる事、濱松御在城記に見ゆ。

家康既に甲斐を占領するや、十二月成瀬正一日下部定好の兩人を以て甲斐の奉行となし、専ら民政の事に當らしめ、又甲斐の諸將士に領地安堵の朱印を頒ち與へぬ、武田氏の時より秤量製造を管する守隨彦太郎なるものありしが、家康は即ち舊に依りその業を營ましめたり、家康關東に入國するに及び、守隨氏は關八州の秤を管し、慶長年中更に神谷善四郎なるもの京都に於て秤座を免許せらるゝに至りて、遂に日本を兩分して東三十三ヶ國は守隨氏の衡器を、西三十三ヶ國は神屋氏の衡

器を用ふることとなりて幕末に及べり、甲斐國誌 家傳史料甲信二ヶ國の守備として平岩親吉等に甲府を、大久保忠世に信濃佐久郡を、柴田康忠には諏訪高島城を鎮せしめて、家康は濱松に引き上げぬ、寛永諸家傳 三河物語又十一年四月家康は甲斐を巡視し、其制度法律一に武田氏の定めに依る事を令し、又武田氏以來の諸役人を以て其諸役に任用せり、甲斐國誌 御車本古文書 纂諸家感狀 眞享書上更に信濃に對しては武田氏の舊將屋代勝永眞、田昌幸、依田康國等に命じて共に之を守らしめ、家康の部下としては獨り柴田康忠を遣はして之に參與せしめ、民政に關しては武田氏の遺臣、荻原昌友、吉村定盈等九人の者をして専ら事務を取扱はしめぬ、略譜 武德編年集成 御車本古文書纂家康が新占領の甲信二州に對する政策此の如し、蓋し甲信二國の人民は深く武田氏の政治を慕ひ、容易に服従せざるを察知し、總べて武田氏の政治を改めざるのみならず、其役人も其儘採用せり、關原役後その子義直を甲斐に封じ、尋いでこれを尾張に移せし後は奉行を置きて之を治めしが、元和二年に到り家康の子忠長を封じて之を管せしむ、その後沿革あり、雖も要するに一族を封ずるにあらずんば、奉行又は城代を置きて常に幕

府の直轄地とせり。

### 第二節 秀吉と家康との交渉

徳川・北條・上杉の三氏信長の變に乘じ、各領土を擴張せんとして甲信二州を争へる間に、秀吉は柴田勝家を賤ヶ嶽に破りて略近畿の諸國を平定し、威望甚だ隆盛なりしかば、北條・上杉兩氏共に使者を遣はしてこれを賀し、家康も亦使者を遣はして好を修めし事、秀吉事記に見えたり。十二年正月織田信雄は秀吉の威望日に盛んなるを見て心平かならず、越中の佐々成政に連絡して秀吉を討たんとし、援を家康に乞ふ。家康信長の舊誼を重んじて之を諾し、信雄を奉じて秀吉に當らんとせり。されど愈、上方に向ひて秀吉と戦ふに就きては、背後の北條氏假令家康と新に親戚關係を結ぶと雖も、何時反覆するやも知れざるを以て、その備へてして松平康重をして駿河沼津を、牧野康成をして三河長久保城を、松平家成をして駿河興國寺城を、而して高力清長をして田中城を守らしめたりき。一方平岩親吉・鳥居元忠に甲斐を、大久保忠世・保科正直に信濃を

守らしめて上杉氏に備へたり。豊饒・秀吉譜・岩間覺書・太閤記・紀年録・御庫本・三河記・御先祖記

此の如く十分に北條・上杉兩氏に備へたる後、家康は大軍を發して信雄を援けて秀吉に當り、小牧の合戦となり、やがて和睦成りしも、兩者互に意解けず、各自重して動かず、その間互に縦横の機略を用ひ容易に相下らざりしかば、日を経るに従ひ、形勢再び險惡に傾けり。蓋し家康の部將にして岡崎城の守將たりし石川數正が、密に欸を秀吉に通じ、十三年十一月十三日岡崎を脱して京都に赴き、秀吉に謁するや、秀吉乃ち信濃松本に於て十萬石の領地を與へ、次いで和泉に封ぜしのみならず、武家見聞集・多聞院日記信濃の眞田昌幸も亦秀吉に氣脈を通じ、武田信玄の弟龍芳を奉じて兵を起し、舊臣を集めて甲斐を取らんとし、又信濃深志城主小笠原貞慶も數正によりて秀吉に好を通じ、且つ上杉氏にも欸を送りて家康に屬せる高遠城を攻めたればなり。當代記・譜牒餘錄・貞享書上・家忠日記・武徳大成記・武徳編年集是等は何れも皆秀吉の密に援けし所ありしものにして、而も一面には秀吉は使者を岡崎に遣はし、家康を諭して和睦成立の上は上京すべきを以てせり、されど家康は變あるを恐れて應ぜず、且つ使者に去年小牧役に於て秀

吉の愛する所の將士を討取りたる事甚だ多ければ、假令媾和と雖も秀吉の胸中常に釋然たる能はざるべし、故に余は容易に京都に赴き難しとの意を以て答へ、使者即ち歸りぬ蓋しこれ體よき拒絶なり。家忠日記、神君年譜、武徳

大成

家康既に秀吉の命を拒みたれば、この上は秀吉必ず自ら來りて我を討つならんを慮りたるに、秀吉果して憤り、愈東征の師を起して再び家康と争はんを計畫しければ、十三年十二月家康部下の諸將を集めて守戰の策を講ぜり、この時家康は石川數正既に秀吉に屬したれば、恐らく自己の兵法は熟知せられたるならん、秀吉既に己の軍政を知らば、將に我が軍政を改めざるべからずとて、諸將に命じて忌憚なく意見を開陳せしめ、福山阿部家譜又一方信玄の兵法を參酌せんを欲して、十三年十二月一日甲斐の守備平岩親吉並に同國郡代鳥居元忠に命じて信玄の軍政を研究せしめぬ、是に於て武田氏の舊將折井次昌は信玄及び弟信繁の軍令狀及び分國內の政令條目を呈出し、荻原昌友、原大隅よりは元龜元年同二年の兵制遺憲を上れり、家康は又井伊直政の部下及び甲斐新附の將

士に命じ、廣く武田氏の軍政に關する遺書を搜らしむると同時に、諸將士に命じ甲斐の舊將今井勝利、遠藤右馬助、曾根清正の三人に就きて武田氏の兵法を傳習せしめたり、此の如くして、家康は秀吉に對抗する準備として新なる兵制の組織に腐心し、やがて諸將を部署して新に軍隊を編成せり、即ち酒井忠次は五千人を以て第一軍となり、大須賀康高は五千人を率ゐて第二軍となり、本多忠勝、榊原康政亦五千人を以て第三第四軍を組織し、家康は麾下八千を以て中軍に居り、井伊直政、平岩親吉各五千人を以て、その左右を守衛し、石川家成を殿軍とし、かくて三河、遠江、甲斐、信濃、駿河の兵四萬三千人を統率することとせり、又その中數千人を以て分ちて諸城を守らしむ、家康乃ち群臣に謂ひて曰く、岡崎は吾が祖先發祥の地にして上國の衝に當る、誰か之を守らんやと、本多正信曰く、この任に當る者は妻子を殺し城を枕にして死する覺悟を要すと、家康こゝに本多重次をして之を守らしむ、家康が此の如き用意と此の如き計畫とを立てて、秀吉に對する態度を示せるに徴すれば、その決心のある所推して知るべく、又秀吉も此の如き大決心を示さるゝに及ん

ては、兵を以て家康と争ふの容易ならざるを察知し、更に方略を一變し、平和的手段に由りて懷柔せんと策し、遂に妹を家康に嫁し、尋いで親密なる關係を結ぶに至れる詳細は既に説きたるが如し、かくて十二年以來微妙を極めたる二氏の外交は此の如く興味ある接衝の後解決するを得たりき。三河物語・家忠日記・公卿補任・多聞院日記・武德大成記・言經卿記・具塚天滿移位記・落穂集・寛永系圖傳・寛政重修諸事譜・餘錄・高野實錄・太閤記・御庫本三河記

#### 第四節 北條氏の戰鬪準備

北條氏は秀吉と家康との媾和の經過に鑑み、遠からず必ず秀吉より北條氏の上京を促すべしと豫期したるべし、しからば談判によりては和戰の大問題となるをも亦豫期せしならん、況んや北條氏は徳川氏に比すれば國大にして兵も多く、關東の盟主を以て自ら居れば容易に秀吉に屈すべきにあらず、従つて干戈を以て勝敗を争はんとの決心ありしは疑ふべくもあらず、されど秀吉は家康との媾和成立するや、先づ九州を征伐する計畫ありし爲め、未だ北條氏に交渉するの暇なかりき、而して天正十五年七月九州を征平して凱旋せしかば、是より後は必ず關

東征伐の軍を起すに相違なしと考へ、北條氏は之に對する戰鬪準備を修めたり、其準備の方針に二あり、即ち一は下野國を征服する事にして、二は兵備を治むる事なり、先づ第一の下野征服の事より述べん、北條氏は殆ど關八州を分國せせるも、下野は未だ十分に征服し終らず、下野の宇都宮氏等の諸家は常陸の佐竹氏等と聯合して、北條氏に敵對せしかば、秀吉未だ來らざる中に之を服して根本を固めんとし、天正十三年四月氏直自ら兵を率ゐて下野に入り、藤岡壬生を略し、壬生義雄爲に降參す、この時皆川城主皆川照廣急を佐竹義重に告げ、援を求めしかば、佐竹氏は兵七千を以て宇都宮に出で、宇都宮國綱と共に氏直と大田和に對陣する事九十餘日に及びしが、勝敗決せずして遂に引き分れたり、宇都宮文を率ゐて下野に入り、宇都宮國綱を攻む、既にして國綱は氏直次いで大舉來攻せんことを聞き、人質を出して和を媾せり、宇都宮興廢記・關東古戦録蓋し宇都宮は關東の中心地たるを以て、北條氏のこれを服せる後は、其附近の地帯を服するに否かは、非常なる關係を有するのみならず、常陸の佐竹

氏は年來の宿敵なるを以て、先づ下野を平定して常陸の國境を壓せん  
とせしならん、故に一方には遙に伊達氏と通じて、相應じて佐竹氏を挾  
制せん、とせし事、貞山公治家記録に見えたり、是後方の敵を十分に抑へ  
て、専ら上國の軍に當らんとせる準備と見るを得べし。

次に北條氏の兵備を見るに、十六年正月八日武藏高麗郡篠井村觀音  
堂に命を下して山伏を召集せしめ、各其任務に就かしめし事あり、觀音  
堂は山伏の頭にして、その令狀に「天下の御弓箭に候間」とあり、所謂天下  
之御弓箭とは秀吉と將に戦はんとするの意ならん、山伏は戦時に於て  
種々の任務に服するものにして、敵情の偵察陣中の使者の如きは其一  
なり、又同月九日多摩郡西戸倉郷に令して郷中の男子たるものは悉く  
出でて働かしめし事あり、その令狀にも「此度就御弓箭當郷に有之爲男  
程之者悉可出候」とあり、又同月十一日には同郡三澤郷に同じく男子は  
悉く出でて働かんことを命じ、この外にも類似のもの多し、これ等に據  
りて推考するに、北條氏は分國中一般にかゝる令を下せるものの如し、  
今日の辭を以て云へば、所謂全國に動員令を下し、國民兵迄徵發せしと

同様なり、相州文書の内に一郷の内精兵四人宛を選出せしむべしとの  
命ある如きは其間の消息を語るものなるべし、之を以て見れば如何に  
大規模の戦闘準備を修めしかを知るべし、又伊豆相模の海岸線に對し  
ても防禦の備をなせしが如く、伊豆下田に城を築きて、清水上野介正令  
を城主として西國の水師に備へしめぬ、是時正令に與へし令狀に「西國  
勢於出張者船動歴然に候」相州文書とあり、果して西國の海軍之を襲ひ清水  
と激戦する事あり、又豫め兵器の充實を計り鐵砲を鑄造せしめし事見  
え、その中に十六年正月五日武藏入間郡前久保村茂呂八幡宮の撞鐘を  
徵發して鐵砲鑄造の資に充てし事あり、其令狀の文に「依天下之御弓箭  
違當社之鐘御借用ニ候」とあり、相州文書他の社寺の梵鐘をも同様に徵發せ  
し事推測し得べし、又同正月十六日には鐵砲鑄造の用に供する爲に、大  
磯の土を二十四駄の傳馬にのせて小田原に運搬せる事相州文書に見  
ゆ、又十七年十二月三日氏直須藤惣左衛門に命じて大砲を鑄造せしめ  
し事相州文書足柄郡の中にあり、恐らく後に小田原攻めに當りて大砲  
を以て防げる事あるはこの時作れるものによれるなるべし、又兵糧を



所在に貯ふる事については、武州文書の内埼玉郡東村鈴木治右衛門所藏の文書に岩槻領内の兵糧を徵發して所在に貯へしむる事見え、比企郡下八林村の舊家郷助所藏文書にも同様の事見ゆ、尙兵糧に關せる種の文書は武州・相州の文書中に散見せり、次に諸城の修築に就いて之を觀るに、比企郡上伊草村助太郎文書及び其他によれば、下總關宿城を始め城々を修築すべき令を出せし事見え、又武州文書郷助所藏のものによれば、小田原城守備の兵士を召集して、夫々の配置に就かしめし事も見えたり、これ等は其一例に過ぎざれども、同様の文書は尙少しとせず、要するに、是等の文書は極めて零細なるものなれども、兵糧兵器の充實を圖り、諸城の修築、並に守備を嚴にせる有様を知ると同時に、天正十五六年より數年の間北條氏が如何に大決心を以て之に臨みしかを知るに足るべし。

#### 第五節 北條氏政と秀吉との交渉

秀吉は家康との講和成立後直ちに九州征伐を企て、天正十五年其業

既に完了せしかば、尋いで關東の處分に着手せり、秀吉が愈、北條氏と交渉の幕を聞ける當初の狀況を見るに、秀吉は前章既に述べしが如く、十六年四月天下の諸將を聚樂第に會して天皇の行幸を仰ぎ、家康も亦之に參會せんとして上洛せり、此上洛會見は、聽て北條氏處分問題につきて秀吉が家康に相談する所ありしが如く、同月二十七日家康京都より歸國するや、翌日直ちに京都の模様を北條氏に報じ、併せて京都の様子を以てすれば對關東問題は平和にては濟むまじき由を云ひ送れり、これ家忠日記四月廿八日の條によりて推測し得べし、又同書の五月六日の記事に依れば、小田原と上方との交渉斷絶せんとする事見ゆ、然るに閏五月十日の記事には「無事調候」とあり、之等に據りて推測すれば、家康中間に居りて之が調停に努めしは明かなり、其後幾多の折衝を重ねたる末、八月に至り氏直はその叔父氏規を使者として上京せしむる事となれり、依りて家康より榊原康政・成瀬藤八の兩人を副へしめ、日記十七日上洛し、二十二日秀吉氏規を聚樂第に引見せり、時に聖護院宮・菊亭右大臣・勸修寺大納言等の公卿を始め織田信雄・徳川家康・羽柴秀長・浮田秀

家毛利輝元細川大友島津小早川等の諸大名其席に列せしが其官位はいづれも三位大中納言四位の侍従なれば皆衣冠を着けて出席せるも氏規は無位無冠なるを以て烏帽子直衣にて客座の末班に列して秀吉に謁見せり事は吉川家史臣略記に見ゆ一の北條氏の使者を引見するに此の如き盛大なる儀式を以て臨めるは非常に之を優待したるの觀ありと雖も一面よりすれば氏規を侮辱せるの概あり要するにかくの如き堂々たる威儀を以てせるは京都の尊嚴なる有様を示して氏直父子をして上洛せざるべからざることを覺らしむる爲なるべし此時氏規は宿題となれる上州沼田城を眞田昌幸の手より收め家康との約の如く完全に上野を領せん事を請ひ若し請ふ所を得ば氏政父子の申いづれか上洛せんことを約せりよりて秀吉沼田領の境界に就きて委細を知らんと欲するを以て更に熟知者を使として上せ言上すべしとて氏規を返せり事は諸將感狀下知狀寫多聞院日記家忠日記吉川家史臣略記豐鑑北條五代記小田原記落穂集寛永系圖傳の中岡野融成の傳に見ゆ氏規小田原に歸りてこの旨を氏政父子に復命せしかば氏直は更

に板部岡江雪齋を使者として大坂に上せ沼田領の境界に就きて委曲を言上せしめ且つ來年十二月には氏直必ず上京せんとの旨を述べ秀吉乃ち沼田領を與ふるを諾しその上は來年氏直必ず上洛すべしと命じてこれを返せり明年六月に至り秀吉は又妙音院及び一鷗軒の二人を小田原に遣はし氏政父子の上洛を促したりしに氏直請書を奉りて父子の中必ず十二月を以て上京すべきをいひ且つ能ふべくんば沼田領八萬石の地を受取りて然る後上洛せん事を請ひしかば秀吉之を許さんどせりよりて左右之を止めしが秀吉は八萬石の地を惜んで戦端を開き遠く士卒を戦役に勞せしむるは忍ぶ能はざる處且つ又先づ其地を與へて後彼尙上京せずんば其罪彼にあり是に於て大軍を發して彼を討たば我が士氣當に十倍すべしとて之を許せし事老人雜話に見ゆかくて秀吉は七月富田一白津田隼人正を使として信州上田に遣はし眞田昌幸を説得して沼田城を北條氏に渡さしむ是より先兩人は駿府に立寄り旨を家康に通じければ家康よりも榊原康政をして偕に上田に赴かしめ昌幸を諭す所ありしかば昌幸遂に其旨を奉せり

興集興集されど沼田の近傍奈胡桃の地は眞田家累代の墳墓の地なるを以て之を除き、餘は悉く北條氏に引渡せり、因りて北條氏は武藏鉢形の城主北條氏邦を以て沼田城主となし、小田原日記同時に眞田昌幸も亦部下を遣はして奈胡桃の城を守らしむ、然るに十一月に至り北條氏は昌幸の狀を詐り作りて、奈胡桃の守將鈴木主水に送り、信州上田に來らん事を命ぜしかば、主水は謀られたるを知らずして城を出でて上田に赴きしが、途中其詐りなるを覺り、引き班さんせしも、既に其の間に於て北條氏の兵、奈胡桃城を奪へり、昌幸之を聞きて大に怒り、この由を秀吉に報ぜしかば、秀吉も大に怒り愈、北條氏を討たんと決せり、北條氏乃ち石巻敬康を上せて陳謝し、奈胡桃の事は部將の擅になせし所にして、氏政父子の知らざる所なりと辯せしめしかど、秀吉聽かず、石巻を囚へて之を留めたり、寛政重修諸家譜石巻の傳・小田原日記・眞田軍功家傳記・武徳編年集成

秀吉は猶最後の交渉として、富田一白・津田隼人正の二人を遣はし、氏政父子の上京を促せしが、氏政父子は兩使に書狀を送りて、來年正月を期して上洛すべき事を通じ、且つ狀中に家康上洛の節は婚姻を結び大

政所を人質にまでして家康を招けるに反し、今我に對しては懲罰的上洛を促す、甚だ以て迷惑至極なりとの不平の意を述べ、その他辭を左右に託して上京するの誠意なきが如き意味を表せり、其書狀は諸家感狀錄に載す、又之と同時に家康にも書狀を送りて、居中調停の勞を取らんことを乞へり、集證文之を要するに、北條氏は始より上京の意なきも、上京せんとするの態度を示して、以てその時期を引延ばし、戦闘準備の餘裕を作らんとするに過ぎざるが如し、而して其交渉も今や此に至りて最早繼續するの餘地なく、遂に戦端以て其解決を告げんとするに至りぬ、因つて家康十二月十日上京して秀吉に謁し、關東征伐に就きての相談となり、聽て亦秀吉が對北條氏の宣戰の發布となれり、家忠日記・同追記・前田創業記

#### 第六節 宣戰布告と出師準備

秀吉は屢、北條氏の上洛を促せるもその命に應ぜざりしかば、更に北條氏の要求をも容れて沼田領を與へたるに、猶上洛せざるのみならず、奈胡桃城を襲ひ取り、其上辭を左右に託して上洛を延ばさんとしたり

ければ、秀吉は終に意を決して北條氏を征伐する事となり、先づ其名義を正さんが爲に、右大臣菊亭晴季及び相國寺長老承兌の二人に命じて宣戰の狀を起草せしめぬ、その原案の晴季の作なる事は承兌の日記なる日用集に見え、又その全文は言繼卿記及び小田原日記等に收めらる、而して之は當時の諸侯に配布せられしが如く、諸家の文書に其寫現存せり、その箇條は凡そ五ヶ條より成れるものにして、其要旨を擧ぐれば、北條氏は公儀を蔑如して上洛の命に應ぜざるを以て、既に誅伐すべしと雖も、家康の執成により特に其罪を宥し、更に上洛を命ぜしに、事を左右に寄せて約に背き、剩へ奈胡桃城を奪ひ取りしは甚だ以て不届至極なりとの意を述べ、更に終の一段に於て秀吉自身の經歷を述べ、躬は信長の一部卒より起り、百戰を経て天下禍亂を定め、未だ曾て一言も信を天下に失はざるを以て、上は天命に應じ、下は民望に稱ふ、是を以て位關白の尊に陞り、萬機の政に與る、然るに今汝氏直天道に背き王師に抗す、故に吾今勅命を奉じて之を討つ、來歲を期して進發し汝の首を刎ねんと云ひ、其末に天正十七年十一月二十四日北條左京大夫殿へとあり、秀

吉がかく自己の經歷を敘せるは、強ち自ら誇りて之を示さんが爲のみにあらずして、當時島津氏にせよ、北條氏にせよ、大諸侯は動もすれば秀吉の微賤より起れるを賤むの風ありしかば、之に對する説明として、己が微賤より起りて、此の如き地位に至れるは、偏にこれ天命人心の歸する所、人力にあらずして天授なりと云ふ事を示さんが爲なるべし、是に於て秀吉は新庄頼直を使者として先づ之を家康に示し、次いで家康の手より之を北條氏に致さしむ、寛政重修諸家譜新庄傳、言繼卿記、日用集、武家事記、小田原日記遂に大に令を發し、畿内、東海、東山、南海、山陽、山陰、北陸等諸國の兵二十六萬餘人をして國の遠近により出發の前後はあれど、明年三月を期して悉く小田原に會せしむ、上杉景勝年譜、古今制度集、太閤記、豐鑑又長束正家に命じ兵糧二十萬石を備へしめ、且つ黄金一萬枚を以て、伊勢、三河、尾張、遠江、駿河等諸國の米穀を買入れ、之を駿河の江尻、清水、已下小田原附近の港灣に運送せしめ、以て軍用に供せしむ、太閤記、享錄、以來年代記、駿河志料既にして秀吉の宣戰狀、氏政父子の手に入るや、氏政之を覽て大に罵りて、秀吉は一匹夫のみ、其主君の遺孤を欺き、遂に關白に成上り、朝威を挾んで權勢を振ひ、以て我を討たんとす、誠に其意を得

ず、思ふに彼大軍を擁して我に臨むべし、然らば糧食の續かざるは明かなり、従つて曠日持久の策を以て之に對せば、彼戰はずして走る事、猶平軍富士川の水禽に驚きて潰へしが如くならんのみと嘲りし事、小田原日記に見ゆ、本書は慶長初年親しく氏政に仕へたる者の筆にして之の一ふされど表面には尙氏政父子及び氏規の三人より書狀を家康に送り、宣戰狀に對する辯解をなすと共に、最後の調停を依頼せるも無効なりき、その手書は御感證文集に載せたり。

秀吉は十二月四日毛利輝元、小早川隆景、吉川廣家の諸家に令して東征の準備をなさしめ、且つ輝元は留まりて京都を守り、隆景は二千人を以て尾張清洲を守り、廣家は五百人を以て同國星崎の城を守らしめ、何れも明年二月中旬を以て出發せしめたり、毛利氏乃ち其國に命じて、大に戰艦を修め、明年二月を期して悉く之を嚴島に集め、尋いで兵庫に廻航せしむ、又同十九日には大友義統其領國に命じて東征の準備をなし、且つ戰艦を修めしめぬ、萩藩閩閩録是等は其一例に過ぎず、其他四國、西國の兵を集め、兵糧を廻送せしむる等準備怠りなかりしは云ふまでもなし、即

ち上杉景勝年譜及び眞田軍功家傳記等所載の秀吉の朱印狀によりて明かなり、翌十八年正月九日秀吉大坂より京都に上り、上杉景勝に東征の期を告げて、信濃より軍を進めしめ、又眞田昌幸に命じて固く其國境を守らしむ、家康も亦同二十一日東征の期を其部下に告げて、各、出陣の準備をなさしめたり、又秀吉は遙に伊達政宗、下野の宇都宮國綱、常陸の佐竹義宣、出羽の最上義光等にも命令を傳へ、各、來り會せしめ、伊達政宗事蹟考、常陸説料中に引ける小場文書尋いで又二月二日には前田利家をして書を政宗に送りて、秀吉が東征の時期を告げ、下野に打入りて小田原の背後を衝き以て奉公を圖るべく、此機一失せば悔ゆるも及ばずと云へり、是より先下野佐野城主佐野宗綱戰死して子なかりしかば、家臣相計りて北條氏政の弟氏忠を迎へて繼嗣とせり、然るに宗綱の叔父に了伯といふ者あり、佐野天德寺に住せしが、議合はずして國を出奔し、京都に上りて新黒谷に住せり、秀吉了伯を利用せんとして召寄せ、國に歸りて兵を起し、佐野の舊城を攻取る事を命ぜしかば、了伯直ちに歸國せしに、舊臣の徒争ひ迎へて、遂に佐野城を奪取せり、依りて了伯は書を作りて關八州の將士に送り、

秀吉の旨を傳へて小田原の軍に會せよと申し觸れたり、要するに秀吉は下野以東奥羽の諸將に命じて、齊しく小田原征伐に會せしめ、若し會せざる者あらば小田原平定を待ちて討たんとするの勢を示せるなり。

### 第七節 軍用道路

秀吉は大軍を發するに就きて、道路の困難なるべきを察し、増田長盛に命じて新に石橋を加茂川に架せしめ、名づけて三條橋と云ふ、其礎地に入るこゝ五尋、柱凡そ三十三本、本邦に於ける全部の石橋は蓋し之を以て始とすべし、蓋善錄續史愚抄山城名勝志郡名所圖會この後征韓役に於ても道路を新に拓き橋を架くるこゝあれど、其例は既に此時に始まるなり。

家康も亦部下諸將に課して富士川に舟橋を架し、以て軍行の安全を圖り、或は道路を修めしめし事家忠日記に見ゆ、恐らく秀吉の命を受けしならん、又秀吉は東海道諸國に命じて一驛毎に驛馬五十匹を出して軍用に供せしめ、又每驛に飛脚を置きて晝夜通信の便宜を計らしめ、軒楓更文書に軍令凡そ三條を出して軍勢の亂妨横領を戒む、其一に凡そ敵地

にあらずして禁を犯す者は一錢と雖も斬に處す、之を一錢切と云ふ、一錢切とは秀吉のこの軍令狀に始めて見ゆる處にして、一錢をも犯す者は之を切るこの意か、或は犯者は財産全部一錢までも取上ぐるこの意なるか明かならず、要するに毫も許さざるの意なるは明かなり。前田家所

藏文書・吉川文書

秀吉は又大征伐ある毎に、先づ敵國の地理を調査して詳細なる地圖を作らしめ、以て軍略の用に供するを常とせり、曾て根來を征伐せし時の如き、間牒を放つて地理を踏査せしめ、物資ある所、船着の所、馬の繫場等詳細なる地圖を作りし事の秀吉事記に見えたるは、前章に述べしが如し、小田原征伐に當りても、豫め關東の地圖を作りて諸將に携帯せしめ、或は又關東諸城の詳細なる地圖をも作製せしめしが如く、そは秀吉が七月三日附を以て長政に與へし淺野文書によりても明かなり、當時長政の兵忍の城を攻め血尾口を乗破れりとの注進に對して、秀吉は繪圖を取出し、其宜しきを賞したり、又關八州の諸城の位置及び城主の姓名兵數を取調べて諸將に頒ちしが如く、毛利文書に北條家人數付と題

して、氏政、氏直を始とし、一門の兵數を列擧し、月つ氏政に直屬せる兵員は若干といふが如く、詳かに幕下の諸將並に兵員を擧げたり、又關東八州城之覺と題するものありて、諸城の名稱、城主の姓名を記せり、是等によりて推考せば、秀吉の此役に於ける準備は、頗る周密にして、遺算なかりしを徵すべし、是に於て諸將各、其軍隊を率ゐて國を發し、二月一日には毛利輝元、吉川廣家、小早川隆景各、其國を出で鍋島直茂之に屬す、川小早書・萩藩十日には家康、駿河を發す、其數凡そ二萬五千、家康使番をして常に五の字の旗を用ひしめしは、蓋し此時に始まるが如く、爾來何れの陣にても家康の本陣に並びて五の字の旗ある所必ず使番のある所なり、忠家日記・前田創業記・奥平家譜・貞享書上の中紀伊國同二十日前田利家父子金澤を發し、上杉景勝越後より之に會して、共に信濃に入るや、眞田昌幸、毛利秀頼各、其兵を以て之に屬し、衆凡そ三萬五千、進んで上野に入り、背面より關東を突かんとせり、家康即ち松平康國をして之が嚮導をなさしむ、二十日織田信雄駿府に至り、二十七日には脇坂安治、九鬼嘉隆、加藤嘉明、長曾我部元親等並に水軍を率ゐて清水港に來り、二十八日には淺野長政、京都を出發す、後陽成

天皇假樓に御して觀給ふ、三十日には浮田秀家、京都を發す、かくて西國の諸將漸次大坂に來集しければ、秀吉は愈、三月一日を以て自ら諸軍を率ゐて京都を出發せり、小田原日記・太閤記・前田創業記・伊達政宗事蹟考・豐鑑・利家夜話・依田肥前守覺書・御湯殿上日記・晴豐公記

### 第八節 秀吉の出征

天正十八年三月朔日、秀吉東征の諸軍を率ゐて京都より發す、後陽成天皇四足門前に棧敷を架して、出陣の行装を天覽あり、秀吉御前に至りて馬を下り、御棧敷に上りて御暇を申上げし事、御湯殿上日記、晴豐公記に見ゆ、秀吉は先に九州征伐にも三月朔日を以て出發し、この後征韓役に際しても同日を以て出發の期と定めたる所よりすれば、此日を以て吉例とせるものと云ふべし、蓋し氣候のよきも一理由ならんか、史學雜誌下寛氏論、文參考秀吉是日の装束は、太閤記によれば「作り髭に金黒也、御太刀差添なご事々敷若やかに物し給ひし御よそほひなり」とありて、異様な風なりしと見ゆ、蓋し秀吉風采の揚らざるを以て、努めて其威容を装ひしならんも、信長が常に花々しき行粧を好み、天正九年の馬揃の時の如き

は、花を挿したる唐冠を被り、肩をつけ、腰には牡丹の花を挿み、金銀にて織成せし衣装を着けて馬に跨れること信長記に見え、たれば、或は之に倣へるものならん、其行列の有様及び人数の次第等は、豊臣秀吉譜に詳かに見え、又沿道宿泊の事に就きては、天正十八年古文書と題するもの馬廻片岡徳右衛門の書けるものに詳かなり、十日參州吉田に至り、十九日駿府城に入る、日記是時石田三成、家康異心ありと稱し、入城を留めたりしが、浅野長政之を諫め、秀吉遂に入城せりとのこと、寛永諸家系圖傳、浅野長政傳に見ゆ、秀吉駿府を發するに臨みて、草薙宮の所在を尋ね、一首の和歌を詠じて之を奉納せり、其歌に曰く、

古を神もや思ひ忘れずば我が行末のめくみ頼もし

と、蓋し自ら日本武尊の東征を以て自任せるものなり、二十三日には興津清見寺に至り、此處にて古の清見關、美保松原、田子浦等の勝景を詠ぜし事、豊鑑清見寺文書に詳かなり、此等を考ふれば、此行征伐の爲は思はず、恰も遊覽の體なり、これ天正十三年佐々成政征伐の爲め、北國に至れる時、途中より常陸の水谷蟠龍齋に書簡を送りて、北國乍見物秀吉

令發足と云ひ、又其後に、連年富士一見望之條、其節可遂初面候と云へり、茲に富士一見とは即ち關東征伐を意味するものなればこそ、關東征伐を富士一見と稱したるなれ、故に和歌を詠じ、酒宴を設け、遊覽の體を以て進めるなり、二十六日富士川に至る、家康舟橋を架す、秀吉之を渡らんとせしるに、三成再び陰に之を留めんとせしも、長政衆に先だちて渡りしかば、秀吉も難なく之を渡りて、吉原に着し、二十七日に沼津の三枚橋に至る、家忠日記、豊鑑、寛永、淺野、諸家、感狀、記、古今消息、集、渡邊、勘兵衛、武功、覺書二十八日に秀吉家康と共に高山に登りて、山中及び韭山筋の地勢を視察し、地圖に照して攻撃の部署を定む、即ち蜂須賀家政、福島正則等の諸將を織田信雄に屬せしめて、韭山城を攻めしめ、羽柴秀次をして中村一氏、田中吉政、堀尾吉晴、山内一豊、一柳直末等の諸將を率ゐて、山中城を攻めしむ、家康には小田原口の先鋒たらしめ、元山中といふ間道より箱根の山中を進ましめぬ、時に三成又家康を疑先鋒とするを危険とし、阻みしが、長政又之を辯解せり、三成の家康を疑ふ此の如く、關ヶ原の衝突は既に此に胚胎せり、二十九日に秀次の軍山中城を攻めたるに、城將松田康長力戰して討死し、城陥りしも、諸家感狀記、中秀吉の請



正に與へたる書狀に見ゆ 信雄の軍は葦山に向つて却つて北條氏規の巧妙なる防禦に擊退せられ、殊に一柳直末は戰死し、福島正則の力戦も効を奏せざりしかば、秀吉は却つて氏規の善戦を嘆賞し、俄に力攻すべからざるを察し、特に蜂須賀中川森以下數將を留めて之を圍ましめ、他の諸將を轉じて小田原に向はしむ。北條記小田原日記古今消四月一日秀吉諸軍を督して箱根を越え、別に堀秀政、丹羽長重、木村重茲、池田輝政等をして日金山の嶮を越えて迂回して小田原に入らしめぬ。こは熱海へ出づる峠なり。古今消集武家事記御感證家康の先鋒も亦進んで箱根山中を通ぜしが、北條氏箱根の道を悉く破壊せしを以て、家康は黑鍬の者に命じて道を作らしめぬ。黑鍬とは鍬を有する工兵の事にして、武田信玄の組織にかゝり、家康之を甲州より召集して用ひたるものなり。落穂集此名稱は後徳川氏に至りても猶用ひられ、黑鍬組と稱して幕末迄赤坂に住せり、是に於て先鋒は宮城野の守兵を追拂ひ、湯本、竹浦の守兵を破りて、悉く小田原に入り、尋いで三日秀吉の全軍小田原に會す、其數三十萬人と稱せり。家忠日記諸家感狀記古今消

息集當代記落穂集太閤記北條記大成記

是に於て氏政父子大に驚き、諸將を會して策戦の計を問ふ、或は出でて雌雄を一戦に決すべしと云ひ、或は籠城以て之を守らんと云ひしが、老臣松田憲秀進んで曰く、秀吉智勇絶倫、天下の兵を擧げて來り攻む、其勢當るべからず、往年、上杉武田二氏來り攻めし時、氏康壁を固くして出でて戦はず、糧食盡きて退くや、我が兵追撃して大に之を破りき、今秀吉は懸軍萬里なれば糧食盡くるは明かなり、我は日夜に出没して襲撃せば、彼必ずや糧食に苦しみ戦に疲れて引上げんとするに至らん、其時を窺ひ、兵を出して其軍を襲はば、戦はずして敵を屈せんと、諸將多く之に賛せしかば、氏政即ち之に従へり、然るに憲秀密に款を秀吉に送り、城南石垣山は地勢堅固にして、以て小田原城を一目に俯瞰するを得、公宜しく陣を此に移すべし、余内應せん、と云へり、秀吉大に喜び直ちにこゝに城を築き樓櫓を起し壁を設け、然も紙を張りて白堊の如く見せしむ、一晝夜にして成りしかば、城中之を見て大に驚けり。小田原日記北條五代記當代記豐鑑是より先、脇坂、加藤、長曾、我部等兵艦數隻を以て伊豆下田に向ひ、之を攻撃せしかば、城主清水正令善く防戦せるも、諸艦の砲撃によりて遂に

落城せり、家康も亦別に向井正綱をして兵艦を率ゐ、伊豆田子城を攻めて之を陥れしむ、是に至りて秀吉は脇坂以下諸將の船を小田原の海に廻航し、艦上より城中を砲撃せしめたり、時に長曾部の部下池六郎右衛門巨艦に駕して大砲を發し、よく城中の樓櫓を崩壊せしかば、秀吉其技術を嘆稱し衣服及び錢を賜ひ、且つ水手より分離せしめし事元親記並に脇坂譜加藤嘉明の傳に見ゆ。

是より先、前田・上杉等の軍は上野に打入りて松井田城を圍む、城將大導寺政繁力戦せしも、遂に力竭きて降を乞ひ、四月二十日落城せり、既にして箕輪・厩橋・石倉・西牧・高田・金山等の諸城風を望んで或は逃れ或は降り、豐鑑政宗事蹟考先づ上野方面殆ど平定せしかば、二十日前田利家は、大導寺政繁を携へて小田原に至り、秀吉に謁せり、時に武藏江戸城主遠山景政、小田原に籠城したりしかば、家康部下をして其守將を諭さしめ、遂に之を收めたり、これ家康が江戸城を手に入れし初なり、既にして下總佐倉上總土氣・東金・廳南等の諸城も亦家康の手に降り、家忠日記寛永系圖傳寛政重修譜然れども關八州の諸城猶北條氏の爲に固く守る者多かりしかば、家康乃ち策

を秀吉に献じ、小田原城包圍軍を割きて先づ八州の諸城を攻略し、以て敵の聲援羽翼を絶たんとす、即ち小田原と關八州諸城との連絡を絶ちて小田原を孤立せしめんとするの計なり、秀吉之に従ひて、五月二十六日淺野長政・木村重茲及び家康の部下本多忠勝・鳥居元忠等をして武藏兩總常陸兩野の諸城を攻略せしめたり、家忠日記政宗事蹟考當代記創業記考異是に於て小田原孤立の形勢となりしと雖も、城中には猶八州の將士立籠れるを以て、守備堅固にして容易に落つべくもあらず、因りて秀吉は小早川隆景を清洲城より招き相謀りて曰く、大軍を擧げて遠征せる間、將士頗る倦怠の色あり、且つ京都の政務も亦暫く停滯せるを以て、吾且らく京都に還り仕置をなさん、其間秀次をして我に代らしむるを以て、卿之を輔けよ、而して一切の軍事は家康に託せん、隆景曰く愚を以て視るに、既に充分必勝の勢あり、公何ぞ之を憂へん、若し諸將士にして倦怠の色あらば、暫く其攻撃を中止して長陣の用意をなさしめ、將士をして恣に歌舞飲樂、以て其無事に堪へしめば、是所謂戰はずして人を屈するの策なりと、老士物語に若手人々に仰せつけられ、小唄うたはせ亂舞遊宴の嗜をなして長陣の體を敵に知らしむる事宜しかるべしと秀吉之を善しとし、諸將士

をして置酒高會し、以て各持久の計を示せり、榊原康政より加藤清正に送れる書狀は、この小田原陣の全體の有様を手に執るが如く巧みに寫され、殊には長陣の景を敘するの條、猶目前に見るが如くなれば、その概略を擧げん、即ち上様の御陣城は高山の絶頂にありて、箱根の陣山を瞰下し、御屋形造りの様子廣大なる事、聚樂大坂にも劣らず、その他一手の陣構は、天守矢倉白壁、天に輝く高々たる屋形造りあり、細少にて美はしき屋形あり、松竹を植え、草花を集め、畑を作りて、茄子、大根、蔓蕪麥を作りて之を樂みこし、日本國中より商人集り來り、國々の名物、津々浦々の魚、高麗の珍物、京堺の絹布、一として賣買せざるはなし、京田舎の遊女は棟を列ね、軒を並べ、門前市をなし、陣中一日も乏しき事なし、然ればこの陣に於て生涯を送り候とも退屈あるべからず候とあり、又武家事記に載せたる五月二十日附の秀吉の朱印には、御座所の御普請夜番日番を仕候人數に被仰付、磊重々につかせられて、聚樂又は大阪の普請を數年せさせられ候に、不相劣様に思召候とあり、かく遊女を呼びて、武士を樂ましむると共に、秀吉も亦淀君を陣に召したる事、吉川家什書五月十七日

附の朱印にあり、其文は次の如し

〔淀之女房衆召下ニ付爲迎稻田清藏差越候、然者下向之日限重而可令案内旨申付候條、新庄駿河守、稻田清藏左右次第傳馬夫令用意相待可送付候〕

以て如何に持久の策を取りしかを知るべし、されど、此持久の策は、聽て一面重圍を築きて兵糧攻にせんとする計を伴ふは、勿論なり、即ち海陸を封鎖し糧道を絶ち、味方の兵をも損せずして之を自滅せしめん、計れるなり、かの武家事記に載せたる五月十三日秀吉より加藤清正に與へし朱印狀に、御人數の内一人成共手負死人有之、而者如何與被加御思惟云々、或は自城中鳥之通も無之様に候可干殺候とあり、又信州小山文書中五月十四日秀吉より北政所に送れる假名文に、小田原攻を述べて〔ほし殺しに申付け候〕と云ひ、黒田文書中六月十三日黒田長政に與へたる狀には、城中上下被爲干殺を相待迄候と認めたる、其他六月五日筑紫上野介廣門に與へし狀にも同じく、籠城之上下悉可被干殺御存分候と記したるが如く、秀吉兵糧攻めを以て彼を苦しめ、彼自ら降参するの止

むを得ざるに至らしむるが如くせしこと明かなり、かく秀吉は平素の性急なるにも似ず、全力を擧げて一小田原城を圍み、以て持久の策に出でたるは、誠に意外の感なき能はず、されど、此の役たるや、彼に執りても誠に重大なる戦争にして、萬一此小田原攻撃に於て一部分たりとも不利の事あらんか、關八州は勿論、奥羽迄も影響を及ぼすは必然なり、即ち圍む所は一小田原城なれども、其勝敗如何は忽ち種々の影響を關東に及ぼし、尋いで八州の態度を決するが故に、萬全の策をとり、先づ八州の諸城を攻略して、徐に小田原城を孤立せしめ、以て之を陥れんと、かくは自重持久の方略に出でしなり、故に其陥ると共に破竹の勢を以て關八州を平定せり。

### 第九節 小田原落城

秀吉は小田原城を圍みて持久の計をなすと共に、一面には屢和議を勸めて城中の將士の心を動かせり、即ち六月七日に家康は書狀を北條氏規に送りて、氏政父子の降参をすゝめ、古文書集同月八日には秀吉堀秀政

に命じて老臣松田憲秀に書を送り、伊豆相模二ヶ國を與ふるを約して内應せしめ、太閤記同廿日には右筆山中長俊に命じて小田原城中に籠れる武藏忍城主成田氏長に書を送り、單獨媾和を勸めぬ、氏長と長俊とは兼て連歌の友たり、蓋し氏長今は其身小田原に籠城すと雖も、其部下は忍城に在りて、石田三成等の盛んなる攻撃をうくるも、頑強に抵抗して陥るゝこと能はざる所なりしを以て、秀吉は彼に單獨媾和を勧めしならん、氏長乃ち答書を送りて之に従ふや、秀吉は家康に命じて使を城中に遣はし、氏長の答書を氏直に示して、籠城の將既に此の如し、速に降るか然らずば媾和するの可なるを勧めぬ、氏直之を見て大に怒り、氏長の陣營に護衛兵を付し其舉動を監視せりといふ、忍城戰記城中既に此の如くなるを以て、自ら諸將士互に相疑ふに至りし如く、太閤記に「小田原城中群疑蜂起し、兄は弟を疑ひ、弟は兄を隔てけるを以て、父子兄弟の間も不睦況其餘乎」といへり、秀吉が頻に媾和を以て、氏政父子に勧め、且つ諸將を誘ひしは成否は別とするも、敵の人心を不利にし、落城を早からしむるに功ありしが如し、かくて同月廿四日羽柴雄利、黒田孝高の二人秀

吉の命を受けて書を小田原城細田口の守將太田氏房に送り、勸めて和を圖らしむ。北條氏規も亦葦山より來りて之を賛す。口天正浮田秀家の攻口は、氏房の持口に當りしかば、双方の將士互に相熟知するに及びしを機とし、秀家酒肴を氏房の陣に送り、懇懃を通じて和議を勸む。氏房は氏政の次男にして太田氏を繼ぎたる者なれば、同氏をして和議を計らしめんとせしなるべし。慶長見聞集かく和議次第に起りしかば、城中亦頗る和議の説ありしが如く、同廿九日に氏直父子より織田信雄の陣に使を出して、和議の調停を頼みし事、伊達政宗事蹟考所載七月一日和久宗是より政宗に送る狀にあり、是等の事實を綜合して考ふるに、秀吉が手を替へ品を替へて和議を勧めたるを推知し得べく、此が爲に城中將士の心動搖し、脱落の者日に多きを加へぬ。黒田家譜所收 秀吉朱印狀かくて城中の形勢日に非なるを見て、遂に和議に決せるが如く、七月五日氏直自ら小田原城を出で、羽柴雄利及び黒田孝高につきて降を請ひ、且つ已割腹して罪を謝すべければ、氏政以下士卒の命を宥さん事を請へり、秀吉氏直の志の殊勝なるを嘉し、且つ氏直は家康の聲なるを以て特に其死を宥し、却つて氏



藏所氏治潤阪保京東

蹟筆政氏條北

原田小はれあと事の中陣に中文、りなのもるせ出、て宛に松お人鯨の親近其を取買の年新てりおに城廻玉機相政氏條北  
りなとこの中陣帯に城廻玉で出な

吉の命を受けて書を小田原城細田口の守將太田氏房に送り、勸めて和を圖らしむ。北條氏規も亦葦山より來りて之を賛す。天正日記浮田秀家の攻口は、氏房の持口に當りしかば、双方の將士互に相熟知するに及びしを機とし、秀家酒肴を氏房の陣に送り、慇懃を通じて和議を勸む。氏房は、氏政の次男にして太田氏を繼ぎたる者なれば、同氏をして和議を計らしめんとせしなるべし。慶長見聞集かく和議次第に起りしかば、城中亦頗る和議の説ありしが如く、同廿九日に氏直父子より織田信雄の陣に使を出して、和議の調停を頼みし事、伊達政宗事蹟考所載七月一日和久宗是より政宗に送る狀にあり、是等の事實を綜合して考ふるに、秀吉が手を替へ品を替へて和議を勧めたるを推知し得べく、此が爲に城中將士の心動搖し、脱落の者日に多きを加へぬ。黒田家譜所收 秀吉朱印狀かくて城中の形勢日に非なるを見て、遂に和議に決せるが如く、七月五日氏直自ら小田原城を出で、羽柴雄利及び黒田孝高につきて降を請ひ、且つ已割腹して罪を謝すべければ、氏政以下士卒の命を宥さん事を請へり。秀吉氏直の志の殊勝なるを嘉し、且つ氏直は家康の驍なるを以て特に其死を宥し、却つて氏



織所氏治調度保京東

蹟筆政氏條北

原田小はれあど事の中陣に中文、りなのもるせ出、て宛に松お人給の執近其狀買の年新てりあに城細玉護相政氏條北  
りなとこの中陣帯に城細玉て出な

政氏照及び老臣松田憲秀・大道寺政繁の四人に割腹を命じたり、因りて氏直明日城を開かん事を約して城に歸る事は小早川什書所載七月五日秀吉より氏直に與へたる朱印の寫にあり、その文に曰く、

當城に立籠候人數大將の事は不及申、下々迄ほし殺しにさせらるべきに被思召の處其方一人罷出、是非腹を仕候はん間、所勢之作助候はば可忝旨申候由、其方申様神妙なる體被思召候間、命之儀被成御救云々

とあり、此の如く氏直が衆議を排して自己の意を決し、城を出でて秀吉の陣に投じ、降參を恫望するに至りしは、全く氏房の勸告によりて覺悟せること當代記に見えたり、然るに韭山の北條氏規は、是の時に至りても、猶固く城を守りて降らざりしが、氏直氏政直書を氏規に送りて、愈城を開きて降る事となりしを報告せしかば、之を見て初めて、城を開くといふ、これ氏規にさりての美談なり、寛政諸家聽集書の氏規の所により翌七月六日秀吉片桐脇坂の諸將及び家康の部下榊原井伊本多等に命じて小田原城を悉く收めしむ、家忠日記同十一日に氏政氏照二人は小田原城下の醫師安清軒田

村長傳なる者の家に於て切腹す、二人の辭世の歌は太閤記に所載せられ、又氏政の偈は北條五代記に見ゆ。

氏直は家康の聲なるを以て其死を宥して之を高野山に放ち、扶持米として五百石を與ふ、北條氏規、同氏勝等數十人之に従ひて高野山に赴く、集古文書、北條氏亮氏忠の狀、小田原日記氏直は高野山に至りて暫く幽棲せしが、秀吉頗る之を優遇し、寒ければこて高野山より河内天野に移し、又時々贈物等して不自由なからしめしかば、氏直大に感激せりといふ、既にして秀吉之を大坂に召し、伯耆を與へんこせしが、未だ果さずして文祿元年十一月四日、瘡を患ひて天野に歿す、時に三十歳、太閤記、小田原日記後に秀吉氏規を召して、河内狹山にて一萬石の地を與ふ、蓋し彼の節義を賞せしが爲なり、徳川氏も亦之に仍りてその儘江戸時代に至る迄、狹山の舊封を安堵す、明治天皇の侍従として永く仕へたる北條氏恭は實に其裔なり。寛永譜、藩翰譜

#### 第十節 結論

抑、北條氏は延徳三年早雲が初めて伊豆を伐り取りしより此に至る

凡そ百年なり、早雲は上杉氏に代りて關東の霸權を握り、關東公方を擁して之が統一をなさんとする目的を以て業を起ししなり、而して其子氏綱、孫氏康何れも英傑の資を備へ、善く早雲の貽謀を繼ぎて勢益、擴大したりしが、氏綱の時其女を公方足利晴氏に納れて、遂に公方を自己藥籠中の物とし、氏康の代に至りて遂に兩上杉氏を倒し、且つ晴氏の子義氏を立てて公方とせり、義氏は即ち氏綱の女が生める所にして、氏康には姪に當れり、時に天文廿三年なり、かくて公方なる者北條氏の血族となるに及んで、早雲以來の目的は初めて達せられ、關東の霸權を握るに至り、最も得意の時代なり、然るに氏康の爲に没落せし上杉憲政は越後に至り、長尾景虎に頼りしかば、景虎乃ち憲政を奉じて北條氏の罪を問ふと稱して之を討ち、遂に憲政より上杉の姓を譲り受けて上杉謙信といへり、是より謙信は北條氏を討ちて關東に於ける上杉氏の勢力位置を恢復せんとし、茲に越相の争となりしが、永祿十一年武田信玄駿河に侵入して今川氏を逐ひしかば、氏康は自衛上今川氏を助けて武田氏に當らざるべからざるに至り、已むなく謙信に同盟して以て武田氏を討



つ事となりぬ、是に於て越相の争は轉じて甲相の争となりぬ、其後氏康は元龜二年卒するに臨みて、上杉氏の頼むに足らざるを知り、遺言して更に武田氏と媾和せしめんとせり、蓋し上杉氏は其地遠く従ひて患甚だ大ならざるに反し、武田氏は其地近く且つ強大なるを以て、氏政にては到底之に當り得べからざるを知り、寧ろ之と媾和するの優れるを思ひ、斯くは遺言せる者ならん、蓋し氏康が曾て氏政の不肖なるを嘆じ、其滅亡を豫言せる事あり、即ち氏康一日氏政の食事するを見て涙を流して曰く、北條の家も我一代にて終るならん、家老を始め其座に在るもの興をさまし色を失ふ、暫くして氏康曰く、今氏政の食するを見るに、一飯に汁を二度かけたり、一飯に汁をかくる積りすら知らずして二度重ぬるは不器用なり、朝夕なす所さへ不器用なれば、一皮内にある人の心府を積り、人の目利せんこと未來永劫あるまじきなり、目きゝならざれば、良き武士を持つ事能はず、よき武士を持たざれば、當代は戰國の折柄なれば、我明日にも死せんには、賢大將聽て隣國より亂入し、氏政を亡す事疑なし、さてこそは北條の家は我一代にて終れり、と申せしなり、と云

ひし事、武者物語に見ゆ、この本は古きものにて確なるものなれば、其記事も信用するに足るべし、又氏政の代になりての後の事なるが、一人の行脚の僧ありて、小田原の宿にて制札を見、嘆息獨語して曰く、北條家も末となりぬ、最早亡ぶべきの端顯れたり、と、役人之を聞きて其故を問ひしに、僧の曰く、我卅年前此地を過ぎしが、其時には制札の面僅に五ヶ條に過ぎざりき、然るに今日之を見れば卅個條に及べり、凡そ國君に威光ありて四民之に服する時は、法度の箇條簡にして違はず、もし國君の威衰へて四民背くもの多くなれば、法度の數次第に増加す、某は之を以て北條家の衰へたるを知り、且つ歎きしなり、と、事は諺芥集にあり、此等の話に因りて之を見るも、北條氏の運命は氏康の言の如く既に業に氏康の代に終を告げ居る事明かなり、又前後の大勢より推論するも然り、と、故に氏康の卒去は實に北條氏盛衰の岐るゝ所なり、といふべし、さて氏政は氏康の遺言に依りて信玄と和睦し、謙信と同盟を絶てり、是よりして氏政は又上杉氏と屢、上野、武藏の間に相戦ふ事となりしが、上杉氏は北陸方面漸く多事となりしより、又關東を經營するに違あらず、故に

北條氏は之に乗じて上野下野常陸下總等の諸國を經略せり、其後天正元年に信玄卒し、同六年に謙信死せしかば、今や北條氏は恐るべき強敵なく、關東は全く一人舞臺の觀ありしかば、以て大に活動すべき機會を得たるにも拘らず、格別なる運動なくして止みたり、かゝりし程に信長起りて武田氏を滅してより、漸く北條氏を壓迫し、次いで秀吉信長に代りて關東の經營に當るや、威壓益々重きを加へ來りしかば、こゝに北條氏は最後の運命を決せざるべからざるに至りしなり、されど流石に北條氏は五代の業を累ね、東國の雄霸を以て自ら居りしかば、其強大を恃み、秀吉に對して頗る傲慢の態度を執れり、即ち彼秀吉は匹夫より起りたるものなるに、一時の威光によりて威嚇的言辭を弄す、何ぞ此の如き言葉に屈するものならんや、力を以て來らんとすれば力を以て相手すべし、故に關東を征せんこそせば宜しく力を以てすべしといへりといふ、之に依りてもその傲れるを知るべし、されど秀吉は成るべく力を用ひずして壓服せんとし、平和手段を以て交渉せしも、北條氏之に對して毫も誠意を以てせずと云はんよりは、寧ろ屢言を左右に託して曖昧の返答

をなし、稍、翻弄するかの態度をこりしかば、秀吉も遂に忍ぶ能はず干戈を以て勝敗を決する事となりぬ、然れども北條氏が秀吉の大軍を引受けて三月より七月迄百餘日に亘りて對抗せしは、亦以て武勇とするに足る、凡そ秀吉が征伐する所にして此の如き長日月を費せしものは、前後に其例なし、之を以ても如何に北條氏が強大なりしかを知るに足らん、且つ小田原城既に没落するや、秀吉は破竹の勢を以て陸奥を平定せり、然れば秀吉が海内の統一を遂げたるは小田原一役にありと云ふも可なり、故に小田原征伐は聽て關東奥羽の平定を意味す、さればこそ秀吉は此の成敗に當りて慎重の態度をとりし所以なり、家康小田原落城の後、武田北條兩氏の滅亡を比較論評して曰く、信玄は近代の良將なれども、其父信虎を逐ひたるが如き無道なる振舞ありしより、其餘殃子に報いて、勝頼さしもの猛將なりしかども、其運傾き譜代恩顧の武士皆離反して、遂に果敢なくも亡びたり、これ天道其親愛の恩義なきを惡み給ふ故なりと知らる、之に反して小田原は百餘日の籠城なれど、松田尾張守の外反逆のもの一人もなし、氏直が高野山に赴き

し時も、命を捨てて従はんとするもの甚だ多かりき、これ早雲以來貽謀正しくして諸士皆節義を守りしによること云へり、是は徳川實記東照宮附録に記する所なれども、其引用書は不明なり、前者は業を成す日猶淺く、後者は數代を重ね恩義従つて深ければ、同日には論じ難けれども、然も兩氏の家風を比較せば、自ら此の如き事ありしが如し、即ち武田氏は其目的の爲には手段を擇ばず、従つて惡辣なる方法も敢へて辭せざるに反し、北條氏は名分を立て恩義を以てす、これ兩氏共に亡ぶと雖も、一は忽ちにして覆り、一は長きを支へ得たる所以なるべし、家康の批評聊か参考するに足らん。

## 第二十章 家康の關東入國及び諸將の轉封

北條氏滅亡せる結果として、秀吉は家康を始として諸將の封土を移動せり、其大略を云へば、七月十三日、秀吉小田原入城の日を以て、北條氏の領土たる關八州を擧げて家康に與へたり、古文書集所載七月二十三

日家康より新田治部大輔守純に與へたる書翰の中にあり、所謂八州とは其實伊豆相模武藏上總下總上野下野の七ヶ國なり、然るに八州なる故に書物によりては安房又は常陸を加へて八州とせし説あれども、安房は里見氏、常陸は佐竹氏共に秀吉より安堵せられ居るを以て、之を八州に加へて強ひて其數を滿さんとするは誤なり、即ち關東八州とは通稱に従ひて大概をいひしに過ぎず、又家康の舊領國を以て織田信雄に與へんとせしに、信雄舊に仍りて尾張伊勢二國を領せん事を請ひしかば、秀吉怒りて之を下野の那須に放ち、僅に二萬石を給し、佐竹氏に預け、後秋田に移す、太閤記、勢州軍記、公卿補任、秀吉譜、信雄の舊領尾張及び北伊勢五郡を羽柴秀次に與へ、三河十五萬石を池田輝政に、岡崎五萬石を田中吉政に、遠江濱松十二萬石を堀尾吉晴に、同掛川五萬石を山内一豊に、同横須賀三萬石を渡瀬詮繁に與ふ、駿河十四萬五千石を中村一氏に、甲斐を秀吉の養子秀勝に與へ、信濃佐久郡五萬石を仙石秀久に、同伊奈郡高遠三萬石を京極高知に、同飯田八萬石を毛利秀頼に、同諏訪三萬八千石を日根野高吉に、同筑摩郡八萬石を石川數正に與へ、石川貞清を木曾山の代官となす、

而して三河より信濃に至る所は家康の所領無し。豊鑑太閤記家忠日記追加・當  
代記古今城主攻守記寛永譜・

以上は秀吉が小田原征服の結果諸將を轉封せし大略なり、この移動に就きては、蓋し秀吉大に考慮を費せるなるべし、今試みに之を推考するに、家康をば關八州に移封せるは如何にも優待せるものなれども、同時に之を敬遠したる意味ありしが如し、何となれば、三河遠江駿河等の諸國は、家康にこりては其根據地なり、殊に三河は祖先以來の故國たり、家康の勢力の根柢は實に此等の故國に存在す、之に加ふるに甲斐・信濃の如き天險の地を併せ有したりしに代ふるに廣漠たる關八州を以てせるは、其得失孰れか可なるを知らず、且つ家康新に八州を經營するに幾多の歲月を要せざるべからざるは必然なり、況んや北條氏の餘威尙存續せるの間、之を服するの難きに於てをや、故に秀吉の家康を八州に封ぜしは、其名優遇にあるも、其實は敬遠するにあらざるを得んや、次に織田信雄が轉移を肯ぜざるを怒り、其尾勢を奪ひて下野に移せる事も頗る意味あるに似たり、蓋し尾張は織田氏の舊國なり、故に信雄を尾

張に置くは織田氏の舊勢力を保存するの故にして、従つて秀吉の一障害たるは論なし、故に織田氏の舊勢力を根本より抜き去らんこそせば、信雄をば轉封するに如かず、されど、其機會なきを以て却つて其機を待てるのみ、然るに今や此好機を得たるにより、之を他に移さんとせしに、信雄も亦故國を失ふに忍びずして之を辭退せしかば、秀吉は怒りて之を僻遠の地に移せるなり、諸書には是時秀吉家康の舊領駿河・遠江・三河、及び甲斐・信濃の五ヶ國を以て信雄に與へんこそせしも、肯ぜざりしかば、立腹したるの由を記すれども、此五ヶ國を與ふこそ云へるは餘りに大に過ぐる感あり、或は駿遠三の内を宛て行はんこそせしものか、當代記には國名を擧げず、只國替あるべきの由御命ありと雖も、難澁せしむるに依りて、秀吉公立腹とあり、若し此の如き大國五ヶ國を與へんこそせしならんには、或は命を奉ぜしならんも、尾勢に及ばざるものありしにより、かくは辭退せしならん、又秀吉譜には信雄かねて虎狼の志を挿むにより、秀吉之を疑ひて下野に改易すとあり、又朝野舊聞褒稿所載聞書なるもの及び志士清談には、小田原落城の時秀吉其祝として石垣山城に諸大名

を召して酒宴を催しけるが、其折信雄に命じて起ちて舞はしめしに、信雄秀吉の爲に舞ふを甚だ無念なる事とし、故らに不吉の舞を舞ひしかば、秀吉氣色を損じ那須に流す事あり、此等の事實に由りて之を推考すれば、秀吉は豫て信雄をば何れかに轉封せんと欲したりしが、恰もよし好機會來れりとして改易を命ぜしに、其を承知せざりしかば、此を名として尾勢兩國を奪へるならん、かくて秀吉は信雄及び家康の舊領に對しては、何れも其一族乃至恩顧の將士を以て之に封ぜり、而して其諸將の配置は、臆て暗に此等を以て關東を控制せんとするもの如くに見ゆ、之を要するに家康を關東に移し、家康の舊領には豊臣氏の一族元勳諸將を封ぜしは、重大なる政治的意味を有するに似たりと云ふべし。

小田原落城の後、秀吉は北條氏の遺臣板部岡江雪を召し之を詰りて、汝曩に氏政父子の使者として上洛し、媾和の事を請合ひて歸りしにあらずや、然るに汝の所置宜しきを得ざるにより、今我が大軍を勞し汝の主家滅亡を招ける事、畢竟汝が不忠不信の致す所なりといひて、之を縛して誅せんことす、時に江雪齋從容として曰く、事既に此に至りしは運命

のみ、今更辯ずるも甲斐なし、されど天下の大軍を引受けて百餘日籠城せるは、誠に武士の面目なり、願くは早く我が首を刎ねられたしと、秀吉却つて其節を屈せざるを歎賞して、死を宥し伽衆に加へ、且つ板部岡は呼び難しとて岡と改めしめぬ、是より彼は秀吉の伽衆として仕へ、又豊臣氏亡びて後は、家康に仕へて子孫旗本に列せられし事、小田原日記武功雜記、寛永諸家譜の岡の條等に見えたり、上州松井田城主大導寺政繁は、其城に據りて前田・上杉二氏の軍と戦ひしが、遂に城を開きて降り、後前田氏の軍に加はりて嚮導せしかば、秀吉は彼が北條氏譜代の將として侍にあるまじき振舞せり、とて、江戸櫻田にて之を誅せり、小田原日記、當代記、北條記、寛永諸

又是時關東公方足利義氏は既に卒して其後嗣なく、僅に其女跡を繼ぎ北條氏の保護を受け、舊によりて下總古河城にありき、秀吉は關東公方といふ名家の祀の絶えん事を惜しみ、公方と同族なる生實國朝をして、義氏の女に配して下野喜連川五千石を與へたり、小田原日記、喜連川家譜、但し國朝の

妹秀吉の妾となれるが故に、此の如きの命ありとの説あれども、小田原日記、何れにしても名家を保存する意味にて此の如き所置に及びし事は明か

なり、是亦同じく信長が門閥を打破すると共に一面舊家名族を保存せし故智に學びしものなるべし、而して喜連川家は江戸時代に至りても賓客の待遇を受け、今日も尙子爵として存せり、以上の事實は秀吉の賞罰並に名家を保存すること云ふ一例に過ぎざれども、これ聽て秀吉の倫理的意志が、偶、此役に因りて發露せられたるものと見るべきもの、即ち彼の名教に對する態度を見るべきものたるが故に、併せて茲に之を述べたり。

## 第二十一章 奥羽征討

### 第一節 奥羽の形勢

當時に於ける奥羽の形勢の大略を見るに、諸侯相割據して互に交戦呑噬の有様なりき、今其主なる者を擧ぐれば、陸奥に伊達、相馬、田村、岩城、結城、大崎、葛西、葦名、白河、二本松、二階堂、石川、大内、南部等の諸族あり、出羽にては、最上、大寶寺、武藤、小野寺の諸氏盛なり、就中陸奥の伊達氏、出羽の

最上氏を最とす。

伊達氏は此時政宗の時代にして、曾祖父植宗以來、祖父晴宗、父輝宗、相次いで武略あり、大に領土を擴張し、勢力を伸張せしが、特に植宗には子多く、結婚政略によりて諸家を籠絡せんと圖れるが如く、四隣に於ける諸族にして伊達氏と婚を通ぜざる者無き有様なりき、系圖に依りて其主なるものを擧ぐれば左の如し。

十四世 植宗 室葦名盛高女

女 相馬顯胤室  
女 葦名盛氏室  
十五世 晴宗 母葦名盛高女 室岩城重隆女

女 二階堂照行室  
女 田村隆顯室  
女 懸田俊宗室  
女 桑折景長嗣  
四郎 葛西晴重嗣  
晴胤

女 相馬義胤室

親隆 岩城重隆嗣

女 二階堂盛義室

十六世 輝宗 母岩城重隆女 室最上義守女

女 小梁川盛宗室

政景 留守顯宗嗣

女 葦名盛隆室

女 佐竹義重室

盛重 國分盛氏嗣

十七世 政宗 母最上義守女 室田村清顯女

忠宗 母田村清顯女

是に由りて之を見れば、伊達氏の近隣に於ける有力なる諸家は、殆ど皆婚姻を通じ、尙遠くは常陸の佐竹氏、出羽の最上氏にも及びて、其範圍甚だ廣く、如何に勢力の發展に努力せるかを知るを得べし。但し此婚姻關係は獨り伊達氏のみならず、他の諸族の等しく執れる

政略にして、互に是に依りて根柢の確實と勢力の發展とを圖りしなり、常陸の佐竹氏の如きも、亦勢力を奥州に伸ばさんがために、往々奥州の諸侯と婚を通じたり、蓋し戰國時代には何れの地方に於ても、此政略は用ひられたれど、奥羽の如きは其最も著しき例にして、或は婚姻を争ひて干戈に訴へ、或は姻戚の關係上敵となり味方となる等、頗る錯綜を極めたり、故に戰國以來奥羽諸家の紛争を研究せんせば、先づ此婚姻關係を調査せざるべからず。

斯くの如く室町時代の中葉以來奥羽に於ける形勢の變化は、常に伊達氏を中心として見るを要し、政宗の時代に至りては特に其然るを見るなり、何となれば政宗漸く奥羽を併呑せんとする勢ありしかば、奥羽の諸族は常に互に連合して之に當りしを以てなり、故に政宗の事蹟を説けば、則ち奥羽の大勢は自ら明かなるを得べし、因りて茲に政宗家督を相續して以來、四隣征服の大略を述べん。

政宗の家督を襲ぎたるは天正十二年の冬にして、時に僅に十八歳なりき、當時安達郡鹽松領主大内定綱叛服常なきを以て、之を討たんとせ

しに、常陸の佐竹氏陰に大内氏を援け、葦名・畠山の諸氏亦之に應ぜしかば、十三年秋政宗討ちて大に之を破り、定綱を二本松に走らし、悉く鹽松の地を併せ、將に進んで二本松を攻めんとす。城主畠山義繼大に怖れて降を乞ひ、父輝宗爲に請ふ所ありしかば、政宗僅に之を許したり。然るに義繼自ら輝宗の許に至り、恩を謝す。詐りて輝宗を刺せしかば、輝宗の從者亦義繼を殺せり。是に於て義繼の遣臣等其孤國王丸を奉じて二本松城に據り、急を佐竹葦名・岩城・石川・白河・相馬・須賀川の諸氏に告げて援を乞ひ、佐竹以下兵を出して之に應ぜり。仍りて政宗大に之と觀音堂に戦ひて撃破し、翌十四年四月再び二本松城を攻めて之を陥れ、畠山氏を滅して其地を併せたり。次いで十五年正月には大崎氏を攻めて降し、十七年五月には猪苗代氏を降して其地を併せ、翌六月には更に葦名義廣を伐ち亡して會津の地を併吞して黒川城に入り、十月二階堂氏の居城須賀川の城を攻めて之を陥れたり。時に石川昭光・岩城常隆・白河義親等の諸將風を望んで來り服し、又下野那須氏、上野館林の城主等遙に旗下に屬せんことを請ふに至れり。是に於て政宗は所謂仙道の七郡を併合

し、其封境は、西は越後に接し、東は三春を限り、北は遙に海濱を極め、南は白河に至り、かくて其領域は奥羽二州に跨り、其兵威は遠く上野・下野に及びて旭日の觀ありき。十八年正月七日政宗が七種節句の發句に曰く、  
七種を一葉によせてつむ根芹  
と、蓋し仙道七郡掌握を詠じたるものなりと云ふ、其得意の狀窺ふに足らん。

秀吉の奥羽平定以前に於ける奥羽の大勢略、斯の如し。

## 第二節 秀吉と奥羽諸族

### 甲 秀吉と政宗

秀吉の政宗に對する態度は、所謂恩威並び施せるものにして、其方法たるや誠に巧妙を極めたるものなり。奥羽諸族の中最も早く好を秀吉に通じたるは政宗なりき。即ち天正十二年八月家臣遠藤山城守基信を遣はして、父輝宗が信長在世中好を通じたる例により、引續き懇親を結ばんことを請へり。翌年七月二日使者到るや、秀吉直ちに復書して來意



を謝し、且つ

自今別而可申承候、似相之儀不被置心可申越候、相應之儀無如在可令馳走候

と云ひて信長同様交際すべきを示したり、是時秀吉は恰も柴田勝家を滅して北國を平定し、終つて將に紀州を征服せんとするの時なりしかば、其書状の中には明智光秀の誅罰並に勝家征伐の顛末を詳記し、文中秀吉の太刀風に驚き草木迄も靡き従ふ體にて、能州・加州・越中迄平均相果候といひ、併せて南海をも平定せんと告げたり、蓋し此書は暗に自ら織田氏に代りて天下を左右するの意を示し、しかも之に由りて政宗を威服せんとせるものにして、彼が奥羽經略の端は既に茲にあるを見るべし。伊達氏治家記 録貞山公壺

同十五年四月秀吉鷹を所望するや、政宗之を献ぜしかば、七月秀吉書を與へて之を謝せり。秀吉の書今傳らず前田家に副書在り此後政宗屢使を京都に送りて或は鷹を献じ、或は馬を贈り、秀吉亦鷹を徴し、或は政宗の應に對し、懇書を添へて秘藏の名刀を贈れる事あり。天正十七年六月一日附富田一白書状是等は單なる贈答とせ



藏所氏勅長野淺爵侯

蹟筆宗政達伊

し對に政長が宗政は狀書のこゝきりかな事始終し解散てりおに間に毎政長野淺にしり蒙る疑難の吉秀臣壘々屢宗政達伊。りなのもるせ頼依を成執其共後今

を謝し且つ

自今別而可申承候似相之儀不被置心可申越候相應之儀無如在可令馳走候

と云ひて信長同様交際すべきを示したり是時秀吉は恰も柴田勝家を滅して北國を平定し終つて將に紀州を征服せんとするの時なりしかば其書状の中には明智光秀の誅罰並に勝家征伐の顛末を詳記し文中秀吉の太刀風に驚き草木迄も靡き従ふ體にて能州加州越中迄平均相果候といひ併せて南海をも平定せんと言げたり蓋し此書は暗に自ら織田氏に代りて天下を左右するの意を示ししかも之に由りて政宗を威服せんさせるものにして彼が奥羽經略の端は既に茲にあるを見るべし

伊達氏治家記  
録貞山公堂

同十五年四月秀吉鷹を所望するや政宗之を献ぜしかば七月秀吉書を與へて之を謝せり秀吉の書今傳らず前田家に蔵在り此後政宗屢使を京都に送りて或は鷹を献じ或は馬を贈り秀吉亦鷹を徴し或は政宗の應に對し懇書を添へて秘藏の名刀を贈れる事あり天正十七年六月一日附富田一白書狀是等は單なる贈答とせ



藏所氏勳長野淺侍侯

蹟筆宗政達伊

し到に政長が宗政に飛書のことよりかた事始終を解散せりおに間に毎政長野淺にしり家を疑慮の言秀吉豊々唯宗政達伊  
りたのもるせ謂依る成轉其共後今

ば無意味なるも、此間自ら外交の機微の存するを窺ふべし、又政宗は一面には一族上郡山右近爲仲を京都に置き、常に情報を求め、又屢遠藤不入齋、坂東屋道有、又は修驗僧等を往來せしめて、前田、淺野、木村、石田の諸氏、施藥院、全宗等に絶えず音信を通じ、音物を贈りて、内情を探り居りしかば、京都の消息は手に取るが如くなりき。

同十五年九月全宗書を道有に託し、九州平定、諸大名上洛の趣を報じて、政宗の上京を勧め、九月十三日附全宗書狀同十月には家康、秀吉の意を承けて、使を送り、政宗をして最上、佐竹、蘆名、岩城、相馬の諸氏と和議を謀らしむること同時に、秀吉の侍臣富田一白亦書を送りて、和議を勧め、且つ政宗の上洛を促せり、伊達文書所收十月五日書狀、同富田一白書狀然るに政宗は奥羽の諸氏と角逐中にして、暫く身を動かすこと能はざりしかば、常に秀吉の侍臣并に宿將等に音信を通じて、融和の策を執りたりき。

十七年七月爲仲、秀吉の朱印を齎して歸國す、是政宗の會津攻略を詰問せるものにして、其大意は蘆名氏は先年既に使を上せて御禮をも申上げ、御存のものなるに、政宗私の宿意を以て一戦に及び、之を討果して

會津に侵入せし事不届の至なり、急度子細を陳辯すべしとなり、治家政宗乃ち遠藤不入齋を上せて之を分疏し、又淺野木村諸氏に贈賄して執成を乞ひしかば、淺野長吉、政宗の爲に周旋する所あり、乃ち淺野木村より書を送りて、秀吉の意稍解くるを以て速に上洛すべき旨を通ぜり。治家日附書狀記録

十八年三月淺野木村再び書を政宗に與へて曰く、秀吉の關東征伐近きに在り、宜しく早く來り會すべしと尋いで秀吉小田原に陣す、是に於て政宗今は留まる能はず、小田原に赴き秀吉に會せんことを、時に一族伊達成實反對して曰く、去冬秀吉既に檄を諸國に移し、又我の來會を促せり、今にして往く既に晚し、寧ろ國に據りて之を迎ふるに若かずと、片倉景綱駁して曰く、秀吉匹夫より起りて天下に霸たり、徳川氏の英傑を以てするも猶之に従屬す、特に朝廷を挾みて四方に號令す、從はずんば上朝廷に背き下は北條氏と轍を同じくせんのみと、議遂に決し、五月九日政宗會津の黒川城を發し、關東は道路梗塞するを以て、路を上杉領に假り、越後より信濃に出で小田原に赴きたり、是より先、政宗は、屢、秀吉より

上洛を促されしも遂に發せず、茲に至りて漸く到る、事既に晚きを自覺して自ら罪を獲るを察し、甲冑の上に喪服を加へて自殺の覺悟を示したりといふ、到れば果して秀吉見るを許さず、底倉山中に閉居して命を待たしめたり、尋いで秀吉、淺野長吉等を遣はし命を傳へて曰く、汝早く來り會せず、且つ私に會津を奪ふ、其罪小に非ず、又奥羽諸家は皆汝が親戚なりと聞く、然るに之と相争ふ、汝獨り義にして親戚皆不義なるか、説あらば之を辯ぜよと、政宗乃ち對へて曰く、政宗が家臣大内定綱なる者罪ありて之を誅せんことを、輩名義廣佐竹義重、岩城常隆、二本松義繼等並に之を庇護せり、故に己むを得ずして戰へるなり、又田村清顯は政宗が妻の父なり、然るに清顯死するや、相馬義胤、義廣等と謀り、喪に乘じて田村を奪はんことを、故に又之と戰へり、大崎氏と争へるは事境界論より起り、最上氏と和せざるは我が叛臣鮎貝太郎を助けしを以てなり、是を以て四面敵を受け、道路梗塞速に來り謁するを得ざりしなり、豈敢へて命に背かんやと、秀吉淺野木村二氏の此復命を聞き、扱者政宗を方々よりにくみ候と相見得候由聞召されたれども、會津を取りしは慮外な

ればさて之を差出さしめ、本領の儀は別儀なきを以て御禮可仕の由申渡したり、かくて九月政宗石垣山の營に至りて秀吉に謁す、秀吉は曲糸に倚りて徳川・前田等の諸將を側に侍せしめたり、政宗謁し畢りて退かんとせしに、秀吉、政宗々々と二言呼び止め、杖を以て地を叩き、此へ々々といふ、政宗佩刀を脱して僅に一間許に進みし時、秀吉自ら杖を執りて小田原城中を指點し、攻城の方略を示せり、政宗亦忌憚なく己の意見を述べしかば、列座の諸侯皆其言語態度の堂々たるを賞揚せり、といふ、和久宗是物語は其事を記して、田舎者に候へども、於御前物之申ぶり少もおちひれぬ體、聞及候ほどの仁、何れも御褒美のよしといへり、伊達政宗、事蹟考所收又政宗底倉に滞在中、千利休秀吉に従ひて陣中に在りと聞き、淺野長吉等に請ひて、利久を招き茶會を催せり、秀吉之を聞き、政宗が自己の運命の測り難き時に於て猶風流の嗜を忘れざるを歎賞せり、といふ、伊達政宗、事蹟考斯くて秀吉は政宗の尋常人ならざるを看破し、之を敵として怖るべく、寧ろ味方として籠絡するに如かずと思ひ、遂に奥羽の處分を以て之に委任し、先づ歸國してそが準備をなさしめたり、是時政宗より國元

諸臣に與へたる書狀に、奥州出羽無殘所可令仕置之由被仰出とあり、是に依りて之を見るも、政宗は當時奥羽に於ける第一の人物たりし事明かにして、既に彼を服すれば最早奥羽を平定せるに等しきを知るべし、されば小田原落城後秀吉が力を勞せずして奥羽平定を完うせしは、全く政宗を操縱するの宜しきを得たるに由れり、是秀吉の大手腕と膽力とによるを見るに足らん。

### 乙 秀吉と他の奥羽諸氏

次に秀吉が他の奥羽諸氏に對する態度を概観するに、其好を通ずる早き者は之を優遇し、其來る遅き者は之に應じて處分し、其來らざるものは罪するの態度なりき、然れども其多くは秀吉の東征あらん事を聞き、或は使を遣はし、或は自ら往きて謁せる者なれども、尙秀吉の東征以前既に使を遣はし好を通ぜざる者なきにあらず、仍りて其等諸族の中主なる者を擧げん。

伊達氏以外にて最も早く秀吉に使を送りし者は南部信直、津輕爲信

の二氏なりとす、南部氏は既に天正十四年使を前田利家の許に送りて秀吉に紹介せん事を乞へり、利家乃ち之を周旋せしかば、秀吉其八月南部氏を奏薦して以て、從五位下に敍し大膳大夫に任ぜしめ、又本領安堵の朱印を與えたり、翌十六年には秀吉の命によりて駿馬十匹を獻じ、爾後屢、鷹馬を獻進する事、政宗に同じ。南部家譜

津輕爲信は天正十三年八月、上洛して秀吉に謁せんとし、海路鰐澤港を出帆せしが、途中颶風に遇ひて素意を果すこと能はざりき。津輕創業記、津輕家譜元來津輕家の家系に就きては異説あり、爲信は舊大浦と稱し、南部信直の弟政信に事へたり、政信津輕郡代として波岡城に居り、爲信之が輔佐として郡内叛族の戡定に功あり、遂に獨立の志ありて私に使を秀吉に遣はしたるものなるべし、後十六年に至り遂に政信を毒殺して津輕郡を奪ひ、南部の一族九戸政實亦信直に背きて爲信を援け、共に南部氏に抗するに至れり、十八年二月廿七日津輕爲信は遂に駿河に上り、秀吉の東征を待ちて沼津に謁し、津輕一郡安堵の朱印を得て、茲に獨立の諸侯となれり、今其系圖を見るに、祖先は藤原秀郷に出で、早く津輕に住して

大浦と稱す、明應六年近衛尙通津輕に下向し大浦光信の許に寓せし時、光信の女之に侍して一子を生む、光信之を養ひて政信と名付け、遂に近衛家に請ひて己が嗣となせり、爲信は即ち政信の孫に當れるに依り、近衛家より秀吉に口入ありて爲に認められ、津輕の領主となれりといふ、然れども近衛政家の日記即ち後法興院記明應六年の條を見るに、尙通當時關白職として京都にあり、曾て津輕の僻遠に下向せし事あるなし、其虚談なる最も明かなれば、爲信が近衛家に縁を求めて家系を造れる事疑ふべからず、之を以て見るも其手腕の凡ならざるを知るに足らんか、或は近衛家に寄縁して祖先の系圖を作れるは、爲信の時にあらずして更に後世なりとの説あり、要するに近衛家の庶流に假託して吾が家を尊くせんとしたる事は、動かすべからざる事なりとす。

十八年七月南部信直其子利直と共に小田原に至りて秀吉に謁し、津輕爲信九戸政實二氏の叛逆を訴へて之が討伐を請ふ、然れども秀吉は爲信の既に來り謁し、且つ安堵の朱印を與へしを以て之を聽さず、小田原平定の後奥羽に下向して政實を討つべきを諭して歸國せしめたり、

信直爲に遺憾遣る方なしと雖も之を如何にもする能はず、茲に津輕は全く爲信の有に歸しぬ、されば南部は津輕を目して叛臣と呼び、世々之を惡み、津輕は又南部の臣にあらずと稱して、永く之に對抗し、江戸時代を通じて兩家は相敵視して解けざりき、今日に至る迄其舊領民は互に相惡むと云ふ。清祜私記・奥南盛風記・奥南舊指録・南部根元記・南部家譜・南部舊記集・津輕舊記・津陽開記・津輕家譜・津輕一統志・永慶軍記

十七年八月廿五日蘆名氏の部下會津横田城主山内氏勝、久川城主河原田盛繼各、使を京都に上せ、政宗の横暴を訴ふ、秀吉命じて城を固く守り、己が東征の日を待たしめたり。山内家譜・新編會津風土記・四家合考・景勝年譜集成此時石田三成、秀吉の意を承け、山内氏勝に送れる書狀、新編會津風土記に載せあれば左に記せん。

去夏以來被對義廣無二御忠功之段、誠以無比類候、則遂言上候處、御感不斜候、彌丈夫に水窪大鹽兩城共に可被相拘事、專一之旨御錠候、然者北條相背御下知、故來月上旬に始家康景勝御人數被差遣、三月朔日に可有御出勢、北條御成敗議定候間、其直に黒河へ被成御亂入、政宗可被作刎首に落著候、然時者今度之儀に候條、其元之儀無御油斷事肝要候、

略○下

乃ち當時迄は秀吉政宗を誅伐せんとするの意ありしを知るなり。  
同年出羽國由利郡院内城主仁賀保舉盛等大坂に至り、秀吉に謁して所領の安堵狀を得たり。山利太平記略譜・出羽略風土記・系圖纂要

翌十八年二月四日最上義光は徳川家康に因りて上洛せんを請ひしが、家康之を止めて小田原陣に來り會せしむ。古文書尋いで又屢秀吉に鷹を献じ、家康に因りて之が執成を乞ひ、家康復書して之を保證せる事あり。博物館藏 本古文書同七月義光秀吉の奥羽下向を迎へて宇都宮に謁せり。伊達政宗事蹟考

同年三月出羽角館城主戸澤盛安自ら兵を率ゐて三河に至り、秀吉に謁す、秀吉彼が率先して東征の師に會せるを賞し、仙道三郡を與ふるを約す、盛安之を辭して曰く、仙道には累世の領主小野寺義通あり、敢て望む所にあらず、臣が本領角館の安堵を賜はらば幸なりと、秀吉之を感賞し、佩刀を與へ、命じて中村一氏に屬して山中城攻撃に参加せしむ。戸澤家譜同月常陸の佐竹義宣及び宇都宮國綱相共に使を小田原に送らん事を協議し、常陸志料・宇都宮文書五月廿四日兩家の使者小田原に到る、此時義宣並に

夫人より秀吉に對する贈物莫大を極め、且つ一族并に幕下の臣よりも各進獻あり、又石田三成、増田長盛等の秀吉幕下にも金品を贈れり、宇都宮國綱の贈遺亦之に准じたり。常陸遺文、佐竹文書是を以て見るに、他の諸家より使を遣はし、或は自ら來り謁する者、皆斯くの如き莫大の獻進ありしを知るべし。

同月廿七日、下野太田原城主太田原綱清の子晴清、秀吉が小田原の營に來り謁す、秀吉之を賞して刀を賜ひ、從五位下に敘し、備中守に任ず。田太原家譜、寛永系圖傳

同三月、下野黒羽城主大關晴増亦使を沼津に遣はして秀吉の起居を候し、四月一日秀吉之に復書せり。

五月十四日、相馬義胤、小田原に來謁し。奥羽茶話、相馬家譜同廿四日には、下總結城城主結城晴朝、小田原に至りて秀吉に謁せり、是より先、晴朝は家臣多賀谷安藝を京都に遣はして好を通じ、且つ嗣子なきを以て之を請はしめたるに、秀吉許すに秀康を以てせり、因りて此の來謁あり。越前黃門年譜、常陸志料、越前黃門行狀、結城家由緒書

又同月、常陸下妻城主多賀谷重繼も亦小田原に來謁せり、是より先、重繼は其子犬二郎を京都に遣はし、石田三成の偏名を請ひて名を三經と更めたりき、かくて秀吉之を引見し、且つ結城氏に附屬せしめたり。國福寺記

常陸志料、常陸名族譜

其他岩城、白河氏等何れも使を遣はして秀吉に通ず、岩城氏の如きは自ら小田原に到り、鎌倉に滞在中卒去せる者なりき。岩城家譜此の如く、奥羽并に常野の諸族は、何れも皆使を遣はし、或は自ら到りて秀吉に謁し、以て好を通ぜり、而して以上は秀吉の奥羽發向以前に於ける諸族の態度の一般を示せるものなり、要するに是等諸族は其強大なる者は既に領せる疆土を認められん事を希ひ、弱小なる者は本領の安堵せられん事を望めるに過ぎず、かくて強弱共に各秀吉の力によりて領土の安全を期するの形勢なるが故に、一人の彼秀吉に抵抗せんとする者なし、然れども若し秀吉の小田原攻にして困難、或は不利とならんか、奥羽諸族は必ず聯合して秀吉に抗せしならんも、秀吉の小田原を圍むに及んで勝敗の數自ら明かなるものありしを以て、奥羽諸族は先を争ひて歎を秀



吉に通ぜるなり、故に秀吉一度陸奥に入るや、及に舛らずして之を服し、恰も山川を遊覽し、風土を巡視せるが如くにして、東征の役を畢れり。

### 第二節 秀吉の奥羽處分

秀吉が奥羽に對する經略と、其豫定の方針とは、既に小田原征伐以前より確定せられし事前章に於て述べたるが如し、故に小田原を征服するや、奥羽は力を勞せずして平定するを得たり、故に奥羽に對しては征伐といはんよりは處分と名付くべく、しかも其處分の方針は、主として伊達政宗一人の手腕に委託せるの觀あり、乃ち政宗をして淺野長吉、木村清久を佐けしめて、奥羽諸族の既に服従せる者は之を撫納し、否らざる者は之を征せしむ、政宗亦此重任に感激して力を致せしかば、秀吉は殆ど巡視の體を以て會津迄も打入り、此處に奥羽の處分を畢りて京都に凱旋するを得たるなり、是より其處分問題の大體の經過を述べむ。

先づ第一に秀吉が前述の如く、政宗の多年努力を以て占領したる會津の地を召上げたるは、秀吉の奥羽處分の大方針と見るべし、何となれば、

ば、會津は奥羽に於ける咽喉の地なり、之を根據地とせば、奥羽を制すべく、又北陸を制すべし、政宗が多年努力して之を窺へるも、是に存す、故に秀吉は政宗が占領せる他の都邑は之を許せしも、獨り會津のみを保留せるは、茲に見る所あるを以てなり、されば十八年六月九日、政宗秀吉に謁し、畢りて暇を賜はり、歸國せんとするや、秀吉は木村清久、淺野正勝の二人をして、政宗と共に下向せしめ、會津黒川の城を請取らしめたり、伊達治家家此の如く迅速の手段に出でしは、以て如何に之を重視せしかを知らるに足らん、則ち秀吉は當初より會津迄下り、之を根據地として、奥羽を征服せんとするの豫定なりき、其意嚮の最も早く物に見えたるは、淺野文書十八年七月二日、淺野長吉の書狀にして、小田原の石垣山の普請出來次第、會津へ可被成御越之由御錠候事とあり、又七月三日には奉行五人を發して會津に至る迄の道路橋梁を造らしめし事、同文書に見え、又奥羽永慶軍記にも小田原より奥羽迄道造奉行として、垣見彌三郎、西江八右衛門、水原藏之助の三氏に命じ、其廣さ三間に造らしめたり、秀吉兵を發する毎に道路橋梁を造らしむる事は常例の事にして、最も注意を要す

べく、又戦争と道路との關係は研究の問題なるべし、又秀吉は政宗に命じて諸家の兵糧を徵發して悉く之を會津に輸送せしめし事政宗事蹟考に見ゆ、箱根權現別當金剛院文書所載七月十二日附秀吉より政所に送れる假名文に

十七日にあいつへ參候間、やかて／＼ひまあけ候て今月中には、かならず／＼上可申候ま、御心やすく候べく候。

とあり、此等を綜合して考ふれば、秀吉は初より會津を以て奥羽號令の根本地とせし事疑ふべからず、後蒲生氏郷を此地に封ぜしは、以て此間の消息を語るものと云ふべし。

七月九日秀吉淺野長吉に命じ、書を政宗に送らしめて、秀吉將に奥羽に赴かんとするを以て、豫て先發せし道路五奉行と協議し、假寓を造營すべき旨を命ぜしむ、伊達政宗事蹟考既にして秀吉小田原を發して奥羽に赴く、因りて沿道に於ける重なる城々に諸將を留めて、以て其守備に任ずると共に、其地方々々に對する政令を布かしめたり、則ち武州岩槻には明石右近を置き、栗橋には池田備中守を、下野小山には田中和泉守、石川備

後守の二人を、同宇都宮には増田右衛門大夫、金森法印、大溝侍從の三人を、下總關宿には曾根侍從、奥羽白河には伊藤長門守、青木紀伊守の二人を、而して會津には蒲生氏郷、木村清久を置く事に定めたる事、奥羽永慶軍記に見ゆ、是萬一の變に備へんが爲なるはいふ迄もなし、次いで此等諸地方への制令としては、宇都宮國綱に下せる條目を以て其一般を知るべし、即ち諸奉公人及び一般の百姓に對する規定、並に一定の年貢及び米錢の外、百姓に對して非分の課役を令せざる事、又人身賣買禁止の事、金錢に對する標準價格の事等にして、該條目は現存宇都宮家藏文書に見ゆる所なるも、是は同氏に對してのみならず、沿道並に奥羽の諸家一般にも下せる者なるべし、蓋し能く當時の事情に適し、簡にして要を得たるの條目といふべし、かくて七月二十六日秀吉宇都宮に著して、政宗及び木村清久、最上義光等を召し、奥羽處分の問題を協議せんとして、右筆木下吉隆をして政宗に書狀を送らしめたり、其文に曰く、

出羽、奥州、其外所々御置目等可被仰付旨候、其様子可被御聞候間、五騎六騎之體にて早々宇都宮へ可有御越之由、則被成御朱印候、中奥州

之儀者貴所御差圖をも被聞召候て、不相屆者かたへは被遣御上使可被仰付候由候、

と、則ち奥州に關しては政宗の意見をも徴したる上に於て之を處分すべしといふにあり、時に政宗は秀吉を迎へんが爲に白河に在りしかば、直ちに來り謁す、仍りて秀吉は常に戰場に自ら著用して勝利を得たりといふ目出度甲冑一襲を政宗に贈れり、政宗事蹟考は此甲冑に就きて、次の如く記せり、

西國東國被爲召、天下思召儘之由被仰聞、御具足卯花熊毛之御冑御團扇迄相添拜領

とあり、政宗に對する好感察せらるべし、かくて先づ秀吉は政宗に命じて長吉清久等を援けて奥羽二州の未だ服せざるものを討たしめ、政宗事蹟考伊達成實記次いで宇都宮城に於ける評議となりて、奥羽の處分問題を解決せり、今其評議の結果と見るべき重なるものを擧ぐれば大概次の如し。  
(一)下野國那須烏山城主那須資晴、小田原に來謁せざるの故を以て、秀吉之を罰し其所領を沒收せり、是より先、資晴は關東の名家を以て誇り、且

つ壯年にして驍勇あるを恃みて秀吉に屈するを欲せざりき、老臣等之を憂へ、使を秀吉に遣はして、疾に依つて參上する能はざるを謝したれど、秀吉之を許さず、即ち其封地を沒收せし者なり、然れども秀吉は其名家なるの故を以て、尋いで特に朱印を與へて其家を存したりき、那須譜見聞錄  
(二)七月二十七日秀吉南部信直に覺書を交付せり、其主なる條件は、南部七郡を安堵せしむるも、封内の諸城は之を破却する事、其妻子を上せて京都に居住せしむる事等にして、其末文に「右條々及異儀者在之者、今般可被加御成敗候」とあり、如何にも高壓的命令なり、されば南部氏に於ては一議にも及ばず、命を奉じて領内の諸城凡そ四十八箇所の内十二箇所を除きて他は悉く之を破却せり、因りて南部氏の老臣より其城名を列記して之を上れり、そは諸城破却書上と題して南部家譜に見ゆ。  
(三)八月一日常陸の佐竹義宣に所領安堵の朱印を與ふ、その文佐竹文書にあり。

常陸國并下野國之内所々當知行分、貳拾壹萬六千七百五十八貫文之事、相添目錄別紙、令扶持之訖、然上者義重、義宣任覺悟、全可領知者也

天正十八年八月朔日

朱印

佐竹常陸介殿

と、更に常陸の旗頭となし、且つ義重年老いたるを以て其子義宣をして代りて其事を行はしむ、家譜佐竹常陸三家譜に、此時義宣は秀吉の嬖臣石田三成に重く賂ひ、秀吉の命を藉りて常陸の舊族三十三氏を誅し、盡く其地を併せ、爲に時人徳川毛利上杉前田佐竹島津を稱して六大姓と爲すとあり、是時義宣にも亦命じて其妻子を京都に上さしむ、因りて道中の傳馬百匹、人夫三十人を之に給せり、此妻子の京都居住は伊達政宗最上義光にも命ぜし事にして、後家康が諸大名の妻子を江戸に居住せしめしは、蓋し此例に基くものなるべし。諸將感狀下知狀并諸士狀寫太閤朱印

(四)八月六日岩城常陸の封邑を安堵せり、是より先、常陸は前述の如く秀吉に謁せんとして小田原に至り鎌倉にて病死せしが、嗣子なかりしかば家臣等相謀りて、佐竹義重の三男能化丸を以て後嗣となさん事を請ひて許され、茲に其所領を安堵せられたるなり。政宗事蹟考、岩城家譜、寛永系圖傳、常陸三家譜、藩翰譜

以上四家に對する處分は、宇都宮に於ける評議の結果の主なるものなりとす。

りとす。

八月九日に至り秀吉會津黒川に著して亦奥羽の大處分を爲せり、即ち大崎義隆、葛西晴信、石川昭光、白河義親等の小田原軍に會せざりしを罪して、其封地を沒收し、清久父子に大崎、葛西二氏の舊領三十萬石を與へ、蒲生氏郷に會津四十萬石を與へて奥州の押へさせり、尋いで翌年九月の亂を平ぐるに及んで更に百萬石となせり、初め秀吉は細川忠興を會津に置かんさせしが、忠興之を辭せしかば、氏郷に命ぜり、家忠日記追加、細川家記等に見ゆ、是に於て秀吉は氏郷及び清久父子を召して、清久は氏郷を主とも親とも存じ、爾今以後京都に出仕するを要せず、會津に出仕すべし、又氏郷は清久を子とも弟とも存じて慈むべく、殊に清久は小身者なれば一揆蜂起等の事あらば、政宗と共に之を援くべしと命ぜり、後果して一揆起り、奥羽再び亂れしに徴すれば、秀吉先見の明ありといふべし、又氏郷の妹、聲なる田丸直昌に岩瀬を、關右兵衛に白河を與へて共に氏郷の幕下に屬せしめぬ、白河古事考、會津四家合考抑、氏郷を會津に封ぜしに就きては種々の説あり、老人雜話には、會津は關八州の要地なれば勝

れたる大將を以て鎮めざるべからず、忠興然るべしといふ者十に八九人なりき、然るに秀吉は之に對して汝等見る所甚だ愚なり、さればこそ我天下を取りし所以なり、此地蒲生忠三郎ならでは置くべき者外になしといひて、氏郷を封ぜり、又落穂集には、秀吉、家康に向ひ會津は奥州の押への地なれば之に置くべき者は、特に其人を選ぶを要す、試みに其人一兩名を入札して見ん、とて、各をして候補者二名を書き出さしめ、次いで秀吉、家康の入札を開きて見れば、第一に蒲生氏郷、第二に堀右衛門とあり、秀吉の入札には第一に堀右衛門、第二に飛騨守とあり、其次第は異なれども、其人なりきといふ、是等の話は果して眞なるや否や、詳かならざれども、兎に角會津を以て奥羽の重鎮とせる事は明かなり。

秀吉會津に逗留する事僅に三日、秀次及び長吉等の諸將を留めて後事を處分せしめ、八月十二日黒川を發して歸途につき、九月一日に京都に凱旋す、其間八月十七日に氏郷、政宗及び清久は共に葛西・大崎に赴きて二氏の城地引渡を了し、政宗事又政宗、長吉は更に進んで陸奥九戸に至り、南部の叛將九戸政實の居城福岡を攻めて九月廿八日に之を下し、伊達

成實更に十月二日には長吉、田村宗顯の居城三春を攻めて之を收めたり、初め宗顯は政宗の縁家として政宗に屬せしかば、敢へて自ら小田原に至らざりき、故に秀吉之を罰せんが爲に領地を沒收せるなり、宗顯茲に及んで政宗に因り、其事なきを哀願せしも叶はざるはいふ迄もなし、伊達政宗事蹟考かくて陸奥の大處分は茲に略其局を結べり、是に於て秀吉は一方長吉に命じて陸奥の檢地を行はしめて諸家の境界を正すと共に、他方出羽に於ては既に八月一日命を上杉景勝に下し、木村重茲、大谷吉繼と共に其地の檢地を行はしめたり、されば今日は等陸奥地方より當時の檢地帳の發見せらるゝ事珍らしからざるなり、伊達政宗事蹟考かくて奥羽諸州は尺寸の地を餘さず、秀吉の經略するところとなり、彼が海内統一の實を擧ぐるに至りぬ、されど陸奥は葛西・大崎の亂起りて再び亂れ、九戸の變起りて三度亂れぬ、然もこの數回の變亂も忽ち翌年春に至りて平定せられたり。

#### 第四節 葛西・大崎の亂

秀吉陸奥を平定するや、葛西・大崎兩氏の領地併せて三十萬石の大封を木村吉清・清久の父子に與ふ、依りて吉清は葛西の地なる登米郡登米城に住し、清久は大崎氏の地なる志田郡古河城に住す、されば此時葛西・大崎兩氏の舊臣等は各離散して土民の姿となり、舊領内の各所に散在せざるを得ざりき、而して木村氏はもと小身者にして然るべき部下を有せざりしかば、是等葛西・大崎兩氏の浪人を抱へたらば好都合なるべかりしに、さはなくて却つて上方より召連れ來りし諸所の聚り者を登用して、或は所々の城主となし、或は中間、小者等をば武士に作り立てて之を用ひたりしかば、彼等成り上り者の常として勢を恃み威を振ひ、土民は更なり、大崎・葛西兩氏の舊臣の家に迄押込みて年貢を押領し、剩へ妻子下人を奪略する等甚だ無道の振舞に出でしかば、舊臣等憤激に堪へず、遂に土民を煽動して一揆を企て、十月十六日を期して各地一時に蜂起せり、是に於て吉清父子は佐沼に會して一揆討伐の計を謀りたれど、一揆は忽ちに來つて之を圍みたりしかば如何ともする能はざりき、當時淺野長吉は白河城にありしが、この變を聞くや直ちに二本松に引

還し、先づ淺野正勝をば米澤に遣はして政宗の出兵を促し、同時に之を蒲生氏郷に報ぜり、伊達成實記、氏郷記、藤藩川崎氏舊記、白河古事考、政宗事蹟考、伊達治家記、錄、落穂集、武邊聞書

然るに之と殆ど日を同じうして、同月十八日に出羽の北方に一揆蜂起せり、これ秀吉の命を受けて爲せる大谷吉繼・木村重茲二氏の檢地の頗る過酷なるに依りて、土民の憤怨甚しき結果なりき、かく兩様の蜂起が其期を等しうせるは恐らく相共に相應連絡を執れる結果ならんも、後者は一時頗る猖獗なりしにも拘らず、上杉景勝によりて、其年の内に全く平定せられ終りぬ。景勝年譜

十月二十六日政宗この報に接するや、正勝と共に兵を率ゐて米澤を發し石城城に達す、時に氏郷も亦使を政宗に遣はして、此方よりも出兵すべきの由を告げたれど、政宗はその出兵を止め、先づ自ら之を伐ちて然る後形勢如何によりて其事あるべしとの返事に及べり、政宗事蹟考、治家記、錄先に佐沼に會せる清久は、其部下なる關大夫等をして古河城に留まり防がしめしも、一揆忽ち到りて圍むこと甚だ急なるにより、支ふる能はず、遂に十一月三日城を開きて逃れ去れり、一揆の輩愈勢を得て、之を黒川

小野の險に要撃し、悉く其勢を殲滅せり、かくて此騒亂の報は江戸の徳川氏にも致されしかば、家康之を耳にするや直ちに榊原康政を先鋒として兵を進め、同時に結城秀康にも命を下して白河に赴かしめぬ、一方政宗の返信を受けし氏郷は、出兵の事急なるの要なきに拘らず、康政既に來るに聞き、心安らかならざるものあり、大雪を冒して兵を進め、委曲を長吉に報ず、當時政宗は已に出兵して黒川郡下草城にありしが、十四日氏郷松森に到達すこの報により、氏郷と下草城に相會して進撃討伐の事宜を協議せんことせり、是に於て政宗は氏郷に對し明日を期して饗應せんことを計り、氏郷又之を諾せり、然るに會政宗の臣に須田伯耆なる者あり、豫て事を以て政宗に怨を懷き、機を見て謀る所あらんことせしが、之を好機となし、窃に下草城を遁れて松森の氏郷の陣に至りて、政宗の饗應には必ず異圖あり、最も注意すべしとの意を通ぜり、又政宗の右筆に曾根四郎なる者あり、政宗の手跡を學びて、其筆致能く類似し、其眞偽は殆ど區別し難しと稱せらるゝの域に達せしが、彼曾て政宗の怒に觸れて逐電し、亦密に含む所ありき、故にこの機會を利用せんとして政

宗が一揆に與へし書狀を偽作し、之を氏郷に示し、且つ政宗の意中一揆と相計る所あるを告ぐ、此兩者の報を聞き、氏郷大に驚き、且つ政宗の胸中を疑ひ、遂に疾と稱して饗應に赴かざるのみならず、政宗の爲に萬一の備へをせざるべからずとなし、十一月十五日の夜獨り兵を大崎氏の領内に進め、翌日玉造郡名生の城を攻陥し、これに據りて嚴に備ふる所ありき、是よりして葛西・大崎の亂は延いて氏郷・政宗二氏の對抗となり、形勢愈々重大となれり。

政宗はかくとも知らず、氏郷の獨り名生城攻めに出でしと聞き、自らも軍を進めんことしたれど、生憎疾を得て進む能はず、稍遅れて發せし時は、既に氏郷同城を陥れたれば、止むなく大崎の舊領栗原郡の宮澤城に向へり、されど其城甚だ堅くして、抜くこと能はざりしかば、使者を名生城に遣はして協議する所あらんことせしに、氏郷拒んで之を入城せしめざりしかば、政宗は亦止むなく大崎の境なる遠藤高康が居城、志田郡の松山城に入りぬ、既にして十一月二十日、政宗は松山城を出でて志田郡中目・師山の兩城を攻めて下し、更に進んで將に高清水城に及ばんとす、

是に於て更に淺野正勝を名生城に遣はし、氏郷と軍事を議せんことを告げしに、彼も共に兵を出さんことを約せり、然るに高清水城主高泉隆景大崎は政宗等來り攻むる由を聞きて城を致して降を請ひしかば、之を許して遂に其城に入り、尋いで宮澤城に向ひしに、城主岩崎義久父子自殺し、以て城兵を宥さんことを乞へり、政宗亦之を許して其手に收めたり、されど氏郷其約を守らずして名生城に籠りたりき、尋いで同二十日に政宗は佐沼の後詰をするに共に吉清父子を救はんが爲に、翌二十三日高清水に參會せん事を告げしに、氏郷之を諾しながら、期に及んで來らず、僅に明二十四日を約して其責を遁れんとせり、政宗は其返信に依りて、二十四日進んで佐沼城に向ひしかば、一揆は遂に敵する能はざるを知りて圍を解きて散じたれど、氏郷は其約の如く來り會せざるのみならず、使者を京都に遣はして却つて政宗謀叛の事情を秀吉に進せり、是に於て事益、重大ならざるを得ざりき。

されど、秀吉は其報に接したれど、敢へて信を置かざりき、そは和久宗是より政宗に贈りし書狀の中に、

關白御諚には政宗に限敵心は仕まじく候、其故者、小田原之城相抱候時御敵不申、還而令參陣、其上會津を始而城々相渡、忠節之處に、小田原相果、抑一揆と一味候て、逆心など可仕うつけたるものにて無之由、中○

略殊に妻子上置候之間、中々表裏あるまじき由御諚事候

とあるに依りて察せらるべし、宗是は秀吉の右筆なれど、豫て政宗と懇親の間柄なりしかば、秀吉の機密は悉く之を報じたりき、されば氏郷より送れる政宗謀叛の注進狀の如きも、宗是之を寫して政宗に報ぜしものなり、さりながら氏郷よりの注進狀には、宗是の書狀にあるが如く、政宗の人質として京都に上せし妻子は、眞の妻子にあらずして、偽物なりなどの流言ありと記したりしかば、秀吉は敢へて信ぜざるにもせよ、萬一の場合を氣遣ひ、家康及び秀次に命じて兵を出さしめたりき。

一方政宗の救援によりて佐沼の重圍を脱したる吉清父子は、尋いで名生城に氏郷に見えて政宗の爲に其異圖逆心なきを極力説明したりしかば、氏郷の疑も稍解けたりしが如く、廿六日附を以て政宗の異圖なきを京都に報ぜり、依りて秀吉は俄に家康等の出兵を止めたれど、氏郷



の輕卒なる注進に對しては立腹せし者の如く、宗是が書狀の中にも、羽  
忠三郷氏不届言上共、言語道斷、沙汰之限之由被成御意一段之御腹立と  
記したり、是に於て氏郷は、廿八日政宗と誓狀を交換して、互に隔意なき  
を盟ひ、和解したれども、然も猶名生城に籠りて敢へて出でざりき、畢竟  
猶政宗の胸中を察する能はずして、城を出でなば政宗の攻撃せん事を  
怖れたればなり、政宗は、更に長吉により氏郷に對して異心なきを分疏  
し、且つ覺書を提出したるのみならず、長吉亦氏郷に諭す所ありしかば、  
氏郷は人質として留守政景、或は伊達成實を出されん事を要求せり、然  
るに當時此兩者は共に大崎方面の陣中にありて其要求に應ぜしむる  
能はざりしかば、其代りとして國分盛重を以て質と爲せしに拘らず、氏  
郷の疑は猶解くるに至らざりき、秀吉も亦是等の關係を憂へ、遂に十二  
月十八日附朱印を當時宇都宮に在りし秀次に與へ、家康と共に白河若  
しくば岩瀬に進み、其沿道なる政宗所屬の諸城を押へ、堅く白河口を守  
るに共に、兵糧の充實を計るべきを以てし、且つ最後には明年正月を期  
し自ら鷹狩として尾張清洲まで出張すべきをいひ送り、又下野太田原

備中守には、奥州京都間の通信に供せんが爲に、繼飛脚二十人宛を毎日  
毎夜備へ置き、信書到來次第夜中に拘らず相届くべく、又日時制限を嚴  
重に附すべきの朱印を與へたり、この繼飛脚設置の朱印は、單に太田原  
氏一人に與へしにあらざりて、奥州京都間の街道の諸家にも與へしも  
の如し、以て秀吉が如何に奥州の形勢を不安に思ひしかを知るべし。  
是より先、一揆蜂起の報を得たる家康は、直ちに康政を奥州に遣はし  
て應援せしめしに、康政より形勢頗る混沌たりとの注進に接するに及  
んで、家康も亦十二月二十七日附を以て委細を秀吉に報ぜり、秀吉之を  
見て奥州より來る前後の注進は、酒に酔ひたるが如く、何れが正しきか  
一向に分明ならずといひし由、亦宗是の狀に見ゆ、仍りて秀吉は更に家  
康秀次をして、親しく將として陸奥に赴くことを命じたりき。  
事情此の如くなるを以て、宗是は政宗に一刻も早く上洛して事情を  
分疏すべきを促し、且つ秀吉は政宗の二心なきを信ずれども、氏郷方の  
人々より讒言頗りあれば、若し寸時と雖も遅延せば如何ともし難き事  
にもなるべしとて、萬事を捨てて上洛すべきを勸告せり、伊達成宗  
事蹟考而して

氏郷政宗の胸中を疑ひて名生城を出でずんば事態を益紛糾せしむるを慮り、長吉大に政宗に諭す所ありしが、政宗も遂に其言に従ひて、氏郷の要請せる如く成實を伴ひて名生に到り質とす。是に於て氏郷初めて政宗の胸中を解し名生城を出でて、明年正月會津に歸陣し、政宗も亦同時に米澤に歸ることとなりぬ。かくて兩者の疑團稍氷解し、事和平するに及んで、先に秀吉の命によりて兵を率ゐて武藏岩槻にありし家康も軍を還すこととなれり。

是に於て秀吉は奥州争亂の事情を究めんとして、先づ政宗を召す。これ政宗にとりて頗る重大なるを以て疑懼して敢へて上洛せんとはせざりき。されば家康、長吉等は亦各政宗に書を贈りて、我等が身に引受くれば安んじて上洛せらるべきを促し、宗是も亦成るべく早く無人の體にて上洛すべきを勧め、たゞへ金銀山ほど御つみ候而御進上候共、御上洛遅々申し、御前あしくなりては萬事不入候とて、上洛するが何よりの進物なりと告ぐる所ありしかば、政宗も遂に意を決して上洛することとなれり。されど當時京畿の評は政宗決して上洛すべからずとなし

人心動搖せるもの如し。

さて秀吉は豫め宣言せしが如く、閏正月十日鷹野と稱し尾州清洲に出張せり。そは洞院時慶卿記等にあるが如く、家康、氏郷等を來會せしめて東國の軍事を議せんが爲なりき。家忠日記、高山公實錄等又薩藩舊記所載、島津義弘が國許に送れる書狀にも、この意味を記して、關白様爲御鷹野、日比尾州へ被成御動座候、自其直ニ三枚橋迄可被成御動座、由ニ而御陣道具尾州へ被食寄候とあり。此の如くして秀吉は一面東征の意を示して政宗の態度を試みぬ。既にして家康、氏郷、清洲に來會し軍事を議して直ちに京都に赴きたれど、秀吉は獨り留まりて政宗の來るを俟てり。晴豐公記、家忠日記、伊達治家二十七日政宗清洲に到着す。是時政宗は若し辯解立たずんば刑を被る覺悟にて、磔の柱を金箔に塗り、馬前に立てて來れること、會津四家合考に見ゆる所なれど、先に小田原に來會せる時にも、素服を著して來るさいへば、かゝる奇抜なる事もありしならん。翌日秀吉は政宗を引見して盛大なる饗應をなすと共に、政宗を慰めて吾卿の心事を諒す。雜說流言の如きは敢へて信ぜずといへり。事は政宗より國許に送れる書狀

に「今度雜說之義、毛頭實事には不思召通直談被仰候」とあるによりて確實なり、尋いで秀吉は傳馬を政宗に與へ、且つ上京を命ぜり、二月三日秀吉京都に還り、政宗も之に従ひ翌四日入京して妙覺寺に館せり、入京するに同時に政宗は先づ懇意の諸將を招きて茶を饗せんとせしに、秀吉之を聞き茶の湯の道具を贈れり、かくて之を傳へ聞きし在京の諸將並に人心は始めて當初の不安動搖を一掃するを得たるが如く、新納文書には「奥州伊達上洛遅々に付て、可被差向御人數之由候之處、去四日風與令上洛、京都彌御靜謐之體候」とあり、如何に政宗の上洛が當時の京畿の間に問題たりしかを推知し得らるべし。

政宗の上洛は臆て直ちに此爭亂の處分問題となり、九日秀吉は先づ吉清父子の罪を糺して其封を奪ひ、政宗に對しては其領田村、鹽松等の五郡を削り、其代りとして葛西以下十二郡の地を與ふると共に、其餘賊を剿滅すべきを命じたりき、伊達治家記謀叛の嫌疑を蒙り、從つて相當の處分あるべきを豫期せし政宗にとりては、この寛大なる處分には頗る満足せるものの如く、三月八日附國許に送れる狀に「長井杯之可爲相違も難

計候、但筑紫四國などへ國替可有之に付而者葛大給り候歟、奥に堪忍者可然事に候歟、佗言可申通者、各頼申事に候」と記して、例令筑紫四國に移さるとも止むなきに、奥州にて新に領地を授けられしは眞に仕合なりとの詞を用ひしを見れば、其喜悅の狀想見せらるべし、尋いで十二日には政宗從四位下に敘し、侍從に任ぜられ、更に越前守を兼ねるのみならず、更に秀吉よりは特に羽柴の姓を授けられ、剩へ聚樂第内に新に邸宅を與へられて、長吉に之が工事の監督を命じ、日々三千人の人夫を使役して、日夜に工事を急がしむといふ、伊達文書中鈴木新兵衛の書狀に、

一、御屋敷被置、剩淺野左京大夫様に被仰付、若狹之衆三千人計にて、唯今御普請專候、屋形様御屋敷之次、（最上義光）山形様御屋敷にて候、是は纔二三百人之分にて普請にて候物之哀成體に候、

一、唯今聚樂之體懸、御目度候、唐之咸陽宮も、是にはよも過候まじく候由申候、誠に驚目候儀共不及是非候、

と、秀吉の特別なる優待此の如くなりしかば、政宗も漸く疑悞の念を散じ、是に始めて兩者の間何等の蟠るものなくなりて、事平和に歸するを

得たりき、然るに偶、九戸政實亂を起し、陸奥再び亂るゝに及び、秀吉は政宗に歸國して之を討つことを命ぜしかば、政宗四月京都を發して歸國し、葛西・大崎の餘黨並に九戸氏征討に従ひぬ。

#### 第五節 九戸政實の亂

葛西・大崎の餘黨未だ全く平定せざるに、九戸政實の亂起りしかば、陸奥再び亂れぬ、政宗亦之に重大の關係あり、次に其顛末を明かにせん。  
抑、九戸政實は、南部の始祖光行の第五子行連の後裔にて、世々陸中九戸郡の宮野城に居して三千石を領せり、天正九年、宗家晴繼早世して嗣なかりしかば、家督相續の議起り、一族中にて九戸氏最も大族なるのみならず、齡亦最も長じ、且つ宗家の中にも政實を最負する者多かりしが、故に、政實も自ら其任に當るべきを信じて疑はざりしに、宗家の老臣に北信愛なる者あり、計を廻らして一族なる田子信直を家督と爲すに至りしかば、政實深く之を憤り、竊に武力を以て宗家を奪取するか、然らずんば津輕爲信の如く、獨立して秀吉の直參たらんと謀り、十九年正月の

年賀の禮にも出仕せずして、葛西・大崎兩氏の浪人を召抱へ、且つ宗家の重臣榊引清長、七戸家國、一戸圖書等を語ひて、味方とし、各其居城に楯籠りて宗家に抗する事となり、茲に陸奥の爭亂を見るに至れり、要するに政實の勢強盛にして、宗家之を如何ともする能はず、而して南部信直も亦秀吉に注進せずして、私に兵を用ふるを憚り、戦はずして對峙の態度に出でしかば、政實の勢は次第に擴充せり、是に於て信直は、先づ其子利直及び北信愛を京都に遣はし、九戸氏叛亂の事情を報告し、併せて秀吉の下知を伺はしむ、一方淺野長吉は書を信直の家臣東政勝に與へて、近々蒲生氏郷、伊達政宗と共に下國し、人數も追々遣はさるべく、且つ家康も葛西・大崎へ向はるゝ由なれば、今暫くの間南部氏を助けて忠節を勵むべきの由をいひ送りて、遙に激勵せり、時は四月十四日前後の事なれば、既に政宗、葛西・大崎の餘黨並に九戸討伐の命を蒙むるに間もなく、尋いで五月廿日には米澤に歸り、其廿七日愈、大崎への出兵を命じたりき。  
秀吉は政宗に對して九戸討伐の命を爲すと共に、一方家康に對しても六月四日附を以て陸奥の軍事を委任すべき狀を發せしかば、家康は

七日其出陣の命を發したりき、かくて六月二十日に至り、秀吉は陸奥征討軍の部署を定めて、先づ家康及び秀次を大將とし、政宗、氏郷をば先鋒とし、二本松口より進ましめ、佐竹義宣、宇都宮國綱等をば相馬口より、上杉景勝をば最上口より、各並び進むこととなさしめぬ、前田家文書而して政宗に對しては、特に令して陸奥平定に至るまで、其封内の諸城を明け渡さしめたりき、即ち二本松口の諸城は之を秀次に、最上口の諸城は之を大谷吉隆に、相馬口の諸城は之を石田三成に渡さしむ、伊達治家記録こは前年、秀吉の東征の時に當りて、東國沿道の諸城を一時引上げて、京軍をして守らしめたるの例に倣へるものなれども、然も一面政宗に對する警戒を猶止めざるを見るべきなり、さて大崎に進入せし政宗は、六月廿四日に其舊臣笠原民部の籠れる宮崎城を攻めて之を誅戮し、次いで佐沼城に向ひたりき、此城も亦一揆の餘黨頑強に守りて相下らざりしが、七月一日外郭本丸相次いで陥るに及んで、三日黎明遂に落城して、兵士五百、亂民二千餘人誅せられる、四日更に進んで登米に到るや、一揆殘黨の諸城、其威勢に恐れ相率ゐて降を乞ひしかば、政宗は是等に諭して城を出で、深

谷に屏居して公命を待たしめたり、一方秀次、家康の軍は、八月五日二本松に着し、次いで氏郷來り會するに及んで、政宗之が出迎として來りて、秀次等に謁せり、秀次は先づ大崎、葛西一揆の狀況如何を政宗に問ひ、一揆の諸城、既に討伐して、僅に降を請ひしもののみ、深谷に屏居罪を待たしめたりと答ふるや、秀次は速に之を誅せんことを命じぬ、よりにて、政宗其首領二十餘人を斬り、其首を秀次に送り、秀次亦之を京都に送れりと伊達成實記いふ、治家記録

是に於て、葛西、大崎の餘黨は、大略之を平定したれど、尙九戸氏の服せざるあるによりて、氏郷、長吉前軍として南部に赴き、家康等尋いで岩手澤に著す、是より先、政宗の謀として、陰に人を南部に遣はし、九戸の將士を誘はしめ、將士亦欸を通ぜし者多かりしに依りて、唯九戸一城のみ敵するの有様なりき、かくて九月一日に及んで、氏郷は先づ九戸の一黨、姉帶兼政、根曾利某の居城を攻めて之を抜き、次いで秀次の軍は三迫に進み、秋田實季、小野寺義道の軍は陸中鹿角郡より進みて、櫛引清長、七戸家國等を洋法寺城に破れり、然るに政實愈、其精銳を盡して浪打峠の險に

よりて、京軍を一舉に防ぎ破らんとせしかば、氏郷は急に之を攻むるの不利を慮り、僅に一將を留めて之に當らしめ、自らは長吉と共に其背後を衝かんとして、翌二日九戸氏の根據地福岡城を攻めれば、波打峠の兵報を得て潰走せり、氏郷之に乗じて追撃して福岡城に迫り、尋いで秋田・由利・津輕・松前等の諸氏の軍來り會するに及んで、城中遂に力竭きて、政實は清長・家國等の諸將と共に出でて降りぬ、されど弟實親のみ獨り城中木丸に據りて抗せしも、聽て諸軍の爲に殲滅せられたり。奥南盛風記 舊指録・會津 四家合考・太閤記・ 祐清私記・九戸記

かくて九戸氏の亂平ぐや、長吉は秀吉の命を奉じて陸奥の和賀稗發貫・志和の三郡を南部信直に増封し、次いで政實等の輩を率ゐて福岡を出し、十四日三迫の本陣に於て秀次に謁す、秀次は長吉に命じて政實等を誅し、其首を京都に送らしめたり。聞老遺事傳疑 小録・祐清私記この間家康は、政宗の爲に岩手澤城を修築し、殊に佐沼城は葛西・大崎の衝に當れば、政宗の爲を修め、又政宗は水澤・江刺の二城を修築して、戍兵を置けり。治家 記録一方氏郷も亦、信直の爲に福岡城を修め、その附近の諸城は之を毀ち、二十日軍

を還せり。治家記録・ 祐清私記

既にして岩手澤・佐沼の修築成るや、秀吉乃ち政宗の居城を岩手澤に遷し、其舊領長井・伊達・信夫・二本松・田村・鹽松・川田の六郡を沒收して之を氏郷に與へ、新に葛西・大崎等の十二郡と舊領黒川・宮城・名取・柴田・伊具・直理の六郡並に宇多・東郡・志田・郡松山・桃生・郡深谷を併せ領せしむ、而して氏郷は舊封に併せて、長井以下の六郡を得て、凡そ十六郡九十一萬九千四十二石となりぬ、諸書に百萬石と云へるは其大數を擧げたるなり。滿

氏高目録・帳別 本報・生文武記

さて政宗の新に領せる葛西・大崎十二郡の地は、其地域大なれども、人口稀薄にして土地荒蕪、伊達・信夫等に比すれば、其租入は三分の一にも當らず、淺野正勝は之を甚だ氣の毒に思ひ、施藥院全宗・富田左近に書を遣はし、爲に秀吉に請ひ、長井郡に於ける本年分の租税を擧げて、政宗に付與せられんことを求めしも、叶はざりき、されど政宗は去冬一揆に黨すこの嫌疑を受け、心に疑悞を懷き、窃に西南遠隔の地に遷されんことを期したりしにも拘らず、舊領に近き葛西・大崎の地を授けられしを以

て満足せしこと彼が書簡に見ゆ、是に於て陸奥の諸郡全く平定に歸し  
ぬ。政宗事蹟考

### 第六節 政宗に對する結論

抑、政宗が葛西・大崎の一揆に一味せりとの嫌疑を受けたりしは、果して冤罪なりしや否やは頗る疑問たらざるを得ず、政宗の明敏なる、秀吉に抗するの到底不可能なるを知れり、されども彼が多大の犠牲を拂ひて得たる會津の地を沒收せられしは頗る遺憾なりし事なるべく、然も氏郷が一兵を煩はさずして、其城主たるを見るに及んでは、政宗の胸中甚だ無念に思ひしに相違なし、機會だにあらば、之に對して惡戯を試みんと思ひしにはあらざるか、そは政宗が平常の舉動の頗る徒者の如くなりしより考ふれば、強ちに無稽にあらざるべし、然るに葛西・大崎の一揆起りしかば、好期措くべからずとなし、氏郷と共に之が討伐に任じつつ、其機を利用して氏郷に酬いんこの計を企てたるものなるべし、然れども氏郷の機敏なる、早くも之に氣付き周到に注意したれば、政宗も遂

に手を下し得ずして止みしならんか、故に彼が謀叛の風説は決して故なくして生ぜしにはあらざるが如し、されば秀吉も表面は之を打消し居たれど、内心頗る之を疑ひたればこそ、家康・秀次に命じて出張せしむる事前後二回に及びしなり、而して最後に秀吉自ら鷹狩と稱して尾州・清洲に赴き、時宜によらば再び東征せんとする勢を示して、政宗の態度如何を試みしが如きは、單に風説のみにて此に至るものにあらず、確に之を疑へるなり、更に遡りて小田原役に於ける政宗の態度を見るに、政宗は小田原の勝敗未だ決せざるに先だち、自己の領土を擴張するに努め、遂に秀吉が屢召したるにも拘らず、小田原の形勢を觀望して容易に到らず、小田原の將に陥らんとするに及び、漸く來りて秀吉に謁せしが如きは、彼が如何に横着者なりしかを知るに足るべし、されど秀吉は、彼が剛者なるを看破し、寧ろ彼を利用して奥羽を定むるに如かずとなし、意外の優遇を與へしかば、政宗も秀吉の度量の大なるに服せるなり、されど秀吉は彼を優遇すると同時に、他面彼の横着なる點を懲罰せざるべからざるを認めたるを以て、其領會津の地を沒收したるなり、之と軌

を同じうして、政宗の謀叛問題に對しても、政宗の上京するや、破格の優遇を與へたれど、同時に伊達、信夫等の伊達氏歴代の根據地を沒收し、葛西、大崎の地に移して懲罰せり、此點は秀吉が賞罰の權を巧妙に運用して、英雄を操縱せるを見るべく、又一方其を熟知しながら、之に服せる政宗の態度、所謂英雄英雄を知るの趣あるを想見すべし、此後間もなく、征韓の役起るに及び、秀吉肥前名護屋の陣に在りし或夜、施藥院全宗が祇候して話の序に、政宗の人物を評して頗る賞讚したるに、秀吉俄に氣色を損じて曰く、汝は左言うて呉れよなんご、政宗に頼れしならん、彼は去年野心を含んで氏郷を謀り討たんご様々に企てしも、氏郷に隙間なかりしかば、度々仕損じたる事我之を熟知せり、されど我は海外の征伐を思ひ立ち居りしかば、彼を宥し置き、彼をして恩に感じて、功を海外に立てしめんごせるなり、故に彼が申開きをば、實の如く聞き成して命を助け置きたるなり、然るに汝の今の譽め方は、何たる様ぞご怒りたる由都鄙隠れなく沙汰しあへる事、會津四家合考に見ゆ、頗る此間の消息を傳ふるもの如し。

之を要するに、秀吉は小牧役を以て家康を討ちて東海を平げ、小田原役に北條氏を仆して關東を定め、奥羽の役を以て政宗を服して東北を平定し、茲に始めて海内統一の大業を完成せり、然れば秀吉の奥羽征伐は、畢竟これ政宗征伐にして、同時に奥羽の處分問題はこれ政宗の處分問題と見做す事を得べし、即ち秀吉の奥羽征伐は、政宗を中心として之を見ずんば到底解決し能はざるものご知るべきなり。

## 第二十二章 徳川家康の關東入國

秀吉小田原を征服するや、七月十三日を以て、家康を關八州に封ぜし事、前述の如し、さて家康はこの命を受くるご同時に、直に駿河より引移りの準備をなし、八月一日を以て江戸城に入りぬ、之を關東御入國と稱する事は諸書に見ゆる所なれど、入國前後の事情に至りては、頗る詳かならざるものありしが、近頃天正日記なるもの發見せらるゝに及んで、聊か事情明瞭になれり、抑、この日記は、水戸の小宮山綏介氏によりて世に出でたるものにして、其記者は信州高遠の城主内藤清成の家臣某な



り、而して小宮山氏の寫本も亦内藤氏より出でたるものなりといふも、其原本は未だ詳かならず、之に據れば、五月二十七日に、既に秀吉より家康に對して、駿河と江戸と國替すべきの内命を傳へたりと、仍りて六月六日には、清成家康の旨を承けて、部下の平右衛門平八郎くら助の三人に命じて江戸に赴かしむとあり、之を家康の江戸經營の發端とす、同じく十一日には、江戸の青山宿を取立つる計畫あり、十八日には江戸より平右衛門以下三人歸り來りて、江戸の町を豎十二町、横三四町づゝ、所々に立つる由を復命し、同二十日には、六郷殿と稱する者、清成に、江戸の海岸に宅地を賜はらんことの周旋を依頼し、同二十六日には、駿河の者七人來つて、江戸に連行せられん事を願ひ、翌々二十八日には、江戸の事今日きまる<sup>と</sup>あり、こは蓋し家康が愈關八州に封ぜらるゝ事の公表せられしものと解釋すべし、七月に入りてよりは、江戸入の準備に關する記事類に見ゆ、則ち七月十二日には、藤五郎なる者、江戸水道の事を承るとあり、藤五郎は何人か<sup>と</sup>云ふに、家傳史料によれば、徳川氏の菓子司大久保主水忠行の初名なる由なり、彼はもと三河の町人にて、菓子を製す

るに妙を得て、菓子御用を勤めたりしに、家康關東入國の際、供奉して江戸に來り、水の手を見よとの命を蒙るに及んで、亦名を主水と賜はり、其後子孫相繼ぎて菓子の御用を勤むと云ふ、天正日記の所謂藤五郎なるものは、即ち之に當るに似たり、翌十三日には、江戸入の先立ちとして日記の記者が出發せる事を記し、其より後は、江戸經營に關する記事を續々載せたり、天正日記の内容を紹介すれば、大體右の如し。

之に由りて之を觀れば、家康の江戸經營は、八月の入國に先立つ事實に三箇月前に之を開始したるもの、換言すれば、五月よりして市街の建設は勿論、水道の計畫迄も爲せるものと知るべし、されどこは餘りに早きに過ぐるの觀ありしを以て、聊か本書の研究を試みたる結果、頗る其眞偽を疑ふに至りぬ、元來本書は、其記事完全せず、殊に十八年五月より十二月に至る間は、切々の部分多し、されど、其文章、詞遣共に頗る古色あるを以て、從來人多く之を信用したれど、史實に徴して疑ふべきものあり、今二三の點を擧ぐべし。

(一) 本書によれば、秀吉が家康に對して江戸と駿河との國替の内命を傳

へしは、六月二十七日なれども、そは餘りに早きに過ぐるの觀あり、但し家忠日記四月二十二日の條に、關東城々御味方に參候由、戸田三郎左衛門江戸へ被越候とあり、これによれば、恰も家康の家臣たる戸田三郎左衛門が、江戸城を受取りに行きしもの如く見えて、天正日記の國替の記事は、何等怪しむに足らざるもの如くなれど、事實は然らず、何んとなれば、家忠日記の記事は頗る簡單なれば、かくも考へらるれど、之を創業記考異、神君年譜、家忠日記、増補武德太平記等に參照すれば、是時秀吉の軍は、武藏相模上總下總常陸下野等の諸城を、或は攻陥し、或は降せし時にして、戸田三郎左衛門も是等の一行に加はりて、江戸方面に赴きしなり、而して戸田は更に轉じて相模築井城に向へり、武州文書所收多摩郡室生寺文書すれば、是時江戸城が家康の手に入りたるにはあらずして、秀吉の命の下に、戸田が江戸城を受取りに行ける迄に過ぎず、而して天正日記に、五月上旬秀吉諸將を遣はして、武藏下總等の諸城を收めしむる記事あるを見て、五月二十七日に江戸駿河交換の内命ありたる如く記せるものなる

べし、且つ江戸城は、五月を以て秀吉に降りたるも、武州鉢形忍の諸城の如きは、六月七月に至る迄抵抗し、武藏の全く平定せしは、七月十二日小田原落城の後にあり、されば天正日記にいへるが如き、五月に國替の事あるべき理なし、其證には、家忠日記六月二十日の條に、國かはり近日之由候とあれば、六月下旬頃迄は國替の沙汰なかりしは明かなり、即ち早くも五月に國替の内命ありとするは事實と矛盾せるものなり、又家康が關八州に封ぜられしは、七月十三日にして、小田原開城し、秀吉家康共に入城せし吉日なり、是日を以て家康の國替を命ず、又故ありと云ふべし、家康この命を受くるや、直ちに家忠を三河に歸らしめ、妻子引越を監督せしめし事、家忠日記に見ゆ、是ぞ家康が引移りの第一歩にして、それよりして江戸の經營に著手せるなり、然れば天正日記に、五六月より江戸宿驛市街を立つるとなすは、恐らく妄誕ならん、是疑ふべきの一なり、(二)又同日記六月十八日の條に依れば、是時既に江戸の市街を經營し、青山宿を立つるの計畫を載せ、其二十六日の條には、六郷殿なるものが、江戸海岸に於て邸宅の地を希望せる事を記せるが如きは、亦餘りに早計

にあらずや、江戸市街の經營は、八月一日入國以後漸を逐ひて著手せられたるものにして、入國以前より此事ありといふは信じ難し、これ疑ふべき二なり。

(三)又同日記七月二日の條には、家康が藤五郎なる者に命じて、江戸の水道を計畫せしむとあれど、大久保主水由緒書によれば、藤五郎は家康の入國に供奉して江戸に入り、然る後水道見立の命を蒙れりとの趣を記せり、この水道は何れなるか明かならざれども、恐らく神田上水ならん、然も常識を以てするも、水道の設計の如きは、市街成立の後なるべく、入國前既に此事あるは亦疑ふべし。

(四)同日記六月一日の條には、「天氣よし」とあり、然るに家忠日記同日の條には「雨降」と記し、又前者七月一日の條は「はれる」とあれど、後者の其日の條には「雨降」とあり、是等の月日は、天正日記の記者も、家忠の記者と均しく、小田原に在りし時の月日なり、然るに晴雨の相違せる事此の如し、而して家忠日記の確なるは論を俟たず、それと齟齬するは天正日記の破綻なり、又天正日記には、家康を稱して大殿様と書せり、然るに家忠日記

には只殿様と記せるのみ、家康將軍職を秀忠に譲りて後は、大殿と稱すべきも、當時に於ては未だ大殿と稱すべき理由なし、又天正日記の文章は、一見家忠日記と類似せるが如きも、仔細に之を比較すれば、家忠日記は簡潔なれども、天正日記は似て非なるものなり、故らに古色を装へるものの如く、其調なめらかならず、且つ其用語も後世のもの交り居れるに似たり、八月四日の條に、「水にて處々吟味」とあり、これは其前日の記事によれば、大雨に大雨あり、水出でたれば、其有様を取調ぶる事を意味するなり、即ち吟味とは、取調ぶるの意にて、勘定吟味役など後に用ひらるる處なれど、天正の當時に於ては用ひられざる詞なりと思惟す、是等の事亦疑ふべき四なり。

(五)大體以上の四箇の疑は、聽て天正日記を疑ふべき十分の理由なるべし、雖ども、更に本書の眞偽を決すべき最後の一點あり、其は六月一日の記事とす、其文に「だてこの内々にてこの方へ御こし、ゆうき様より御たのみ也」とあり、こは伊達政宗が、結城秀康の紹介によりて、清成を訪れて、家康への執成を頼むとの義に解せらる、又その翌二日の記事には「た

てこのゆふき様御ちそうふろたくべしと仰出さる」とあり、之に據れば、政宗は六月一日を以て小田原に著したるなり、然るに伊達政宗事蹟考に載せたる政宗より岩城常隆の家臣志賀甘釣齋に與へし六月六日附の書狀に「小田原陣所昨日五日相着候、各中途迄被打出、馳走不尋常候」とあれば、政宗の小田原著は六月五日なる事明確にして、同日記二日の記事に合はず、是明かに矛盾なり、而して前述の如く、秀康の紹介によりて、清成に面會し、家康に頼みて秀吉への執成を願へるが如きも亦然り、即ち是より先、政宗家康と直接に書狀を交換し、互に相親めるは前章に述ぶる所の如くなれば、何ぞ清成などを紹介者として、家康に依頼するの要あらんや、且つ秀康は是時僅に十七歳にして、同年八月五日に至りて結城家を繼ぎたるに過ぎず、決して斯る位置に居る人にあらず、之を以て考ふれば、天正日記の記事は、全然當時の情勢と齟齬す、云はざるべからず、本書の眞偽之に由つて斷ずるを得べし。

猶清成が、かく江戸經營に當りしとすれば、町奉行の職なるべく小宮山綏介氏は、天正日記を考證して、當時清成は江戸町奉行なりといへど

何等の證據なく、加ふるに内藤家譜、其他寛永系圖等を見れば、清成は當時秀忠の傅役なり、之によりても天正日記の疑はしき事益明かなり。

### 第二十三章 朝鮮征伐の起因

朝鮮征伐に就きて、世傳に従へば、秀吉始めより明及び朝鮮を歸服せしめんとする宿志を抱けるかの如くいへど、そは其結果を見て直ちに其原因を想像せるに過ぎず、凡そ秀吉が大征伐を企つる時は、必ず先づ平和手段を以て、出來得る限り之を説諭して降服を勧め、而して其對手の之を聽かずして交渉の餘地なきに至つて、始めて之を征するにあり、九州征伐の島津氏に於ける、關東征伐の北條氏に於けるが如き皆是なり、殊に北條氏に對しては、再三再四平和的交渉を重ねたるものにして、秀吉が性急なる、よくも忍耐せしと思はる、程氣長に交渉したるにも拘らず、北條氏は之に對して誠意なく、最早寸毫の餘地なきに至りて、始めて征伐に従へり、こは兵力を損せずして降服せしめんとするの計にして、蓋し此方法は、確に信長に學びし所なり、信長の淺井朝倉兩氏に對

し、又叡山高野山に對する態度、何れも此の如し、秀吉は之を踏襲して、内地に於ける北條氏に對してすら、平和的交渉態度に出でしものなれば、況んや海外に對しては、一層の慎重なる態度を採りし事は論を俟たず、且つ彼が海内を征するに當りても、常に天子の命を奉じて諭し、しかも敵之を納れざるに及んで、止むを得ず之を征するにあり、即ち戰の名義を正しくす、況んや外國に對しては、一層に戰の意義を正して、單に盜賊的侵略をなさんごせるものには斷じてあらざるなり。

一秀吉外征の所以は、その由りて來る所遠く、而して其外征を企つるや、當然の歸結にして決して突飛ならざる事勿論なり、抑、秀吉が海外征伐を企つるに至りし由來を論ずるには、先づ明韓と我が國との國際的來歴を研究すべし、室町幕府は、歴代明韓に對して使聘を通じ、戰國となりて、海内戰亂打續きしにも拘らず、依然國交を繼續せり、將軍義晴の代に至りて、天文六年八月國書を明に送りて舊交を修めたり、其書は續善隣國寶記にありて、幕府の國書は之を以てその終ごせり、然らば是時を以て幕府との國交は絶えたるが如く見ゆれど、事實は然らずして、未だ國

書其ものは發見せられざれど、義晴の子義輝の時に於ても、使を通ぜし事朝鮮通交大紀に載する朝鮮王李峴一本の復書によりて明かなり、其文に曰く、比於五年三承貴价、又己亥之書既盡其意、とあり、即ち己亥は我が永祿六年に當りて義輝の代なり、されば義輝が國書を遣はせし事明かなり、然るに八年に義輝弒せられ、足利義榮三好三黨に擁立せられて征夷大將軍に任ぜられしも、僅に數年にして薨去し、且つ彼は將軍としての位置を確定するに至らざりしかば、外國に使を通ずるが如き餘裕ありしごも思はれざるに、前記朝鮮通交大紀には、隆慶元年朝鮮王李峴が日本の幕府に送れる書を所載せり、而して同編者は此書を以て將軍義榮に送れる者ご認めしならん、如何となれば隆慶元年は我が永祿十年にして、義榮の擁立せられし時なればなり、さりながら、朝鮮の往復は、彼我共に早きは二三年、遅きは五六年を要するものなれば、單に國書の年號によりて、之を義榮にあつるは危険なる考にして、恐らく朝鮮にては、義輝の弒せられしを知らず、義輝に送る考にて書かれしものなるべし、さて室町幕府の國交は、これを以て其最後ごなす、其後信長が、義輝の

弟義昭を奉じて入京し、幕府を恢復するや、元龜元年朝鮮との交りを暖めんとして、使を遣はせし事、右武衛殿朝鮮渡海之雜稿所載、僧天荆が朝鮮有司に與へし書簡中に見ゆ、其文に曰く、

「前將軍源義朝、奉斧鉞征奸賊於東邊、年于茲、其功未了、不幸逝矣、今將軍義明繼父業立征之、數十年之間、奔馳不暇、故絕隣交者久矣、近年回旌旗於洛陽、越元龜癸酉歲、修舊交於貴國、厚見待之、將軍亦感之。」

癸酉は元龜元年なり、義朝とは義輝の事にして、義明は義昭の事ならん、何故に本名を用ひざりしかば、其故を詳かにせざれども、是時の朝鮮王の名は、昭なれば、義昭の昭を避けたるものか、支那朝鮮は諱といひて名を忌めば、國際的禮儀より來れるやも、知れず、義輝を義朝とせるは、朝鮮の前代の王に、暉、晃等の名ありて、輝と其義相通ずる所より之を避けたるか、或は又是時の王の一門一族の中に、輝の字若しくは之に形及び意味の近き文字を以てせる者ありしが、爲かとも思はるれど、要するに、彼の王又は王族の名を避けたるものなるべし、さればこの本文に記せる義朝は、義輝の意にして、義明は義昭なる事疑なし、而して奸賊を東邊に

征すといふは、事實に合はざれども、彼我國交の暫く絶えし事を簡單に説明せんが爲に、體裁よき事を書けるものなるべく、又其功未了不幸逝矣とは、義輝の弑せられたる事を取繕ひての詞なるべく、義昭の事を叙して、數十年の間、奔馳暇あらずとは、國交の廢弛を説明するがための文なるべく、近年旗を洛陽にかへしとあるは、信長に擁せられて入洛せしをいへるものなるべく、何れも事實に合すれば、旁義輝、義昭の事を述べし事論を俟たず、されど其實は、信長の遣はせし使なるに、信長自身の名を用ひざるは、國交を繼續するには、將軍の名を以てせざれば、彼之を受けざるべしとの考より、かくは將軍の名義をかりて使者を遣はせしものと思はる、但し同書には、天荆が信長の命を奉じて使用する事を明記せずして、只開卷第一に、天正五年十月奉官命、促裝於兵庫津、艤舟、送行、酬和不可勝記とあり、茲に官命とは、信長以外にあつべき人なし、況んや堂々たる有様にて、兵庫を出でし如きも、信長の命に依らずんば、能はざる所、又前述の天荆の書狀に、是度の使命は、元龜元年の朝鮮の優待を謝せん爲に、將軍の命によりて來れりとあれど、然も其實は、信長より發遣せし

事明かなり、天荆は天正七年二月を以て朝鮮京城に着し、國王に謁見し、同四月京城を發して歸朝の途につけり、其日記なる渡海記は、七月十二日東萊府までの記事に止まれば、其復命は何時か明かならざれど、七年末か、八年始ならん、其後更に使者を朝鮮に遣はせしもの如く、續善隣國寶記に、萬曆九年九月附にて、朝鮮國王より日本國王に答ふるの書を載せたり、萬曆九年は天正九年なれば、この書は亦信長の許に來りしならん、之に對する信長の書翰は傳らず、只答書あるのみ、其中に、

大王畏天時保傾心事大甚盛々々然朝聘以時禮當自控告の義豈待隣國爲之先容況天威咫尺義無私交雖欲傳奏亦且無辭理有不可勢亦難爲願大王察之、

とあり、之によれば信長は明かに國交を通せんとして、朝鮮に之が紹介を依頼せるものなるべし、蓋し傾心事大とは其義なるべし、然るに朝鮮は之を迷惑とし、豈待隣國爲之先容とて拒絶せるものならん。

これに據りて之を觀るに、信長は義昭を奉じて入洛するや、早くも元龜元年に使者を朝鮮に遣はして明國への紹介を頼める事を知る、され

ば信長の外交に對する態度は、頗る進取的なりし事明かなり、只惜むらくは、朝鮮が明國への依頼を拒絶せる返狀を受取りし翌十年、信長の弑せられて其終局の目的を窺ふ事能はざる事を、されど其政策は秀吉によりて繼承せられぬ、秀吉の政策は、概ね信長を繼承したるに過ぎざる事は、既に織田時代史に於て論じたるが如くなれど、只海外の事は果して信長の其を繼承せしや否や明かならざりしが、近頃研究の結果、之も亦其例に漏れざる事を發見せり、是より本題に入り、秀吉が外交政策は信長の其を繼承せるものなるを述べん。

天正五年十月、信長秀吉を遣はして中國を討たしめたりし時、信長秀吉に向ひて、若し中國を征服せば、其地を以て汝を封ずべしといひしに、秀吉之に答へて、若し中國を平定するを得ば、願くば直ちに九州を平定し、而して後其國々を以て諸將に與へよ、我は君の威光をかりて朝鮮大明に輝し、彼地に於て領地を賜はらんといひしかば、信長其大膽を賞せる由、朝鮮征伐記に見ゆ、此事は、一見突飛なるも、秀吉が海外に對する意見の發表の始とも見るべきものにして、前述の如く、信長は、屢朝鮮に使

者を遣はし、是年三月にも天荆を朝鮮に送り、進んで明との國交を開かんとしつゝある時なれば、秀吉が信長の意を迎へてこの言をなせしは、蓋し有り得べき所なりしかのみならず、戦國時代より當時の海外貿易を見るに、頗る盛んなるものありしは、諸書に散見する所なり、例へば海東諸國記には、畿内、中國、四國、九州等の諸豪族、並に寺社、或は信州の國人等、各使を朝鮮に遣はして、貿易せること頗る多く、又求麻外史には、肥後の相良氏が、天文八年に渡唐、船市木丸を製することを記し、又後に秀吉が外征の師を起せる時の事なれど、外征に際し、肥前の鍋島直茂は、其領地肥前を献じ、其代りとして、明には、從來肥前の者商賣として罷越しありつける者多ければ、其地に於て新に領地を賜はらんことを述べし事、直茂の臣より、長束正家、増田長盛の兩奉行にあてし書狀に見ゆ、楓軒文書集こゝに明にありつけるものは、明に渡り土着して業を營むことなるべし、さらば肥前人が支那に移住せるもの多き事明かなり、之を以て押せば、獨り鍋島氏のみならず、九州の諸家の中には、同様に支那に植民せるもの多かりしならん、秀吉が龜井茲矩の望を壯とし、琉球守と書して

與へたりし事は既に述べたる如くなるが、茲矩は琉球を望みたるのみならず、更に支那台州を望みしが如く、秀吉より茲矩に與へし朱印に龜井台州守殿とあり、龜井伯爵家に現存す台州は浙江省台州府にあり、之も亦突飛なる考よりなしたるには、あらずして、台州との連絡ありての事なるべく、茲矩は尼子氏の舊臣なれば、出雲邊の人民等、浙江に移住せる者ありしによるべし、此の如く、信長の中國征伐の時、既に秀吉が海外の領地を望みたるのみならず、龜井氏亦外國に志せしは、決して突飛なる出來事にはあらずして、戦國以來一般に膨脹せる國民精神が、會、信長の中國征伐の機に發露せられたり云ふべきなり。  
天正十年六月、信長本能寺の變に會ふや、秀吉は直ちに中國より引返して、明智光秀を誅し、十一年には、北庄に柴田勝家を破りて、北國を征し、十二年には、徳川家康と小牧に戦ひ、十三年には、南海及び四國を征する等多事にして、未だ海外の事に及ぶ暇なかりしが、十四年九州征伐の軍を起すに及びて、始めて海外經營の意志を發表せり、そは同征伐に就きて、毛利輝元に與へし十四年四月十日附の朱印狀にして、凡そ十四箇條



より成れる覺書なれど、其十二箇條に、高麗御渡海事とあり、これ秀吉の朝鮮經略に關する意志發表の初となす、次には同年八月五日附にて、安國寺惠瓊、黒田孝高、宮木右兵衛の三名に宛てし十三箇條の朱印覺書にて、其最後の條に、唐國までなりと可被仰付と被思召御存分の通に候條、島津御意に候處、幸之儀に候間、堅可被仰付と見え、翌々十六年十月十四日附増田長盛等の連名にて、小早川隆景に與へし奉書には、唐國南蠻國迄も可被仰付、被思召條、九州之義者、五畿内同然に被仰付候は、不叶義に候とあり、此の如く秀吉は、先づ朝鮮より支那、南蠻までも經略せんとの雄圖を抱ける者と見らるべし、さりながら、毛利氏に與へし御朱印狀に高麗御渡海といひ、安國寺等に宛てし者に、唐國までなりと記すと雖も、之を以て直ちに其國を侵略せんとする者と見るは非にして、聊か辭令を誇大にして威勢を示せる者と見るべし、只九州平定の上は、進んで海外の經營に着手するの意志ありといふ意味に解釋すべきものか、然らば、其著手順序如何といふに、先づ天正十五年六月に、秀吉は宗對馬守義調を筑前箱崎に召して謁を賜ひ、朝鮮を討たんとするの意を示せ

り、然るに義調は朝鮮との關係甚だ深ければ、大に驚き、朝鮮の爲に調停を試み、先づ朝鮮に入りて彼を諭し、入朝せしむる如く計ふべければ、直ちに之を征伐する事は猶豫せん事を答へたり、秀吉之を容れて義調をして朝鮮に赴き、秀吉の意を傳へしめぬ、柳原家所藏文書中六月十五日附これに秀吉より宗對馬守に與へし書狀よれば、是時直ちに朝鮮を討たんとせるが如く見ゆるも、これ亦義調を脅して速に事を運ばしめんが爲なるべし、かくて義調は直ちに其月を以て、家臣柚谷康廣を朝鮮に遣はし、入朝を促したり、事は寛政重修諸家譜義調傳並に朝鮮通交大紀等に、又朝鮮側にては宣宗實錄に見ゆ、これは柚谷を稱とせり是時秀吉は、國書を與へしが如く、同書に、書辭甚倨語有天下歸朕之一握と記せり、其國書は現存せざれども、現存せる琉球への國書の趣意の如くに、日本の海内始めて一統したれば、宜しく來りて賀せよこの意なるべし、而して又一面には、朝鮮をして明に紹介せしめて、室町時代に於ける彼の勘合符印の制を復して、官船商船の往來を開かしめんとする趣意を通ぜしめたりと見えたり、即ち今日の語を以てすれば、國際條約を締結して、通商貿易を開かんとする事にして、其要求は正々堂々た

るものといふべし、これ實に秀吉當初の目的なりしが如く、そは文祿二年明の使者に示せし媾和條件の中に見ゆ、而して此條件は讓歩的のものにあらずして、當初の目的を遂行せんことをありしが如し、されば最初はこの意味にて交渉を開けるならん、之を皇明經世文編に載せたる徐文定公の海防迂説に、秀吉は信長の後を承け、其志を我に逞しくせんと欲するは信長に異なるなしとあり、惜しい哉この上文に、一枚脱丁ありて、其信長の所謂志なるもの詳かならざれども、若しあらば、必ずや彼の明及び朝鮮に對する政略を窺ふに足るべき者あらん、從つて亦必ず秀吉が信長の外交政略を繼承せる事實一層鮮明となりしならん、この經世文編は、支那には殆ど無く、我が國に於ては、内閣に一部あるのみなり、金澤の圖書館に一部ある由なれど、未だ見る機會なし、兎に角信長に異なるなしといふ一句を見ても、信長と同様の政策に出でしこと疑なし、又宣宗實錄によれば、是時袖谷朝鮮王をして、我と共に答禮使を發遣せしめん事を求めしが、王之を拒絶せしかば、秀吉は、これ袖谷が豫て朝鮮王と懇意なりしを以て、私に要領を得ざらしめしものとなし、之を

誅せる事見え、又是時に朝鮮の宮廷にては、答禮使を遣はすべきや否やの議論盛んにして、其結果遂に使者を出さざる事に決せる事も見えたり、されば敢へて袖谷の故意にあらざらんも、要領を得ずして歸朝せしを以て、秀吉之を怒りしならん、是に於て秀吉は更に翌十六年十二月宗義義子智調僧子玄蘇調を朝鮮に遣はして再び交渉せしめ、是非に彼の使者を伴ひて歸るべきを命ぜり、然るに朝鮮にては又議論紛々として決するに甚だ困難なりしが、兎に角再び之を拒絶するの不可なるを思ひ、當時朝鮮の叛民にして沙火洞沙火洞ともありなる者、日本に遁れて日本人を誘ひ、屢本國朝鮮に寇するを述べ、此者を捕へ送らば、改めて信使を遣はすべきを答へしかば、義智は直ちに家臣柳川調信を歸朝せしめて其趣を秀吉に報ぜしめたり、此報を得るや、秀吉は直ちに命じて沙火洞を搜して之を捕へ、翌十七年七月、沙火洞を始め、我が國人にして朝鮮に寇せる首領若干を捕縛して併せて朝鮮に送り、存分に處分せらるべき旨を通じ、同時に右倭寇等によりて虜にせられたる朝鮮民百六十人を送還して、要求以上に盡す所ありたれば、速に信使を遣はすべき事を申送り、爲

に朝鮮は大に之を感謝し、義智一行を殿上に宴して物を賜ひ、又爵を進め、次いで始めて朝鮮より信使を派遣すべきの決議を得て、義智は歸朝し秀吉に復命せり。

# 豊臣時代史終

豊臣時代史

定價金貳圓八拾錢

大正十四年七月七日印刷  
大正十四年七月十三日發行

著者 田中義成

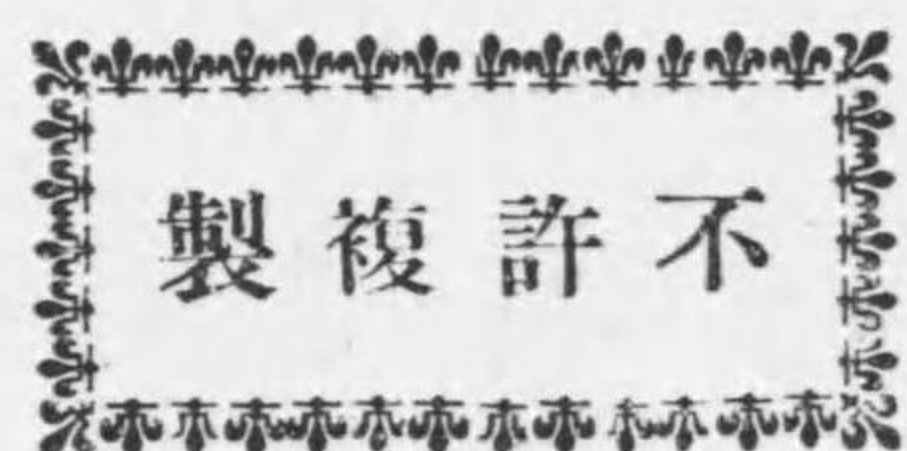
相續者 田中 幹

發行者 株式會社明治書院

取締役社長 鈴木友三郎

東京市神田區錦町一丁目十番地

印刷者 細谷祐三



不許複製

## 發行所

東京市神田區錦町一丁目  
振替貯金口座東京四九九一番

株式會社 **明治書院**

電話大手(五八八六四九番)

文學博士

萩野由之先生著



日本史講話

全一冊

定價金 八圓  
送料 廿四錢

文學博士

宮地直一先生著



神祇史綱要

全一冊

定價金 貳圓  
送料 拾貳錢

文學博士

田中義成先生著



南北朝時代史

全一冊

定價金 貳圓八拾錢  
送料 拾貳錢

文學博士

田中義成先生著



足利時代史

全一冊

定價金 參圓貳拾錢  
送料 拾貳錢

文學博士

田中義成先生著



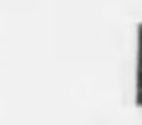
織田時代史

全一冊

定價金 貳圓八拾錢  
送料 拾貳錢

文學博士

田中義成先生著



豐臣時代史

全一冊

定價金 貳圓八拾錢  
送料 拾貳錢

534  
93

終

